

(案)

高梁川下流地域森林計画書

(高梁川下流森林計画区)

計画期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 1 8 年 3 月 3 1 日

岡 山 県

目 次

I 計 画 の 大 綱

1 森林計画区の概況	
(1) 位置及び行政区域	1
(2) 自然的条件	1
(3) 社会、経済的条件	2
(4) 森林・林業の特質	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	6
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	
(1) 森林整備の在り方	7
(2) 計画推進の基本方針	8
(3) 目標設定の考え方	8

II 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	1 0
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	1 0
(3) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	1 2
2 その他必要な事項	1 3
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	1 4
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	1 5
(3) その他必要な事項	1 5
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	1 6
(2) 天然更新に関する指針	1 7
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	1 8
(4) その他必要な事項	1 8
3 間伐及び保育に関する事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	1 8
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	1 8
(3) その他必要な事項	1 9
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	1 9
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	2 1
(3) その他必要な事項	2 1
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	2 2
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	2 2
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	2 4
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	2 5
(5) 林産物の搬出方法等	2 5
(6) その他必要な事項	2 5
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	2 5
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	2 5
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2 5
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 6
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	2 7
(6) その他必要な事項	2 7

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 8
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	2 8
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 8
(4) その他必要な事項	2 8

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針	3 9
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	3 9
(3) 治山事業の実施に関する方針	3 9
(4) 特定保安林の整備に関する事項	4 0
(5) その他必要な事項	4 0

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	4 0
(2) その他必要な事項	4 1

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	4 1
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	4 1
(3) 林野火災の予防の方針	4 1
(4) その他必要な事項	4 1

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域の基準	4 2
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	4 2

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	4 3
2 間伐面積	4 3
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	4 3
4 林道の開設及び拡張に関する計画	4 4
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 7
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	5 2
(3) 実施すべき治山事業の数量	5 3
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	5 7

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法	5 8
2 その他必要な事項	1 0 2

Ⅲ 附 属 資 料

・「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」	1 0 3
・森林生態系多様性基礎調査の調査結果による鳥獣害防止森林区域候補地	1 0 6
・森林簿（省略）	
・森林計画図（省略）	

参 考 資 料

1	森林計画区の概要	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	1
(2)	地 況	2
(3)	土地利用の現況	4
(4)	産業別生産額	5
(5)	産業別就業者数	6
2	森林の現況	
(1)	齢級別森林資源表	7
(2)	制限林・普通林別森林資源表	1 1
(3)	市町村別森林資源表	1 2
(4)	所有形態別森林資源表	1 5
(5)	制限林の種類別面積	1 6
(6)	樹種別材積表	1 7
(7)	荒廃地等の面積	1 7
(8)	森林の被害	1 8
(9)	防火線等の整備状況	1 9
3	林業の動向	
(1)	保有山林規模別経営体数	2 1
(2)	森林施業計画の認定状況	2 2
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	2 3
(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	2 4
(5)	林業経営体等の現況	2 6
(6)	林業労働力の概況	2 7
(7)	林業機械化の概況	2 7
(8)	作業路網等の整備の状況	2 8
4	前期計画の実行状況	
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	2 9
(2)	間伐面積	2 9
(3)	人工造林・天然更新別面積	2 9
(4)	林道の開設及び拡張の数量	2 9
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	3 0
(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	3 0
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1)	森林より森林以外への異動	3 1
(2)	森林以外より森林への異動	3 1
6	その他	
(1)	持続的伐採可能量	3 2

担当者の職氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職・氏名

林政課長	三宅美裕
副 課 長	小野雅枝
総括参事（森林企画班長）	木村昌生
副 参 事	荒木彰宏
主 任	小林大樹
技 師	木戸浩介
〃	佐藤啓一郎

2 計画樹立に従事した期間

自	令和7年	4月	1日
至	令和7年	12月	日

高梁川下流森林計画区位置図



I 計 画 の 大 綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び行政区域

高梁川下流森林計画区（以下「計画区」という）は、全国森林計画において設定されている高梁・吉井川広域流域（岡山県全域と広島県の一部）に属し、広島県と接する県西部に位置し、一級河川高梁川流域の7市3町で構成された総面積246,479haの区域で、県土面積の約35%を占めている。

包括されている行政区域は次のとおり。

北 部 地 域	新見市（旧新見市、旧大佐町、旧神郷町、旧哲多町、旧哲西町）
中 部 地 域	高梁市（旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町、旧備中町）
南 部 地 域	倉敷市（旧倉敷市、旧船穂町、旧真備町）、笠岡市 井原市（旧井原市、旧美星町、旧芳井町） 総社市（旧総社市、旧山手村、旧清音村） 都窪郡（早島町）、浅口市（旧金光町、旧鴨方町、旧寄島町） 浅口郡（里庄町）、小田郡（矢掛町）

(2) 自然的条件

ア 地 形

計画区の北部地域は、花見山の1,188m、剣森山1,034m、雄山1,153m、雌山1,067m、天銀山980m、二子山1,075mなど中国山地を形成する1,000m級前後の山が並び、その麓には石灰岩質のカルスト台地（標高400～600m）が広がり、谷部にわずかな平地がある。

中南部地域は、天神山777m、弥高山654m、秋葉山591m、大平山698mなど標高500～600m級の山々が連なった吉備高原山地から、南に下って瀬戸内沿岸の平野部に至るまでの、なだらかな傾斜の地形が続いている。

イ 気 象

計画区の北部地域は、年平均気温12℃とかなり低く、年平均降水量は1,850mm程度で、積雪量も多く日本海型気候である。

中部地域から南部地域は、降水量が少なく晴れの日が多く、年平均気温は15℃～17℃、年平均降水量は1,088～1,399mm程度で、比較的温暖な瀬戸内海型気候である。

ウ 地 質

計画区は、中生代後期から新生代初期火山岩類の安山岩、流紋岩、花崗岩の概ね3種類の岩石によって占められている。石灰岩は新見市南部、高梁市東部にみられ、かんらん岩、蛇紋岩、黒色片岩も広く分布している。また、笠岡市北部、井原市には泥岩、砂岩等非石灰岩類がみられる。

エ 土 壌

計画区の北部地域は、褐色森林土が大部分を占めるほか、黒色土がモザイク状に分布している。山頂から尾根、山腹上部にかけて乾性褐色森林土が分布し、適潤性褐色森林土は斜面中部から下部及び谷筋にかけて出現する。

中部地域は乾性褐色森林土の出現率が高くなり、適潤性褐色森林土は谷筋や斜面下部の一部に限られ、乾性赤色系褐色森林土、乾性褐色森林土が分布している。

南部地域は、深層風化を受けた花崗岩、流紋岩を中心に未熟土群、赤色系褐色森林土、乾性褐色森林土が分布している。

(3) 社会、経済的条件

計画区の交通網は、J R 伯備線、国道 1 8 0 号が南北に走り、北部地域には J R 姫新線・芸備線、中国自動車道、国道 1 8 2 号、中部地域には、国道 3 1 3 号、南部地域には、J R 山陽本線、山陽自動車道、国道 2 号が東西に、瀬戸中央道が南北に走り交通の動脈を形成している。また、海上についても、水島港、笠岡港など、国内外の各地や笠岡諸島と連絡している。

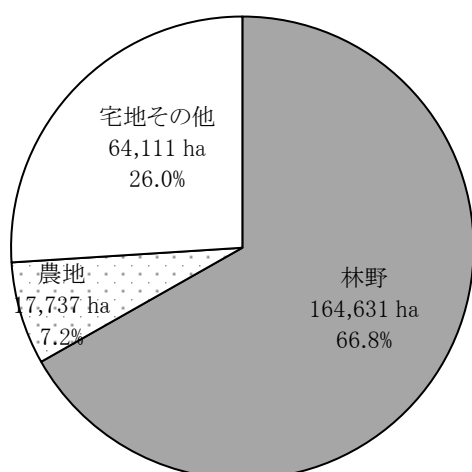
山村振興法に基づく「振興山村」については、5 市町（井原市、総社市、高梁市、新見市、矢掛町）の一部地域が指定されている。

また、過疎地域自立促進特別措置法に基づく「過疎地域」については、井原市、高梁市、新見市、矢掛町の 3 市 1 町が全域指定されており、浅口市では旧寄島町が指定されている。

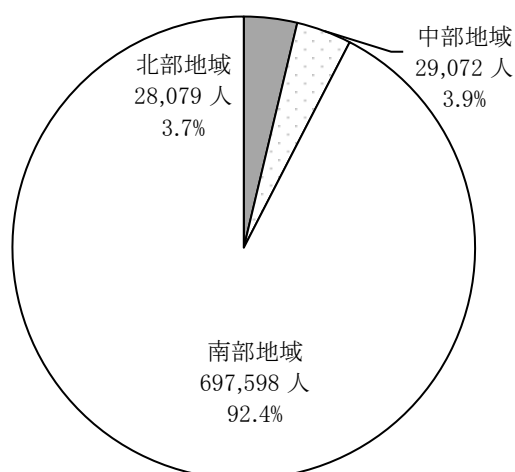
土地利用、人口、就労者、農業産出額、工業製品出荷額、商品販売額の状況は次のとおりである。

土地利用等の状況

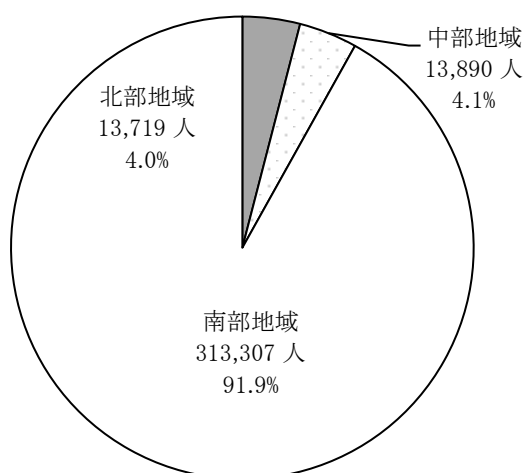
ア 土地利用（県計 711,447ha）
（高梁川下流 246,479ha）



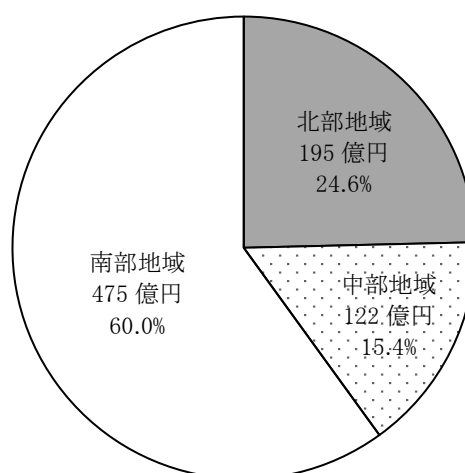
イ 人口（県計 1,888,432人：R2）
（高梁川下流 754,749人）



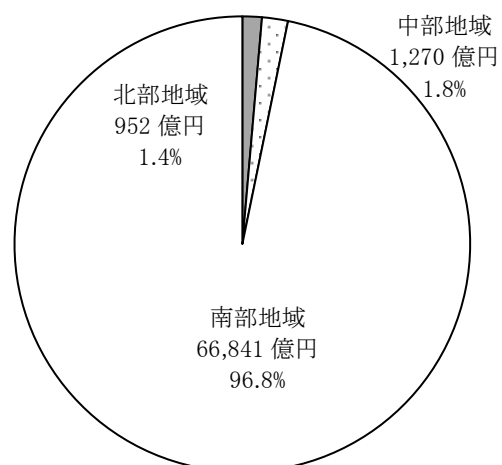
ウ 就業者（県計 969,651人：R2）
（高梁川下流 340,916人）



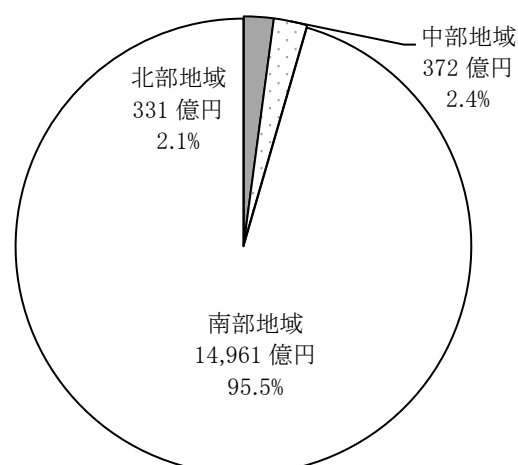
エ 農業産出額（県計 96,965億円）
（高梁川下流 792億円）



オ 工業製品出荷額（県計 96,965億円）
（高梁川下流 69,063億円）



カ 商品販売額（県計 51,962億円）
（高梁川下流 15,664億円）



(4) 森林・林業の特質

ア 森林の状況

計画区の森林面積は、計画区総面積の 67%にあたる 165 千 ha で、県下森林面積の 34%を占めている。そのうち国有林は 11 千 ha で 6%、民有林が 154 千 ha で 94%を占めている。

民有林の資源内容をみると、人工林が 46 千 ha、天然林が 103 千 ha となっており、人工林率は 31%と県平均の 38%より低い。

地域別にみると、北部地域はスギ、ヒノキ等の人工林率は 54%と県平均の 38%に比べて高く、人工林の齢級構成では 45 年生を超える林分が 83%を占め、利用期を迎えている。

中部地域は、人工林率が 22%と県平均よりも低く、広葉樹及びアカマツの天然林が大部分を占めている。

南部地域は、気象、土壌条件から広葉樹の天然林が大部分を占め、人工林率は 10%とかなり低い。また、倉敷市等の人口集中地であり、山地災害防止機能、快適環境形成機能等の公益的機能の高度発揮が求められる地域である。

イ 森林の保健・文化・教育的利用の状況

計画区の北部から南部地域にかけて、備作山地県立自然公園（新見市）、高梁川上流県立自然公園（新見市南部、高梁市）、瀬戸内海国立公園（倉敷市、笠岡市等）、吉備史跡県立自然公園等が指定されており、保健・休養の場として親しまれている。

ウ 林産業の状況

計画区内には原木市場が 2 市場あり、県内はもとより県外からも集荷しており、令和 5 年度で年間約 120 千 m³の原木を取り扱っている。

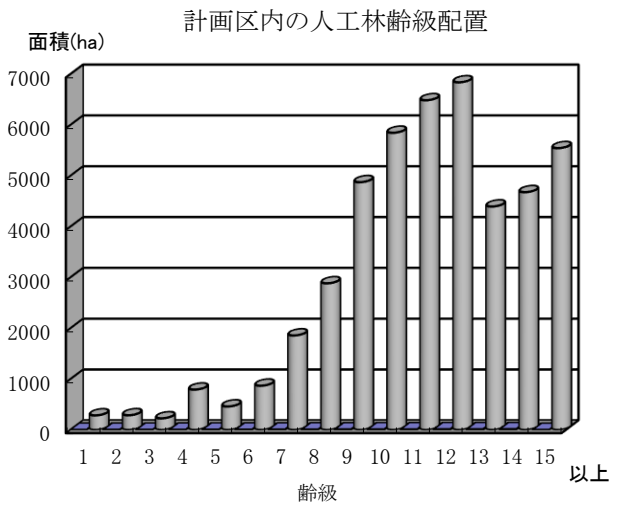
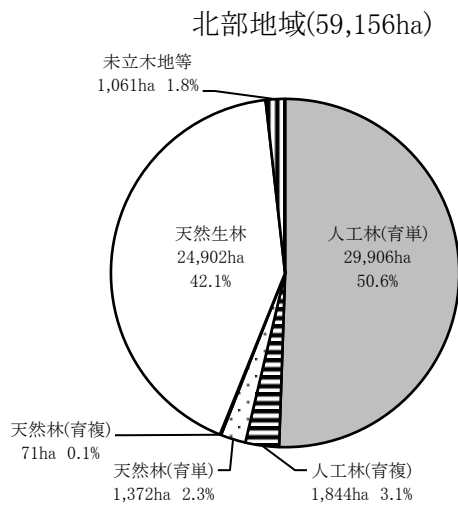
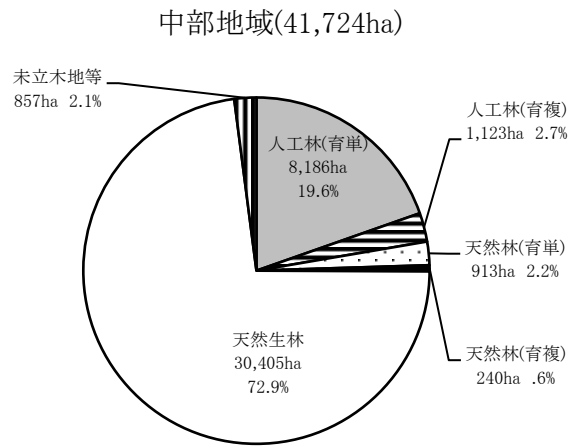
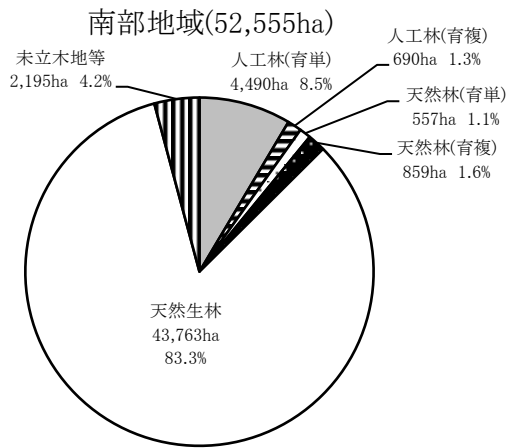
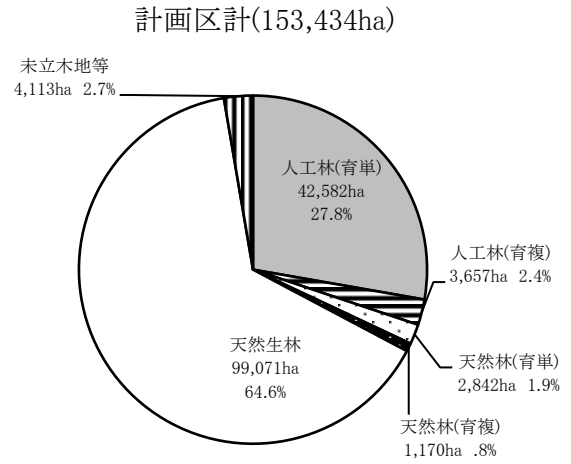
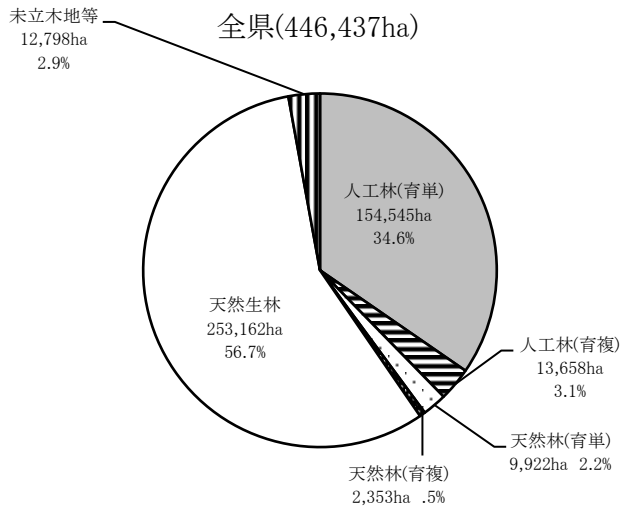
製材工場は 25 工場であるが、小規模な工場が多く、南部地域では外材主体の工場が立地している。

また、北部と中部地域では、木質バイオマス発電所が 2 施設で稼働しており、未利用材等の活用が進展している。

エ 特用林産物の生産状況

特用林産物の主要な作目のうち、乾シイタケは 1.4t（県全体の 29%）、生シイタケ 275t（19%）、マツタケ 0.2t（34%）、タケノコ 156t（81%）となっている。

森林資源構成状況



2 前計画の実行結果の概要及びその評価

区 分		計 画	実 行	実行率(%)
伐採材積	主 伐 (千m ³)	5 2 7	4 0 2	7 6
	間 伐 (千m ³)	6 9 4	2 2 3	3 2
間伐面積(h a)		8, 9 6 4	3, 9 0 8	4 4
人工造林(h a)		1, 3 2 2	4 6 0	3 5
天然更新(h a)		4 8 5	7 0 6	1 4 6
林道	開 設(m)	2, 5 0 0	1, 4 2 1	5 7
	拡張(箇所)	6 7	1 2	1 8
保安林指定	水源かん養(h a)	6 1 7	1 5 9	2 6
	災害防備 (h a)	3 8 5	1 1 0	2 9
	保健、風致(h a)	3 0	0	0
治山事業(箇所)		1 5 7	7 4	4 7
要整備森林	人工造林(h a)	—	—	—
	間 伐(h a)	2 0	1 3	6 5

- ・伐採材積のうち主伐は、令和3年のウッドショックに伴い国産原木価格が上昇したことで素材生産意欲が向上したことや木質バイオマス発電燃料材の需要が増加傾向にあるなどの影響を受けて実行率76%となった。また、間伐の伐採材積及び面積は、実行率が4割程度となった。
- ・人工造林は、長期に渡る木材価格低迷により造林及び保育費用の負担が増している影響もあり、実行率35%となった。人工林の齢級構成の平準化、森林資源の持続的な確保を図るため、再造林を推進する必要がある。
- ・林道等の開設又は拡張については、作業道を主体とした路網整備が進められていることにより開設量が低くなった。
- ・治山事業については、豪雨災害の復旧が優先されたことで、実行率47%となった。
- ・保安林の指定は、実行率が3割程度に低迷しており、森林所有者へ制度周知を図り、促進していく必要がある。
- ・要整備森林は、実行率55%となった。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の約7割を占める森林は、木材の生産のほか、水資源の確保、洪水や土砂崩れの防止、森林レクリエーションの場の提供など、私たちの暮らしと深いかわりをもっている。

また、地球環境の保全が国際的な共通課題となる中で、二酸化炭素を固定し、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与する森林・木材の役割が改めて見直されている。

しかし、これまで森林を守り育ててきた林業は、木材価格の低迷、間伐などの手入れ不足、山村地域の過疎化・高齢化の進行などにより、次第に停滞し、森林の持つ公益的機能の低下が危惧されている。

一方、価値観や生活様式の多様化に伴い、県民は、心の豊かさを求めて自然とのふれあいを重視するとともに、地球環境問題へも大きな関心を寄せている。

県民の様々な要求を満たすことができる健全で多様な森林を育てていくためには、県、市町村等行政が、林業・木材産業の活性化、森林とのふれあい、自然環境の保全といった森林全体を通じた施策を積極的に展開することはもちろんのこと、森林所有者、林業・木材産業関係者は、健全な森林の育成、地域林業の活性化、県産材の利用拡大に向けた主体的な事業展開を図り、県民一人ひとりが、それぞれの立場で森林を守り育てていく必要がある。

こうした考え方に沿って地域森林計画における森林整備の在り方、計画推進の基本方針、目標設定の考え方を次のとおりとする。

(1) 森林整備の在り方

本県の森林は、戦後、積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加し、多くの人工林が利用期を迎えており、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階となっており、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させ、均等な齢級構成へと誘導することが必要となっている。

このため、森林整備のための森林区分として、植栽の有無などにより規定されていた人工林、天然林の区分に代え、育成のための人為の程度、森林の階層構造及び経済性に着目して、次のとおり区分することにより、一層の整備を推進していく。

①育成単層林、育成複層林

(育成単層林：森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採した後、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

(育成複層林：森林を構成する林木を部分的に伐採した後、複層樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

- ・自然条件がよく林業経営に適した森林においては、森林経営の集積や集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入による労働生産性の向上等により、安定的な県産材の供給源として適正な管理を進めていく。
- ・伐採後の的確な更新を確保するため、環境に配慮した小面積皆伐や確実な再造林等による森林資源の若返り化を進め、人工林の齢級構成の平準化と回復を図る。
- ・生育途上にある森林の間伐を推進するとともに、土壌の流亡などの恐れのある林分では、伐期の多様化、長期化を図るなど、自然環境の保全に配慮した森林施業を推進する。
- ・利用期を迎えているスギ・ヒノキ人工林の伐採に併せて、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽などにより、花粉発生源の対策を推進する。
- ・育成単層林としての適切な生育が見込めないところや、奥地や急傾斜など林業経営に適さないところは、管理コストの低い針広混交林等の育成複層林や天然生林へ誘導していく。

②天然生林

（主として天然力を活用することにより成立・維持され、健全性の確保等のため必要に応じ適切に保全・整備された森林）

- ・ 自然力を活用して、四季折々の美しい自然を楽しむことができるような多様で健全な天然生林を維持することにより、公益的機能の高度発揮を図る。
- ・ 森林浴、森林レクリエーション、森林・環境教育等県民が森林とふれあう場所として、貴重な森林や里山、身近な都市近郊林を県民へ広く開放し、多様な森林活動の展開を助長する。
- ・ 台風等による災害、森林病虫害等の被害、山火事の発生等森林災害に強い森林づくりを進めることにより、森林機能の低下を防ぐ。

（２）計画推進の基本方針

ア 持続的な森林経営と木材利用の推進

経営に適した人工林では、森林経営の集積・集約化を進め、計画的かつ効率的な林業生産活動を展開し、確実な再造林と少花粉苗木の植替えを促進するとともに、意欲と能力のある林業経営体を育成し、持続的な森林経営を推進する。

また、公共建築物等への県産材利用や消費者理解の醸成など、人と環境に優しい木材利用の促進と木材製品の品質向上・新たな利用を進め、循環資源である木材・木質バイオマスの利用を推進する。

イ 森林とのふれあいを通じた心の豊かさとゆとりの確保

里山林、都市近郊林の整備を行い、身近な森を利用した森林環境教育活動等を推進し、心の豊かさとゆとりのある生活を実現する。

ウ 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保

経営管理が行われていない人工林を管理コストの低い針広混交林等へ誘導し、森林の公益的機能を確保する。

また、山地災害や森林病虫害獣害に対しては、適切な保全対策を講じて森林の健全性を確保する。さらに原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等を保全し、生物の多様性を確保する。

（３）目標設定の考え方

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、育成単層林等における林業のサイクルの循環、伐期の多様化、長期化など森林資源の推移を十分に考慮し、国有林との間で緊密な連絡調整を図りつつ全国森林計画に即して、森林整備の目標、立木竹の伐採、造林、間伐・保育、林道の開設等に関する事項を示した。

なお、市町村森林整備計画の策定等に当たっては、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮した上で、この計画に適合して、その効率的な実行の確保が図られるよう配慮すること。

Ⅱ 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別森林面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		153,613.66	森林法第5条第2項第1号の森林
市 町 村 別 内 訳	倉敷市	9,635.37	
	旧 倉敷市	7,663.05	
	旧 船穂町	106.76	
	旧 真備町	1,865.56	
	笠岡市	5,038.57	
	井原市	15,803.75	
	旧 井原市	4,784.34	
	旧 美星町	4,728.05	
	旧 芳井町	6,291.36	
	総社市	13,270.37	
	旧 総社市	12,353.51	
	旧 山手村	499.21	
	旧 清音村	417.65	
	高梁市	41,724.19	
	旧 高梁市	17,079.66	
	旧 有漢町	3,224.11	
	旧 成羽町	6,575.15	
	旧 川上町	7,077.97	
	旧 備中町	7,767.30	
	新見市	59,155.65	
	旧 新見市	26,450.59	
	旧 大佐町	8,709.58	
	旧 神郷町	9,930.46	
	旧 哲多町	8,328.20	
	旧 哲西町	5,736.82	
	浅口市	2,820.52	
	旧 金光町	760.72	
	旧 鴨方町	1,797.61	
	旧 寄島町	262.19	
	早島町	69.67	
	里庄町	383.35	
	矢掛町	5,712.22	
再 掲	備中県民局(地域事務所を除く)	22,975.41	
	備中県民局(井笠地域)	29,758.41	
	備中県民局(高梁地域)	41,724.19	
	備中県民局(新見地域)	59,155.65	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。

森林の整備及び保全の目標とする各機能に応じた森林の望ましい姿を、次のとおりとする。

第1表 森林の機能と望ましい姿

機 能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水 源 涵 養 機 能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文 化 機 能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存

在等の社会的情勢の変化にも配慮する。

また、近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した取組を推進する。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網の整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、森林の状況を適確に把握するため森林クラウドの効果的な活用を図る。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地林等の人工林における針広混交林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整

	備及び保全を推進することとする。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：h a、蓄積：m³/h a

区 分		現 況 (令和7年度)	計画期末 (令和17年度)
面 積	育 成 単 層 林	4 5 , 4 2 3	4 4 , 2 8 8
	育 成 複 層 林	5 , 0 0 7	7 , 8 2 5
	天 然 生 林	9 9 , 0 7 1	9 7 , 3 8 7
森林蓄積 (m ³ /h a)		1 5 4	1 6 6

注1 育成単層林とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採した後、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林である。

2 育成複層林とは、森林を構成する林木が部分的に伐採した後、複層樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林である。

- 3 天然生林とは、主として天然力を活用することにより維持・成立され、健全性の確保等のため必要に応じ適切に保全・整備された森林である。
- 4 本計画の対象森林には、上記３種類の森林以外に、原野・未立木地・竹林等を含む。

- 2 その他必要な事項
な し

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を勘案して、伐採に関する事項を定めること。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこと。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施にあたっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めること。さらに、花粉の発生源となるスギ・ヒノキの人工林の伐採・植替え等を促進すること。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこと。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によること。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えること。

主伐の時期については、伐採を対象とする立木の標準伐期齢以上を目安とし、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化・長期化を図ること。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理すること。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

さらに、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置すること。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ること。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持すること。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市町村内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めること。この場合、施業体系等により平均伐期齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めること。

また、立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものとして市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではないことを明記すること。

単位：年

区 分	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	そ の 他 針 葉 樹	ク ノ ギ	そ の 他 広 葉 樹
高梁川下流 森林計画区	4 0	4 5	3 5	4 0	1 5	2 0

(3) その他必要な事項

な し

2 造林に関する事項

造林に関しては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の利用状況等を勘案して人工造林及び天然更新に関する指針を定めるものとする。

特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するとともに、伐採後に的確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗による造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うことを定めること。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として定められるものであり、その選定に当たっては、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

苗木の選定については、少花粉スギ・ヒノキ苗木を基本とし、低コスト造林に資するコンテナ苗や成長に優れたものの増加に努めること。

また、多様な森林の整備を図る観点から、上記の考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の定めが行われるよう留意すること。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択すべき旨を市町村森林整備計画に記載するよう留意するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ、クヌギの植栽本数は、下表の本数を基礎とし、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して仕立ての方法別に定めること。

また、その他の樹種についても、必要に応じて地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めること。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を植栽すること。

樹 種	仕 立 方 法	植 栽 本 数 (本／h a)
ス ギ ヒ ノ キ	密 仕 立 て	4, 5 0 0
	中 仕 立 て	3, 0 0 0
	疎 仕 立 て	2, 0 0 0
マ ツ	中 仕 立 て	5, 0 0 0
ク ヌ ギ	中 仕 立 て	3, 0 0 0

①地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。

②植付けの方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植付けること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林等において、皆伐による伐採跡地で人工造林を行うものにあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新すること。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を目安として定めること。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林であつて、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うことを定めること。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種について定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては区分して、岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨として、天然更新の対象樹種について、期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然下種更新、ぼう芽更新の別に応じた天然更新補助作業の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新をすべき期間について岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況等により天然力による更新が期待されないものについては、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定すること。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められる。

(4) その他必要な事項

なし

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関して、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項、第6の1の立木伐採材積及び2の間伐面積を踏まえ、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐及び保育の実施状況等を勘案して定める。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法及び保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐及び保育を行う際の規範として定められる。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進、質的向上及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して適正な林分構成が維持され、根などの発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、市町村森林整備計画で定められる、平均的な間伐の実施時期の間隔に従って間伐を行う。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

樹 種	施 業 体 系	間 伐 時 期 (年)				間 伐 の 方 法
		初 回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材生産	14	17	21	25	【選木方法】 1, 2回目は形質不良木を中心に 3回目以降は形質不良木とともに 成長の良い優勢木も選木の対象とする。
	一般材生産	17	21	26	31	
	大径材生産	19	26	35	—	
ヒノキ	小径材生産	17	22	27	32	【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材生産	21	26	31	37	
	大径材生産	21	28	37	—	

注 上表はスギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を標準とする。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

保 育 の 類	樹 種	実 施 年 齢 ・ 回 数																備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
下 刈 り	ス ギ	△	①	①	①	①	△											時期 6月～8月
	ヒノキ	△	①	①	①	①	①	①	△									
つる切り	ス ギ							←	△	→		←	△	→				
	ヒノキ									←	△	→	→	→	→			
除 伐	ス ギ								←	△	→		←	△	→			
	ヒノキ									←	△	→		←	△	→		

注 ○印 通常予想される実行標準、○内の数字は回数、△印は必要に応じて行う実行標準
市町内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図ること。

(3) その他必要な事項 な し

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源^{かん}涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定する。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的な事項を踏まえ、公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定めること。

なお、公益的機能別施業森林以外の木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定すること。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について特定する。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

区域の設定に際しては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定できるように記載すること。

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

ア 区域の設定の基準に関する指針

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において定めること。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の①～③の森林などを、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において定めること。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

イ 森林施業の方法に関する指針

施業の方法に関しては、第2の1の(2)に示す森林整備及び保全の基本方針及び次の事項を指針として定めること。

伐採の方法を定める必要のある森林	森林施業の方法
・ 水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	・ 伐期の間隔の拡大 ・ 皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小

・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	・特に機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業とし、それ以外は複層林施業とする。 ・適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能。ただし長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。
--	---

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

区域の設定に際しては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定できるように記載すること。

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について定めること。また、この区域のうち施業の効率性が高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めること。

イ 森林施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の発揮及び地域における森林資源の保続に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的かつ効率的な木材等林産物の生産・供給が可能な資源構成となるよう、計画的かつ生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することを定めること。また、特に効率的な森林施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新とする。

（３）その他必要な事項

な し

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

林道・林業専用道の開設量については、第2の1の(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4のとおり計画する。

なお、林道と林業専用道を併せたものを「基幹路網」、森林作業道を「細部路網」と定める。

○基幹路網の現状

単位 延長：k m

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	4 5 8	5 3 1
うち林業専用道	2	1

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

ア 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準の基本的な考え方は、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、次の表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m／h a

区 分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0～15°)	車 両 系	100～250	35～50
中傾斜地 (15～30°)	車 両 系	75～200	25～40
	架 線 系	25～75	
急傾斜地 (30～35°)	車 両 系	60～150	15～25
	架 線 系	15～50	
急峻地 (35°～)	架 線 系	5～15	5～15

イ 伐出作業における集材型に応じた高性能林業機械作業システムの基本的な考え方は、次の表を目安とする。

(ア) 今後開発が進められる、伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システムの目標

①作業地分散型

森林の多様な機能の持続的な発揮を目指し、間伐等非皆伐作業及び小面積の皆伐作業を効率的に実施する必要がある森林に主として対応するシステム。

(生産性 単位：m³/人・日)

集材型 (集材距離)	伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システム					
	緩 傾 斜 地			急 傾 斜 地		
近距離 集材型	(伐倒・搬出) フェラースキッター	(造材) プロセッサ		(伐倒) 急傾斜地用 小型フェラー	(搬出) グラップル付 タローヤーダ	(造材) プロセッサ
-100m	〔短幹集材〕		生産性:10.2	〔全木集材〕		生産性: 6.2
短距離 集材型	(伐倒・造材) ハーベスタ	(搬出) フォワーダ		(伐倒) 急傾斜地用 小型フェラー	(搬出) 小型タローヤーダ	(造材) プロセッサ
-200m	〔短幹集材〕		生産性: 9.2	〔全木集材〕		生産性: 5.1
中距離 集材型	(伐倒・造材) ハーベスタ	(積載) グラップル	(搬出) フォワーダ	(伐倒) 急傾斜地用 小型フェラー	(搬出) 中型タローヤーダ	(造材) プロセッサ
-400m	〔短幹集材〕		生産性: 7.3	〔全木集材〕		生産性: 5.0

②作業地集中型

地域の作業条件にきめ細かく対応しつつ、労働強度の軽減と省力化を図り、効率的な林業経営を推進するため、皆伐作業、ある程度面積的にまとまりのある間伐作業及び択伐作業を効率的に実施する必要がある森林に主として対応するシステム。

(生産性 単位：m³/人・日)

集材型 (集材距離)	伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システム							
	緩 傾 斜 地				急 傾 斜 地			
短距離 集材型	(伐倒・造材) ハーベスタ	(積載) グラップル	(搬出) 無人フォワーダ		(伐倒) 急傾斜地用 フェラーハンチャ	(造材) プロセッサ	(搬出) フォワーダ	(積載) グラップル
-200m	〔短幹集材〕			生産性:10.5	〔全木集材〕			生産性: 8.1
中距離 集材型	(伐倒) フェラーハンチャ	(搬出) スキッター (装輪)	(造材) プロセッサ	(積載) グラップル	(伐倒) 急傾斜地用 フェラーハンチャ	(搬出) 中型タローヤーダ	(造材) プロセッサ	(積載) グラップル
-400m	〔全木集材〕			生産性: 9.0	〔全木集材〕			生産性: 6.2
長距離 集材型	(伐倒) フェラーデリマ	(搬出) スキッター (ホイール型)	(造材) グラップルソー	(積載) グラップル	(伐倒・造材) 急傾斜地用 ハーベスタ	(搬出) 分岐式モノレール	(積載) グラップル	
400m-	〔全幹集材〕			生産性: 8.7	〔短幹集材〕			生産性: 6.1

(イ) 既存及び今後改良が進められる伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システムの目標

現在最も普及している林業機械による伐出林業機械作業システムを基本とし、今後これらの林業機械の性能の向上及び小型軽量化等一層の改良を図りつつ、地域の条件、事業体の経営条件等に応じて採用すべきシステム

(生産性 単位：m³/人・日)

作業型	集材型 (集材距離)	既存の林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システム	
		緩 傾 斜 地	急 傾 斜 地
作業地分散型	近距離集材型	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー リモコンウインチ 〔短幹集材〕 生産性:4.6	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーンダ [※] (簡易式) 〔短幹集材〕 生産性:4.6
	短距離集材型	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 林内作業車 (クローラ型) 〔短幹集材〕 生産性:4.6	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーンダ [※] 〔短幹集材〕 生産性:3.5
	中距離集材型	(伐倒) (木寄せ) (搬出) チェーンソー ウインチ付 フォワーダ [※] 林内作業車等 〔短幹集材〕 生産性:3.8	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー 自走式搬器 チェーンソー 〔全木・全幹集材〕 生産性:2.8

(生産性 単位：m³/人・日)

作業型	集材型 (集材距離)	既存の林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システム	
		緩 傾 斜 地	急 傾 斜 地
作業地集中型	短距離集材型	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 林内作業車 (ホイール型) 〔短幹集材〕 生産性:5.9	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーンダ [※] 〔短幹集材〕 生産性:4.3
	中距離集材型	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー スキッタ [※] (クローラ型) フロセッサ 〔全木・全幹集材〕 生産性:5.7	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー 中型クレーンダ [※] フロセッサ 〔全木・全幹集材〕 生産性:4.1
	長距離集材型	(伐倒) (搬出) (造材・積載) チェーンソー スキッタ [※] (ホイール型) グラップルソー 〔全木・全幹集材〕 生産性:5.7	(伐倒) (搬出) (造材・積載) チェーンソー 大型クレーンダ [※] グラップルソー 〔全木・全幹集材〕 生産性:3.5
	400m-	〔全木・全幹集材〕 生産性:5.7	〔全木・全幹集材〕 生産性:3.5

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域) の基本的な考え方

路網整備等推進区域については、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとし、その区域の設定について幹線となる林道・林業専用道の利用区域を考慮しつつ次のとおり定める。

地形・地質	傾斜が急峻な箇所以外 脆弱な地質又は土壌の箇所以外
森林の機能別調査	森林の機能別調査の「木材生産機能」が「L」以外の箇所

注：林班毎に判断すること。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、林道規程、林業専用道作設指針、岡山県林業専用道作設指針及び岡山県森林作業道作設指針に則り開設する。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項

開設等の実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 切取、盛土は必要最小限度に留めるよう路線を決定する。

イ 切取、盛土の法面安定を図るよう法面保護工、土留工等の土砂流出防止施設を設置する。
なお、土捨て場を必要とする場合は、特に周囲の環境、位置、土砂の流出防止に留意する。

ウ 雨水等による路面の浸食、崩壊を防止するため、側溝等の排水施設を適切な箇所に設置する。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の項目について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、地方自治体と林業経営者を情報通信回線で結ぶ森林クラウドの管理運用を通じて、森林情報の精度向上を図るとともに、その情報の提供・共有を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報を活用し、面的な集約化を進める。このほか、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、農林関係高校等で学ぶ青年

や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等様々な人材の活躍・定着等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進

高性能林業機械等の導入及びその効率的な利用を確保し、生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、林業機械の共同利用など、利用体制を整備するとともに、機械作業に必要な基幹路網等の施設整備に努める。

イ 機械作業システムの目標

森林の多様な機能の継続的な発揮を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めていくため、これまでの伐出作業システムに加え、間伐、択伐等の非皆伐作業に対応し、傾斜や搬出距離等の作業条件にもきめ細かく対応する伐出作業システムの普及が必要となる。

このため、第3の5の(2)に示す考え方及びこれまでの高性能林業機械作業システムの現場における作業条件への適用状態を踏まえつつ、第3の5の(2)に示す伐出用高性能林業機械を組み入れた高性能林業機械システムの普及を推進する。

また、環境負荷低減の観点から、土壌の攪乱、締固め及び残存木への被害を最小限に抑えることに配慮する。

伐出作業における高性能林業機械作業システムの目標の考え方は次のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システム			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～300	チェンソー	スイングヤーダ タローヤーダ		
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～500		スイングヤーダ タローヤーダ		
急峻地 (35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェンソー	タローヤーダ	プロセッサ	トラック

注： 地域において、今後の路網整備や資本装備の方向を決めるに当たっては、地域における自然条件、社会経済的条件を踏まえた工夫や経営判断が必要である。

「グラップル」にはロングリーチ・グラップルを含む。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

計画区の原木市場は北部地域の2市場で、令和6年の取扱量は124千 m^3 となっており、北部地域を中心にヒノキを主体とした木材産地地域を形成している。今後も、安定的な素材生産が行えるよう、高性能林業機械の導入や路網の整備等を図るとともに低コスト化に努めていく必要がある。

また、素材生産業者・流通業者及び民有林・国有林が一体となって計画的な木材生産等によって生産ロットの拡大を図る。

(2市場のうち1市場は平成27年4月開設)

イ 木材加工の合理化

計画区内の製材工場は、一部の外材専門工場を除き小規模零細な工場が多く、原木市場で取り扱われる国産材の1割程度しか製材されておらず、他流域に素材が流出している状況にある。

今後は間伐材等を含めた地域材の出材が増加することが見込まれることから、体質強化に努め、一層加工技術を高めるとともに、乾燥材・JAS製品の生産を促進し品質の向上を図る。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また川上から川下まで一体となって合理的な木材生産・流通システムの確立を図るため、地域の関係者の合意形成に努める。

また、木材関連事業者の取り扱う木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。

また、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

次頁参照

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用する。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずる。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

なし

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該 当 林 小 班)			
総 数		99,621.09		
倉 敷 市	(計)	7,175.78		
旧倉敷市	1～4、5 (イ,ロ,ホ)、7 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、8 (ロ,ハ,ニ)、9、10、11 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、14 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、15 (イ,ロ,ハ)、16 (ニ)、18 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、19 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、20 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、21 (イ,ニ)、22 (ニ,ホ)、24 (ヘ,ト)、25 (イ,ニ)、26～28 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、29 (ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、30 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、31 (イ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、32 (イ,ロ,ハ,ニ,チ,リ)、33 (イ,ロ,ハ)、34 (イ,ロ)、35 (ロ,ハ,ニ)、36 (イ,ロ,ハ)、37 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、38、39 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、40 (イ,ロ,ハ,ニ)、41 (イ,ロ,ハ)、42 (イ)、43 (イ,ロ,ハ)、44 (ハ)、45 (ロ,ハ)、46 (ロ,ハ,ニ,ホ)、47 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、48、49 (ロ)、50 (イ,ロ,ハ)、51 (ト,チ)、52 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、53、54 (イ,ホ,ヘ)、55、56 (イ,ロ,ハ,ニ)、57 (イ,ロ,ホ,ヘ,ト)、59 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、60 (イ,ロ,ハ)、62 (イ,ホ,ヘ)、64 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、66、67、68 (イ,ロ,ハ,ニ)、69 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、70 (ロ,ハ,ニ)、71イ,ロ,ニ,ホ,ヘ)、72 (イ)、73 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ)、74 (イ,ロ,ハ,ホ)、75 (ハ,ニ,ホ)、76 (イ,ロ,ニ,ホ)、78 (イ,ロ,ハ)、79 (イ,ロ,ニ,ホ)、80 (イ)、82 (イ,ロ,ハ)、83 (ロ,ニ)、84 (イ,ニ)、85 (イ,ハ)、86 (イ,ロ)、87 (イ,ハ)、88 (ニ,ホ)、89 (イ,ロ,ハ,ニ)、90 (イ,ハ,ニ)、91、92 (イ,ロ,ハ,ニ)、93 (イ,ロ,ホ)、94 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、95 (イ,ロ,ハ,ニ)、96 (ロ,ハ)、97 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、98 (イ,ロ,ハ,ニ)、99 (ハ,ニ,ホ)、100 (イ,ロ,ハ)、102 (ニ,ホ)、103 (イ,ロ,ハ,ニ)、104 (イ)、107 (イ,ハ)、108 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、109 (イ,ロ,ハ,ニ)、110 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、111 (イ,ロ,ハ)、112 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、113 (イ,ロ,ハ,ニ)、114 (ニ,ヘ)、115、116 (イ,ロ,ハ)、117 (イ,ロ,ハ)、118 (イ,ロ)、119 (ハ)、120 (ニ)、122 (イ)、125 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、127 (ニ)、128 (イ,ロ)、129 (ハ)、131 (イ)、132 (ロ,ハ,ニ,ホ)、134 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、135 (イ,ロ,ハ,ニ)、136 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、137、138 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、139 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、140 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、141 (イ,ロ,ハ)、142 (イ,ロ,ハ,ニ)、143 (ハ,ニ)、144 (ロ,ハ)、145 (イ,ロ,	5,477.30	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受け	かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 干害防備 魚つき

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該 当 林 小 班)			
	ハ)、146、147 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、148、 149 (イ,ロ,ハ)、150 (イ,ロ,ハ,ニ)、 151、152 (イ,ロ,ハ)、153 (イ,ロ,ハ,ニ, ホ)、154 (イ,ロ,ハ,ニ)、155、156、157、 158~161 (イ)、163 (イ,ロ)			
旧船穂町	1 (イ)、2 (イ,ロ)、3 (イ,ニ)	66.44		土砂流出防備
旧真備町	1 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、2 (イ,ロ,ハ,ニ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、4、5 (イ,ロ,ハ,ニ)、 6 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、7、8 (イ,ロ,ハ, ニ)、9、10、11 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、12 (ロ,ハ,ニ)、13、14 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、 15 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、16、17 (イ,ロ, ハ,ニ)、18 (ハ,ヘ,ト)、20 (イ,ロ,ハ, ニ)、21、22 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、23、24 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、25 (イ,ロ,ハ, ニ,ホ,ヘ)、26 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、27 (イ,ロ)、28 (イ,ロ,ハ)、29 (イ,ロ,ハ, ニ)、31 (ロ,ハ)	1,632.04		かん 水源涵養 土砂流出防備
笠岡市	1 (イ,ロ)、2 (ホ,ヘ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ, ト)、4 (イ,ロ,ハ,ニ)、6 (ニ)、8 (ロ, ハ)、9 (イ,ロ,ヘ,ト,チ,リ)、10 (イ,ロ, ハ)、11 (イ,ロ,ニ)、12 (イ,ロ)、13 (ハ,ニ)、14、15、16 (ロ)、17 (イ,ロ, ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、18 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、 19 (イ,ハ,ニ,ヘ)、20 (ヌ)、21 (ロ,ホ, ヘ)、22 (イ,ロ,ハ,ホ)、23 (ロ,ハ,ニ,ホ, ヘ,ト)、24 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、25 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ)、26 (イ,ロ)、27 (ロ, ト)、28 (ニ,ホ)、29 (ハ,ニ)、30 (ロ, ト)、31 (ロ,ハ,ニ)、32 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ, ト,チ,リ)、33 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ)、34 (イ, ロ,ハ,ニ,ホ)、35 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ, ト)、36 (イ,ハ,ニ)、37 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ, ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、38 (イ,ロ,ハ)、39 (イ)、40 (ハ,ホ,ヘ,ト)、41 (イ,ロ,ハ, ニ)、43 (ハ,ニ)、44 (ハ)、46 (イ,ロ, ハ,ホ,ヘ,ト)、47 (イ,ロ,ニ,ホ)、48、49 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ)、50 (ロ,ハ,ニ,ホ)、51 (ロ,ハ,ニ,ト)、52 (イ,ロ,ニ,ホ)、53 (イ,ロ,ハ,ニ)、54~56、57 (ロ,ハ,ニ, ホ)、58 (ロ,ホ,ヘ,チ)、59、60 (イ,ロ, ハ,ニ)、61 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ,ト,チ)、62 (ハ,ニ,ヘ)、63 (ニ,ホ,ト,チ,リ)、64 (イ,ロ)、65 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、66 (イ,ロ)、67 (イ,ロ,ハ,ニ)、68 (イ,ロ, ハ,ホ,ヘ,ト)、69 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ, チ)、72 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、73 (イ,ロ, ハ,ニ)、74 (ハ,ホ,ヘ,ト)、76 (イ,ロ,ハ, ニ,ホ)、77、78 (イ,ロ,ハ,ニ)、79、80 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、81~84、88 (ハ,ニ)、 89 (イ,ロ,ハ)、90 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,チ)、 91 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ,ト)、92 (イ,ロ,ハ,ホ, ヘ,ト,チ)、93 (イ,ロ)	3,443.20	林地の保 全のため 森林の有 する公益 的機能を 阻害する 行為(土 石・樹根の 採掘・開 墾・その 他土地の 形質を変 更する行 為)に際 しては十 分留意 し、他の 法令に よって許 可を受け たものは 許可条件 に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 魚つき

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該 当 林 小 班)			
井 原 市	(計)	9,948.47		
旧井原市	1 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、2 (イ,ハ,ニ,ホ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、4 (イ,ロ,ハ,ニ)、6 (ハ,ニ,ホ)、7 (イ,ロ,ハ,ニ)、8 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、9、10、11 (ロ,ハ)、12 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、13 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、14~19 (イ,ロ,ハ,ニ)、20 (ロ,ハ)、21 (イ,ロ,ハ,ニ)、22 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、23 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、24 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、25 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、26 (イ,ロ,ハ,ニ)、27 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、28 (イ,ロ,ハ,ニ)、29 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、30 (イ,ハ,ニ)、31~41、42 (イ,ロ,ニ)、43~52、53 (イ,ロ)、55 (ロ)、56 (イ,ロ,ホ,ヘ)、58 (ロ,ハ,ヘ)、59 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、61 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、63 (ハ,ニ)、65 (イ,ロ,ハ,ニ)、68 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、69 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、70 (イ,ロ,ハ,ニ)、71~74、75 (ニ)、76 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、77、78 (イ,ロ,ハ)、83 (イ,ロ,ハ,ニ)、84 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、85 (ロ,ホ)、86 (イ,ロ)、87 (イ,ロ)、88 (イ,ホ,ヘ)、89~91、92 (ロ,ハ,ニ,ホ)、93 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)	3,835.31	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備
旧美星町	1~5、7 (イ)、8 (ニ,ホ,ヘ)、9 (イ,ロ)、10 (ロ,ハ)、11、12、13 (イ,ロ,ホ,ヘ)、14、15 (ハ,ニ)、16 (ハ,ニ,ヘ)、17 (ヘ,チ)、18 (ロ,ハ,ニ)、19 (イ,ロ)、20 (ハ)、22 (ロ,ハ,ニ)、27 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、28 (イ)、30 (ニ)、31 (イ,ロ,ト)、32 (イ,ロ)、34 (ニ,ホ,ヘ)、37 (ロ,ハ)、40 (ハ)、41 (イ)、42 (イ)、44 (イ,ロ,ハ,ホ)、45 (イ,ロ)、47 (ニ,ホ)、49 (イ,ロ)、50 (イ,ロ)、51 (イ)、53~55、57~60、61 (ニ)、62 (イ,ロ,ニ)、65 (イ)、68 (イ)、69、70 (イ)、71 (ニ,ホ)、72、73 (ロ,ハ)、74 (イ,ロ,ハ)、75 (ハ)、77 (ハ,ニ,ホ)、78、79、80 (ロ)、81 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、82	2,462.97		かん 水源涵養 土砂流出防備

単位 面積: ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該 当 林 小 班)			
旧芳井町	1 (イ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、5 (ホ)、6 (ヘ,ト)、7、8、9、10 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ)、11、12 (チ,リ)、13、14 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、15 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、16、17、18 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,リ,ヌ,ル,ヲ)、19 (ロ,ハ,ニ,ホ,ト,チ,リ)、20 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、21 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、24、26 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、27 (ホ,ヘ,ト)、28、29 (イ,ハ,ニ)、31 (ニ)、32 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,リ,ヌ)、33 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、34 (ロ,ハ,ニ,ヘ,ト,チ)、35 (ハ,ホ,ヘ)、36 (ヘ,ト,チ)、37 (ホ,ヘ,ト,チ)、39 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ)、41 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、42 (ロ,ハ,ニ)、44 (ハ)、45 (イ,ロ,ハ,ニ)、46~50、51 (イ,ハ)、52、53、54 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、55、56、57 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト)、58、61~65、68 (ヌ)、69 (イ,ロ,チ)、72 (ロ,ハ)、73~76、79、80 (ホ,ト,チ)、81 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、84 (ホ,チ)、85、86、87 (ニ,ホ,ヘ,ト)、88 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、89 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、90 (イ,ロ)、92、94 (イ,ニ)、95 (イ,ロ,ハ,ニ,チ)、96~98、101 (イ,ニ)、102 (ヘ)、103 (イ)、106、107 (イ,ロ)、108 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)	3,650.19		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備
総 社 市	(計)	9,710.78		
旧総社市	1~39、40 (イ,ロ,ハ)、41 (イ,ホ)、42、43 (イ,ロ,ハ)、44 (ハ)、45 (ロ,ハ,ニ)、46~51、52 (イ,ロ,ハ)、53 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、54 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、55~59、60 (イ)、63~67、68 (ロ,ハ)、69~72、73 (イ)、74 (ロ,ハ,ニ)、75、76 (イ,ロ)、77 (イ)、78 (ハ,ニ)、79 (ロ,ハ,ニ)、81 (イ,ロ,ハ)、82 (ロ,ハ,ニ)、85、86 (イ,ロ)、87 (ハ)、90~95、96 (イ,ロ)、97 (イ,ロ,ハ)、98、99 (イ,ロ)、100 (ロ,ハ,ニ)、101~103、104 (イ,ロ)、105 (ハ)、106 (ロ,ハ,ニ)、107~115、116 (イ,ロ)、117、118、121 (イ,ロ)、126 (ハ)、131 (ロ)、132 (イ,ロ)、134 (ハ,ニ)、135 (ロ)、136、138 (ロ)、156、158~169、170 (イ)、171~174、178 (ハ,ニ)、179 (ハ,ニ)、180、181 (ハ,ニ)、183、184 (イ,ロ,ハ,ニ)、185 (イ,ロ,ハ,ニ)、187 (ハ,ニ)、188 (イ,ロ,ハ)、190~209	9,113.92	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 水害防備 落石防止
旧山手村	1 (イ,ロ)、2 (ハ,ニ,ホ)、3、4 (イ,ホ,ヘ)、5~7、8 (ロ,ハ,ニ)、9、10 (ハ)	410.71		かん 水源涵養 土砂流出防備

単位 面積: ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該 当 林 小 班)			
旧清音村	2 (イ, ロ, ニ) 、 3 (イ) 、 8~10	186. 15		かん 水源涵養 土砂流出防備
高 梁 市	(計)	23, 064. 90		
旧高梁市	1~14、16~21、22 (イ, ロ) 、 27、28 (ニ, ホ) 、 31 (ハ, ニ) 、 32~35、37 (ニ) 、 38、39、40 (イ, ハ) 、 41~54、56~68、69 (ハ) 、 70、71、73 (ロ, ニ) 、 74、75 (ロ, ハ) 、 77~82、84~89、95~99、101、102、105、108 (イ, ロ, ハ, ヌ) 、 109 (イ, ロ) 、 110、111、113 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ) 、 124~134、136~138、146~164、165 (ハ, ニ) 、 166~171、173、174、176 (ロ, ハ, ニ) 、 177、181、183~185、188~199、201~205、208 (ロ, ハ) 、 209~217、218 (ハ) 、 219 (イ, ロ, ハ, ニ) 、 220 (イ) 、 221~226、227 (ロ, ハ) 、 228 (ロ) 、 229、235~241、244、245、246 (ニ, ホ, ヘ, ト) 、 248、249 (ニ) 、 250~263、265 (ニ, ホ) 、 267~280、283、284	12, 792. 48	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 水害防備 落石防止
旧有漢町	1~7、11 (ロ) 、 12、13 (ニ, ホ) 、 14 (イ, ハ, ニ, ホ) 、 15 (イ, ロ) 、 19 (ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ) 、 20、21 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ) 、 23 (ロ, ハ) 、 25、26、28、29 (ハ, ニ, ホ, ヘ) 、 35 (ニ, ホ) 、 38、48 (イ)	1, 271. 62		かん 水源涵養 土砂流出防備
旧成羽町	3 (ハ, ニ) 、 4、5、6 (ニ, ホ) 、 14~17、20 (チ, リ, ヌ) 、 21~32、33 (チ) 、 34 (イ, ロ, ハ, ト, チ) 、 36~38、39 (イ, ロ) 、 40 (ロ, ハ, ホ, ヘ, ヌ) 、 41 (イ, ヘ, チ) 、 42、43 (ホ, ヘ) 、 44 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, チ, リ) 、 46、47 (イ, ロ, リ) 、 48 (イ, ロ, ハ, ヘ, ト) 、 49、50 (イ, ロ, ト, チ, リ, ヌ) 、 51、58、63 (イ, ロ) 、 66~68、90 (ロ, ハ) 、 91、92、100 (ヌ, ル, ヲ) 、 101 (イ, ロ)	2, 293. 66		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備
旧川上町	1~6、8、23 (チ) 、 25 (イ) 、 26、28~31、32 (ニ, ホ) 、 35~40、41 (ハ) 、 43 (イ, ロ, ハ, ニ) 、 44~50、52~54、58、60 (ヘ, ト) 、 61、62、69 (ニ, ホ) 、 71 (ハ, ニ) 、 72、73、80 (ハ, ニ) 、 81 (イ) 、 83~86、92、101、102 (ニ, ホ) 、 103 (ロ) 、 105 (ヘ, ト) 、 106~111、112 (ロ, ハ) 、 116~119	3, 145. 00		かん 水源涵養 土砂流出防備

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該 当 林 小 班)			
旧備中町	1 (イ, ハ, ヘ)、2 (イ, ロ, ト)、6 (ニ, ホ, ヘ)、7、8 (イ, ロ, ハ, ニ)、10 (ニ, ホ, ヘ)、11、13、15 (ロ, ハ, ホ)、17、18 (ホ, ヘ, ト, チ)、19 (イ, ロ)、21、22 (イ, ロ)、23~25、27 (イ)、31、34 (ハ)、35 (ロ)、37 (ハ, ホ)、38、39、43、45 (イ)、46 (ロ)、48 (イ, ロ, ハ, ニ)、50 (イ, ロ, ハ)、51 (イ, ロ)、52 (ニ, ホ)、53~55、57 (イ)、58 (イ, ニ, ホ)、59 (ニ)、63 (ロ)、64 (ニ, ホ, ヘ)、65、66、67 (ニ, ホ)、68 (ホ, ヘ)、69 (イ)、70 (ハ)、72、73、74 (イ, ロ, ハ, ホ)、75、77 (イ, ロ, ニ, ホ)、79、80 (ハ)、82、83 (イ, ロ)、84~87、88 (ハ)、89 (ニ, ホ)、90 (ニ, ヘ)、91 (イ)、93 (ロ, ハ, ニ, ホ)、99、101、103、104、106~108、109 (イ)、114~116、117 (ロ, ホ, ヘ)、118 (ロ, ハ, ニ, ホ)、119、120、124~126、132 (イ, ハ, ニ, ホ)、133 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ)、134 (ハ, ホ)、135 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, ト)	3,562.14		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備
新 見 市	(計)	39,815.27		
旧新見市	1~6、10~12、13 (イ, ロ, ハ)、14~20、22 (ハ)、23、24、26 (ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ)、27 (ニ, ホ)、28~32、33 (ニ, ホ, ヘ, ト)、35~47、48 (イ, ロ, ハ, ニ)、49 (ハ, ニ, ホ, ヘ, ト)、50~58、59 (ホ, ヘ, ト)、60、61 (イ, ハ, ニ)、62 (ロ, ハ)、63 (ハ, ニ, ホ, ヘ, ト)、64 (イ, ロ, ハ, ニ)、65 (ロ, ハ, ニ, ホ)、66 (イ, ロ, ハ)、67 (ニ, ホ)、68、69、70 (ニ)、71 (ニ, ホ)、72 (ロ, ハ)、73 (ハ, ニ)、74 (ハ, ニ, ホ, ヘ)、75、76 (ロ, ハ, ホ, ヘ, ト, チ)、77 (イ, ロ, ハ)、78 (ハ)、79、80 (イ, ロ, ト)、81~90、91 (ニ, ヘ, ト)、92 (ハ, ニ)、96 (ホ, ヘ, ト, チ)、97、99、100 (ロ, ハ, ニ, ホ)、101 (イ, ハ, ニ, ホ)、102 (ハ, ニ)、103 (ハ, ニ)、104 (ハ, ニ)、105 (イ, ロ, ハ)、106 (ロ, ハ)、107 (ロ, ハ, ニ)、108~116、119~126、127 (イ, ロ, ハ)、128 (ロ, ハ, ニ)、130~139、141~145、147、148、149 (イ, ハ, ニ)、152~159、160 (イ, ロ, ハ)、161 (ロ, ハ)、162、164 (ト)、165 (ロ, ハ)、166、167 (イ, ロ)、168 (ハ, ニ)、169~175、176 (イ, ロ, ハ)、177 (ロ)、178 (ロ, ハ, ニ)、179、180 (イ, ハ, ニ)、181 (イ, ロ)、182 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ, リ, ヌ)、183 (イ, ロ, ニ, ホ, ヘ, ト)、184 (ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ)、185 (ハ, ニ, ホ, ト)、186~193、197 (ヘ, ト)、198、199 (イ, ロ, ハ, ニ)、202~204、205 (イ, ロ, ハ)、207、208、210 (ロ, ニ, ホ)、211 (ハ)、212 (ロ, ハ, ホ)、214 (ロ)、215 (ホ, ヘ)、216、217、218 (イ,	17,083.45	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 なだれ防止 落石防止

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該 当 林 小 班)			
	口、ハ、ニ、ホ)、219(口、ハ)、221(ハ、ニ、 ホ、ヘ、ト、チ)、222(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、223 (口、ハ、ニ、ホ)、224～227、228(イ、ロ)、 230(ハ、ホ、ヘ)、231(口、ハ、ホ、ヘ)、232 (ニ、ホ)、233(イ、ロ)、234(ニ)、235 (イ)、240(ロ)、241～257、262(ニ、ホ、 ヘ、ト)、263～270、273(ホ)、274(イ、 ロ)、276(ロ、ホ)、289(ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ)、301～325、327(ロ、ハ、ニ)、328～ 332、333(イ、ニ、ホ)、334(ハ、ニ、ホ)、 335(イ、ロ)、336(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、 337、338(イ、ヘ、ト、チ)、339(ハ、ニ、 ホ)、340(イ、ロ、ハ、ニ)、343(ハ、ニ)、 345(ハ、ニ)、347～349、350(イ)、353、 354(イ)、357、358(ニ、ホ、ヘ)、359 (ニ)、360(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、361 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、362(イ、ロ、ハ、ニ、 ホ)、363(ホ)、365(ヘ、ト)、371、372 (ハ、ニ、ホ)、373、374(イ、ロ)、375 (ロ)、377(ホ、ヘ、ト、チ)、383(ニ、 ホ)、384、387(ニ、ホ)、389、390(ハ、 ニ)、391～400、401(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、 402(ニ)、404(ニ、ホ)、405(イ、ロ、ハ、 ホ、ヘ、ト)、406、407、410(ヘ、ト)、411、 412(ヘ、ト、チ)、413～417、418(ニ、ホ、 ヘ)、419、421(ロ、ハ、チ、リ)、422(イ、 ロ、ハ、ニ、ホ)、424～426、429(チ)、433 (イ、ニ)、443(イ、ロ)、447(ロ)、448 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、449(イ、ロ、ハ、ホ)、 450、451(イ、ロ、ハ)			
旧大佐町	1～3、4(イ)、5、6(イ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、7 ～42、44、45、46(ハ、ニ、ホ、ヘ)、47～58、 60～134	8,326.96		^{かん} 水源涵養 土砂流出防備 なだれ防止

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該 当 林 小 班)			
旧神郷町	1～7、8 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、9～17、 18 (イ)、19、20、21 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、 23～25、27、28、31 (イ、ホ、ヘ、ト、チ)、32 (ヘ)、33 (イ、ロ、ハ、ニ、ト)、34、35 (イ、 ロ、ハ)、36 (ト)、37～48、49 (ホ、ヘ、 ト)、50 (イ、ロ、ハ)、51 (ホ、ヘ、ト、チ、リ、 ヌ)、52～69、73、75、76 (イ)、77 (ハ、 ニ、ホ)、79～83、84 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト)、90 (イ、ロ、ハ、ニ)、91 (ニ、ホ、ヘ)、 94 (ニ、ホ)、95、96、99 (ロ、ハ、ニ、ホ)、 100 (ハ、ニ)、101 (ハ、ニ)、102 (ハ、 ニ)、111 (ホ、ヘ、ト)、112 (イ、ロ、ハ、ニ、 ホ)、113 (ニ、ホ)、117 (チ、リ)、118 (イ、ロ、ハ)、120 (ニ、ホ、ヘ)、121 (ニ、 ホ、ヘ)、122、123 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 チ、リ)、124 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、126 (ホ、ヘ)、130、132 (ト、チ)、134、135 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、137 (イ、ホ、ヘ、ト、チ、 リ)、138 (イ、ロ、ハ、ホ、ヘ)、139 (ハ、ニ、 ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)	6,196.75		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 落石防止
旧哲多町	1～3、5 (ロ、ハ、ニ、ホ)、6 (ニ)、7、8、9 (イ)、10 (イ、ニ)、11 (ヘ、ト)、13 (イ、 ロ、ヘ、チ)、17、21 (イ、ロ、ハ、ニ)、22 (ニ、ホ)、24 (ヘ、ト)、25、27 (ロ、ニ、ホ、 ヘ)、28、29、31 (ハ、ニ、ホ)、34 (ハ、ニ、 ホ、ヘ、ト、チ)、39、40 (イ、ロ、ハ、ニ、ト)、 41 (イ、ロ、ニ)、42 (イ、ハ、ニ、ホ)、44 (ロ、ハ、ニ、ホ、ト)、45～53、54 (イ、ロ)、 55～63、64 (イ、ニ、ホ)、66 (イ、ロ)、67～ 73、74 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、79 (イ)、80 (ニ、ホ、ヘ、リ)、81、82、83 (イ、ロ、ハ、ニ、 ヘ、ト、チ、リ)、84 (イ、ロ、ハ、ニ)、85、86 (イ、ロ、ハ、ニ)、87 (イ、ロ)、88 (ハ、ニ、 ホ)、89～91、92 (イ、ハ、ニ、ホ)、93 (ロ、 ハ、ニ、ホ)、94 (イ、ロ)、95 (ニ、ホ、ヘ、 ト)、96 (ロ、ハ)、98 (ロ、ハ、ニ、ホ)、99 ～101、102 (イ、ロ、ニ、ホ)、103、104、105 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、106 (ハ、ホ、 ヘ)、107 (イ、ロ、ハ、ニ)、108 (ロ、ハ)、 110 (イ、ロ、ホ、ヘ、ト、チ)、111～120、123 (ハ、ニ)、124 (ホ、ヘ、ト)、125～128	5,599.34		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該 当 林 小 班)			
旧哲西町	1 (イ,ロ)、2 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ, リ)、5~7、8 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ, リ,ヌ,ル,ヲ,ワ)、9 (ニ,ホ,ヘ)、10 (ホ, ト,チ)、12 (ホ)、14 (イ,ロ,ハ)、15 (ヘ)、17 (ニ,ホ)、19 (ホ)、20 (ニ)、 21 (ホ,ヘ,ト)、22、23、25 (ロ,ニ)、26 (イ,ロ,ハ,ニ)、31 (ロ)、33 (ロ,ハ,ニ, ホ,ヘ,ト,チ)、34 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,チ, リ,ヌ,ヲ)、35、39、41~44、45 (イ,ロ)、 47 (ロ,ニ)、50 (ホ,ヘ)、51、52、53 (ハ, ニ,ホ)、55 (イ,ロ,ハ)、60 (チ)、61 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、62 (ニ,ホ, ヘ)、63 (ロ,ハ)、64 (ホ)、65 (ロ,ハ, ニ,ホ,ヘ)、66 (ロ,ハ,ニ,ト,チ)、67、68 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、70 (ロ,ハ)、71 (ニ)、73 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、74 (ハ,ニ,ホ, ヘ)、75 (イ,ロ,ハ)、76 (ロ,ハ,ホ,ヘ, ト)、77~81、82 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、85	2,608.77		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備
浅 口 市	(計)	2,439.47		
旧金光町	1、2 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、3 (イ)、4 (ハ, ニ,ホ)、5、6 (イ,ロ,ハ,ヘ,ト)、7、8、12 (ニ,ホ,ヘ,ト)、13 (イ,ロ,ハ)、14、15、 16 (イ,ロ,ハ)	554.26	林地の保 全のため 森林の有 する公益 的機能を 阻害する 行為(土 石・樹根の 採掘・開 墾・その 他土地の 形質を変 更する行 為)に際 しては十 分留意 し、他の 法令に よって許 可を受け たものは 許可条件 に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備
旧鴨方町	1 (ロ,ハ,ニ,ホ)、2~8、9 (イ,ロ,ハ,ホ, ヘ)、10 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、11、12 (ロ,ハ)、13~24、25 (イ,ロ)、26 (ハ, ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、27 (イ,ロ,ハ,ニ)、28~ 33	1,652.38		かん 水源涵養 土砂流出防備
旧寄島町	1 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、2、3 (ニ,ホ,ヘ,ト, チ,リ,ヌ,ル)、4、5	232.83		土砂流出防備 土砂崩壊防備
早 島 町	2 (イ)、3~5	47.46		土砂流出防備
里 庄 町	1 (ロ,ハ,ニ,ホ)、2 (イ,ロ,ハ,ニ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ト)、4 (イ,ロ,ニ,ホ, ヘ)、5~7	337.75		かん 水源涵養 土砂流出防備

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該 当 林 小 班)			
矢 掛 町	1 (ハ, ニ) 、 2、 3、 4 (ロ, ハ, ニ) 、 5、 6 (イ) 、 13 (イ, ロ, ハ) 、 14 (ハ, ニ, ホ) 、 15 (イ, ロ) 、 16 (ロ, ハ, ニ, ホ, ト) 、 17～ 20、 21 (ロ, ハ) 、 22 (ニ) 、 23 (イ, ロ, ハ, ニ) 、 24 (ロ) 、 25、 26、 27 (ロ, ハ) 、 28、 29 (イ, ロ) 、 30 (ロ, ハ, ニ, ホ) 、 31、 32、 33 (イ, ロ, ニ) 、 34 (イ, ハ, ニ, ホ, ヘ) 、 35 (イ, ロ) 、 36 (ホ) 、 37 (ハ, ニ) 、 38 (ロ, ハ) 、 39、 40 (イ, ロ, ニ, ホ) 、 41～43、 44 (ハ, ニ) 、 45 (ハ, ニ) 、 46 (ニ, ヘ, ト) 、 47 (イ, ロ, ニ, ホ) 、 48 (ロ, ハ, ニ, ホ) 、 49、 50 (イ, ロ) 、 51、 52 (イ, ロ, ハ, ニ) 、 54 (ニ) 、 57 (イ, ハ, ニ, ヘ) 、 59 (ハ) 、 60 (ニ, ホ) 、 61 (ロ) 、 62 (ロ, ニ) 、 63～ 67、 68 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ) 、 69、 70、 71 (イ, ロ) 、 72 (ロ, ハ) 、 73 (ホ, ヘ, ト, チ) 、 74 (ニ, ホ, ヘ, ト) 、 76 (ホ) 、 78 (ホ) 、 81 (ハ, ニ, ホ, ヘ) 、 86 (ロ) 、 87～ 89、 90 (イ, ロ, ハ, ニ) 、 93 (ロ, ハ, ニ, ホ) 、 94、 95、 96 (イ) 、 97 (ハ, ニ, ホ, ヘ) 、 98～100	3,638.01		^{かん} 水源涵養 土砂流出防備

２ 保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

ア 保安林の指定

次に掲げる保安林の指定に重点を置いて、保安林の指定を計画的に推進する。

（ア）下流に重要な保全対象がある土砂流出の著しい地域、地形や地質等の関係から崩壊や流出の恐れがある地域、及び交通システムや情報通信システム等のライフラインのうち特に保全の必要なものが所在する地域における災害防備を目的とした土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の指定。

（イ）森林の河川流量調節機能を高度に保ち、洪水や渇水を緩和し、良質な飲料水等の安定的な確保に対する県民の要請に対応するための水源かん養保安林の指定。

（ウ）環境保全意識の高まりの中で身近な緑の保全等に対する県民の要請が強まっていることに対応するための保健保安林等の指定。

イ 保安林の解除

保安林の解除は必要最小限とし、指定の理由が消滅している保安林については、速やかに指定を解除する。

ウ 保安林機能の維持増進

指定の目的に即して、機能していないと認められる保安林については、特定保安林に指定し、造林等の必要な施業を確保するとともに、保安林機能の維持増進を図る。

また、特定保安林以外の保安林についても、その機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の確保に努める。

さらに、保安林を巡る状況の変化に対応し、指定施業要件の変更を行い、保安林機能の維持増進を図る。

エ 保安林の管理

保安林の重要性がますます高まってきていることに鑑み、保安林の適正な管理を推進する。

（２）保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

（３）治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行う。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト

対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

このような観点から、治山事業の計画量を第6の5の(3)のとおり計画する。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第3に定める「森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図る。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとし、その計画量を第6の6のとおりとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、以下の方針を踏まえ、鳥獣害の防止に関する事項を定めることとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を定めること。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めること。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める旨を記載すること。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域では、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認するものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫被害については、昭和 50 年以降減少傾向で推移しているが、温暖化傾向の強い昨今の気象状況による被害の増大が懸念されており、空中散布等の予防対策を重点的に支援するほか、被害 地周辺松林の樹種転換を推進するなど被害の沈静化に努める。

また、ナラ枯れ被害については、被害拡大を防ぐため、早期発見・早期駆除の方針により被害状況を把握し、関係機関で情報を共有し、被害先端地等で適切な防除を推進する。

(2) 鳥獣害対策の方針（3 に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく市町村被害防止計画や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画も踏まえつつ、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置や捕獲等の防除活動を総合的かつ効果的に推進する。

また、生物多様性の確保の観点から野生鳥獣の生息環境にも配慮した針広混交林の育成や複層林の整備、人と野生鳥獣の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

瀬戸内海沿岸の一帯は、深層風化した花崗岩の地質及び降雨の少ない気象条件のため林野火災の多発する地域であるので、防火意識の啓発のため、各種広報媒体を活用して予防思想の高揚を図る。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

(4) その他必要な事項

ア 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行う。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林を対象とする場合は、当該計画と十分調整を図るものとする。

ウ 森林法に基づく、許可、届出制度の徹底を図るものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めること。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種・林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等保健機能の高い森林（保健保安林及び同予定森林を含む）のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定すること。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水資源涵養、^{かん} 県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する公益的機能の保全に配慮しつつ、択伐施業及び広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施すること。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐及び除伐等の保育を積極的に行うこと。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこと。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高で、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めること。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の円滑の確保に留意すること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,230	2,147	83	1,284	1,201	83	946	946	0
前半5カ年の計画量	1,114	1,072	42	641	599	42	473	473	0

2 間伐面積

単位 面積：h a

区分	間伐面積
総数	13,824
前半5カ年の計画量	6,912

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：h a

区分	人工造林	天然更新
総数	3,229	1,559
前半5カ年の計画量	1,614	778

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区 分	開 設				拡 張		
	総 数	基 幹	その他	改 築	改 良	舗 装	備 考
総 数	600	0	600	0	41	6,092	

イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5ヵ年 の計画 箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
開 設	自動車道・新設	林業専用道	開設総数	1路線	600				
			(新設)計	1路線	600				
			その他計	1路線	600				
			高梁市	1路線	600				
			旧高梁市	檜林	600	21	○	無	
			計	1路線	600				
再 掲			備中県民局(地域事務所除く)	0路線	0				
			備中県民局井笠地域事務所	0路線	0				
			備中県民局高梁地域事務所	1路線	600				
			備中県民局新見地域事務所	0路線	0				

ウ 計画区拡張（改良）箇所等

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 張	自 動 車 道 ・ 改 良	林 道	(改良) 計	14路線	41				
			笠岡市	神 島	3	73	○	無	法面改良
				石 砂	2	43		無	法面改良
				寺間水落	3	121	○	無	法面改良
				虚空蔵清水	2	112		無	法面改良
				鳥ノ口	1	41		無	法面改良
				逸本木	2	48		無	法面改良
			計	6路線	13				
			浅口市	1路線	6				
			旧鴨方町 計	鴨 山	6	33		無	局部・法面改良
				1路線	6				
			矢掛町	羽 無	5	511	○	無	幅員改良
				藤ヶ峠	3	151		無	法面改良
				三ヶ原上	4	130		無	幅員改良
				三ヶ原上1号	3	31		無	幅員改良
				岡本谷	1	225		無	法面改良
				高 妻	2	91		無	法面改良
			計	6路線	18				
			新見市	1路線	4				
			旧大佐町 計	作備	4	65	○	無	法面改良
				1路線	4				
再 掲			備中県民局（地域事務所除く）	0路線	0				
			備中県民局井笠地域事務所	13路線	37				
			備中県民局高梁地域事務所	0路線	0				
			備中県民局新見地域事務所	1路線	4				

エ 計画区拡張（舗装）延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5ヵ年 の計画箇 所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 張	自 動 車 道 ・ 舗 装	林 道	(舗装) 計	5路線	6,092				
			その他 計	5路線	6,092				
			総社市	1路線	2,300				
			旧総社市 計	大 平	2,300	164		無	
				1路線	2,300				
			矢掛町 計	横 谷	1,800	68		無	
				梅山行部	907	32		無	
				三ヶ原上1号	915	31		無	
				羽無	170	511	○	無	
				4路線	3,792				
再 掲			備中県民局（地域事務所除く）	1路線	2,300				
			備中県民局井笠地域事務所	4路線	3,792				
			備中県民局高梁地域事務所	0路線	0				
			備中県民局新見地域事務所	0路線	0				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	前半5ヵ年の	備考
		計画面積	
総数（実面積）	48,793	47,504	
水源 ^{かん} 涵養のための保安林	25,238	24,521	
災害防備のための保安林	20,984	20,598	
保健、風致の保存等のための保安林	3,466	3,378	

（注）総数は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳に一致しない。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指 解 除 別	種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 面 積	前半5ヵ年の	指定又は解除 を必要とする 理 由	備 考
		市町村	区 域		計画面積		
指 定	総 数			1,438	719	水 源 ^{かん} 涵 養 の た め	
	水 源 ^{かん} 涵 養 の た め の 保 安 林	倉敷市		49	25		
		旧倉敷市		7	4		
		旧真備町		42	21		
		笠岡市		6	3		
		井原市		48	24		
		旧井原市		8	4		
		旧美星町		19	10		
		旧芳井町		21	11		
		総社市		30	15		
		旧総社市		30	15		
		高梁市		213	107		
		旧高梁市		46	23		
		旧有漢町		26	13		
		旧成羽町		94	47		
		旧川上町		18	9		
		旧備中町		29	15		
		新見市		1,044	522		
		旧新見市		548	274		
		旧大佐町		140	70		
		旧神郷町		185	93		
		旧哲多町		113	57		
		旧哲西町		58	29		
		浅口市		22	11		
		旧金光町		8	4		
		旧鴨方町		14	7		
		里庄町		2	1		
		矢掛町		24	12		
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）			79	40		
	備中県民局井笠地域事務所			102	51		
	備中県民局高梁地域事務所			213	107		
	備中県民局新見地域事務所			1,044	522		

単位 面積：ha

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 面 積	前半5ヵ年の 計 画 面 積	指定又は解除 を必要とする 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
指 定	総 数			775	388	災 害 防 備 の た め	
	災 害 防 備 の た め の 保 安 林	倉敷市		83	42		
		旧倉敷市		71	36		
		旧真備町		12	6		
		笠岡市		64	32		
		井原市		92	46		
		旧井原市		22	11		
		旧美星町		37	19		
		旧芳井町		33	17		
		総社市		225	113		
		旧総社市		210	105		
		旧山手村		15	8		
		高梁市		109	55		
		旧高梁市		48	24		
		旧有漢町		11	6		
		旧成羽町		25	13		
		旧川上町		22	11		
		旧備中町		3	2		
		新見市		46	23		
		旧新見市		20	10		
		旧大佐町		10	5		
		旧神郷町		6	3		
		旧哲多町		4	2		
		旧哲西町		6	3		
		浅口市		41	21		
		旧金光町		3	2		
		旧鴨方町		24	12		
		旧寄島町		14	7		
		早島町		1	1		
		里庄町		9	5		
		矢掛町		105	53		
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）			309	155		
	備中県民局井笠地域事務所			311	156		
	備中県民局高梁地域事務所			109	55		
	備中県民局新見地域事務所			46	23		

単位 面積：ha

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 面 積	前半5ヵ年の 計 画 面 積	指定又は解除 を必要とする 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
指 定	総 数			176	88	保 健、風 致 の 保 存 等 の た め	
	保 健、風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	倉敷市		20	10		
		旧倉敷市		9	5		
		旧真備町		11	6		
		笠岡市		50	25		
		井原市		16	8		
		旧井原市		6	3		
		旧美星町		6	3		
		旧芳井町		4	2		
		総社市		1	1		
		旧総社市		1	1		
		高梁市		72	36		
		旧高梁市		10	5		
		旧有漢町		52	26		
		旧川上町		10	5		
		新見市		5	3		
		旧新見市		2	1		
		旧大佐町		1	1		
		旧神郷町		1	1		
		旧哲多町		1	1		
		浅口市		1	1		
		旧鴨方町		1	1		
		矢掛町		11	6		
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）			21	11		
	備中県民局井笠地域事務所			78	39		
	備中県民局高梁地域事務所			72	36		
	備中県民局新見地域事務所			5	3		

単位 面積：ha

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 面 積	前半5カ年の 計 画 面 積	指定又は解除 を必要とする 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
解 除	総 数			4	2	指 定 理 由 の 消 滅	
	水 源 涵 養 の た め 保 安 林	倉敷市		1	1		
		旧倉敷市		1	1		
		旧船穂町		0	0		
		旧真備町		0	0		
		笠岡市		0	0		
		井原市		1	1		
		旧井原市		0	0		
		旧美星町		0	0		
		旧芳井町		1	1		
		総社市		0	0		
		旧総社市		0	0		
		旧山手村		0	0		
		旧清音村		0	0		
		高梁市		0	0		
		旧高梁市		0	0		
		旧有漢町		0	0		
		旧成羽町		0	0		
		旧川上町		0	0		
		旧備中町		0	0		
		新見市		1	1		
		旧新見市		1	1		
		旧大佐町		0	0		
		旧神郷町		0	0		
		旧哲多町		0	0		
		旧哲西町		0	0		
		浅口市		1	1		
		旧金光町		0	0		
		旧鴨方町		1	1		
		旧寄島町		0	0		
		早島町		0	0		
		里庄町		0	0		
		矢掛町		0	0		
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）			1	1		
	備中県民局井笠地域事務所			2	1		
	備中県民局高梁地域事務所			0	0		
	備中県民局新見地域事務所			1	1		

単位 面積：ha

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 面 積	前半5ヵ年の 計 画 面 積	指定又は解除 を必要とする 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
解 除	総 数			3	2	指 定 理 由 の 消 滅	
	災 害 防 備 の た め の 保 安 林	倉敷市		1	1		
		旧倉敷市		1	1		
		旧船穂町		0	0		
		旧真備町		0	0		
		笠岡市		0	0		
		井原市		1	1		
		旧井原市		0	0		
		旧美星町		0	0		
		旧芳井町		1	1		
		総社市		0	0		
		旧総社市		0	0		
		旧山手村		0	0		
		旧清音村		0	0		
		高梁市		1	1		
		旧高梁市		0	0		
		旧有漢町		0	0		
		旧成羽町		1	1		
		旧川上町		0	0		
		旧備中町		0	0		
		新見市		0	0		
		旧新見市		0	0		
		旧大佐町		0	0		
		旧神郷町		0	0		
		旧哲多町		0	0		
		旧哲西町		0	0		
		浅口市		0	0		
		旧金光町		0	0		
		旧鴨方町		0	0		
		旧寄島町		0	0		
		早島町		0	0		
		里庄町		0	0		
		矢掛町		0	0		
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）			1	1		
	備中県民局井笠地域事務所			1	1		
	備中県民局高梁地域事務所			1	1		
	備中県民局新見地域事務所			0	0		

単位 面積：ha

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 面 積	前半5ヵ年の 計 画 面 積	指定又は解除 を必要とする 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
解 除	総 数			0	0	指 定 理 由 の 消 滅	
	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	倉敷市		0	0		
		旧倉敷市		0	0		
		笠岡市		0	0		
		井原市		0	0		
		旧井原市		0	0		
		旧美星町		0	0		
		旧芳井町		0	0		
		高梁市		0	0		
		旧高梁市		0	0		
		旧有漢町		0	0		
		旧成羽町		0	0		
		旧川上町		0	0		
		旧備中町		0	0		
		新見市		0	0		
		旧大佐町		0	0		
		浅口市		0	0		
		旧金光町		0	0		
		旧鴨方町		0	0		
		里庄町		0	0		
		矢掛町		0	0		
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）			0	0		
	備中県民局井笠地域事務所			0	0		
	備中県民局高梁地域事務所			0	0		
	備中県民局新見地域事務所			0	0		

（注）面積は、少数点第1位を四捨五入し整数止めとした。

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐 採 方 法 の 変 更 面 積	皆 伐 面 積 の 変 更 面 積	択 伐 率 の 変 更 面 積	間 伐 率 の 変 更 面 積	植 栽 の 変 更 面 積
水源涵養のための保安林 ^{かん}	3	16	15,900	15,900	14,857
災害防備のための保安林	1	73	6,104	6,085	1,141
保健、風致の保存のための 保安林			863	846	613
計	4	89	22,867	22,831	16,611

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
指定する必要がある箇所から、順次指定する。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の 計画地区数		
倉敷市					
旧倉敷市	1	1		森林整備	
	14, 15	1		森林整備	
	32	1		森林整備	
	37	1		森林整備	
	51	1		山腹工	
	53	1		山腹工	
	67	1		溪間工	
	71, 72, 73	3		溪間工・山腹工・森林整備	
	74	1	1	山腹工	
	84	1		溪間工	
	91	1		山腹工	
	99	1	1	溪間工	
	108	1		溪間工	
	111	1		溪間工	
	112	1		溪間工・山腹工	
	113	2		溪間工・山腹工	
	114	1		溪間工・山腹工	
	118	1		溪間工	
	123	1		溪間工・山腹工	
	142	1		山腹工	
	146	1		溪間工	
	147	1		山腹工	
	149	1		溪間工・山腹工・森林整備	
旧真備町	14	1	1	溪間工	
総社市					
旧総社市	1	1		山腹工	
	26, 35	1		森林整備	
	27	1		溪間工	
	34	1		森林整備	
	36	2		森林整備	
	48	1		森林整備	
	50	1		溪間工・森林整備	
	49～52	4		森林整備	
	63	1		山腹工	
	74	1		森林整備	
	75	1	1	森林整備	
	76	1		森林整備	
	82	1	1	森林整備	
	83	1		溪間工	
	106, 107	4	4	山腹工・森林整備	
	108	1	1	山腹工	
	109, 110	2		森林整備	
	116	1	1	山腹工	
	190	1		山腹工	
	193	1		溪間工・山腹工	
	196	1		溪間工	
	209	1		山腹工	
笠岡市	1	1		山腹工	
	13	1		山腹工	
	38, 39	1	1	山腹工	
	47	1		森林整備	
	55	1		溪間工	
	58	1		山腹工	
	60	1		森林整備	
	69	1		山腹工	
	81	1		溪間工	
	89	1		溪間工	

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
井原市					
旧井原市	3	1	1	溪間工	
	40	1		山腹工・森林整備	
	43	1		山腹工・森林整備	
	44	1		森林整備	
	45, 46, 47, 50	4	4	山腹工・森林整備	
	49	1	1	山腹工・森林整備	
	51	2		森林整備・山腹工	
旧美星町	3, 4, 5	3	3	森林整備	
	7	1		森林整備	
	11, 12, 13	3		森林整備	
	20	1		森林整備	
	40	1		森林整備	
	50, 61	1		森林整備	
	56	1		森林整備	
	58, 59	1		森林整備	
	63	1		森林整備	
	65	1		森林整備	
	68	1		森林整備	
	71	1		森林整備	
	77	1		森林整備	
	81	1		森林整備	
	82	2	2	森林整備	
旧芳井町	74	1		森林整備	
	86	1		溪間工	
	89	1		森林整備	
	90	1		森林整備	
	95	1		森林整備	
	100	1		森林整備	
浅口市					
旧鴨方町	4	1		溪間工	
	5	1		溪間工	
	19	1		溪間工	
里庄町	6	1		溪間工	
矢掛町	5	1		森林整備	
	6	1		森林整備	
	14	1		森林整備	
	20, 21, 22	3		溪間工	
	29	1		溪間工	
	37, 38, 39	3		溪間工	
	45	1		溪間工	
	47～50	5	5	森林整備	
	57	1		森林整備	
	59	1		溪間工	
	63	2	2	森林整備	
	64	1		溪間工	
	69	1		森林整備	
	87	1		溪間工	
	88	2		溪間工・森林整備	
	90	1	1	森林整備	
	94	1		溪間工	
	97	1		溪間工	
	99	1	1	溪間工	

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
高梁市					
旧高梁市	2	1		森林整備	
	12	1		山腹工	
	49, 50	2		森林整備	
	80	4	1	溪間工・山腹工	
	83, 84	1		山腹工・森林整備	
	146, 147, 148	3		山腹工・森林整備	
	209, 210	1		山腹工	
	261	1		溪間工	
	283	1		溪間工	
旧有漢町	9	1		溪間工	
	24	1		溪間工	
	27	1		山腹工	
旧成羽町	24	1		森林整備	
	27	1	1	溪間工	
	28	1		溪間工	
	30	1		溪間工	
	38	1		溪間工	
	46	1		山腹工	
	71	1		森林整備	
	73	1		森林整備	
	84	1		溪間工	
旧川上町	14	1		山腹工	
	58	1		山腹工	
	108	1		森林整備	
	110	1		森林整備	
旧備中町	3	1		森林整備	
	7	1	1	山腹工	
	11	1		溪間工	
	22, 48	1		溪間工	
	50	1		山腹工	
	62, 63	2		山腹工	
	71	1		溪間工	
	75	1		森林整備	
	122	1		山腹工	
	134	1		山腹工	
新見市					
旧新見市	28	1		山腹工	
	99	1		山腹工	
	111	1		溪間工	
	123, 124	2		山腹工	
	128	1		森林整備	
	134, 135	1		溪間工	
	153	1		溪間工	
	154	1		溪間工・森林整備	
	157	1		森林整備	
	182	1		山腹工	
	217	1		森林整備	
	252	1		溪間工	
	257, 258	1	1	溪間工	
	261	1		溪間工	
	271	1		溪間工	
	311	1		溪間工	
	320	1		山腹工	
	321	1	1	溪間工	
	322	1		山腹工	
	331, 332	1		溪間工	

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5カ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
旧大佐町	54	1	1	溪間工・山腹工	
	56	1	1	溪間工・山腹工	
	58	1		森林整備	
	61	1		溪間工・山腹工	
	72, 73	1		森林整備	
	252	1		山腹工	
	271	1		山腹工	
	12	1		溪間工・山腹工	
	20	1	1	溪間工	
	25, 27	1		森林整備	
	30, 31, 32	4	4	溪間工	
	44	1		森林整備	
	46	1	1	森林整備	
	47	1		溪間工	
	49	1		森林整備	
	53	1		森林整備	
	62	1	1	山腹工	
	65, 66	1		溪間工	
	72	1	1	溪間工	
	81	1		溪間工・山腹工	
	84	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	87	1		溪間工・森林整備	
	89	1		溪間工	
	94	1	1	溪間工	
	96	1		森林整備	
	106	1		森林整備	
	120	1		森林整備	
	121, 122	1		森林整備	
	123	1		溪間工	
	126	1		森林整備	
	137	1		山腹工	
	9	1	1	溪間工	
	22	1	1	山腹工	
	57	1		森林整備	
	105	2		森林整備	
	24	1		森林整備	
	72	1		溪間工	
合 計		241	50		
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）	57	11		
	備中県民局（井笠地域事務所）	80	21		
	備中県民局（高梁地域事務所）	42	3		
	備中県民局（新見地域事務所）	62	15		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期等

特定保安林		市町村	要整備森林					実施すべき施業の方法及び時期等												前半5カ年の計画	備考	
	6	流	番号	所在				面積	造林			保育			伐採			その他				
				位置	林班	小班	区画		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期		
			1	宮ノ向	81	へ	2 3-1 4-1	2.60							間伐	2.60	Ⅲ	R13.3.31		○		
			1	岩坪	7	ロ	2 3 7 8	3.08							間伐	3.08	Ⅲ	R13.3.31		○		
			1	向迫	76	ホ	28 29	0.90							間伐	0.90	Ⅲ	R13.3.31		○		
								6.58								6.58						

注 特定保安林の番号は通し番号となっており整備の完了したものをから削除している。水：水源かん養保安林 流：土砂流出防備保安林

注 伐採方法欄のⅠは伐採率71～100%、Ⅱは伐採率31～70%、Ⅲは30%以下

第7 その他必要な事項

1 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 伐採種を指定しないもの

単位 面積：ha

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
1 水源かん養保安林	総 数		16,432.52	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びクヌギ等の高木生広葉樹とする。	
	倉敷市	(計)	897.97			
	旧倉敷市	1、4、5、7、9、10、11、14、15、35、36、41、42、46、52、53、54、55、56、62、66、67、68、69、70、71、72、75、76、77、79、80、81、83、103、104、108、109、110、111、112、113、116、117、118、119、121、122、128、136、137、138、139	824.71			
	旧船穂町	1、2、3	14.85			
	旧真備町	10、11、13、23、26、27	58.41			
	笠岡市	2、3、5、6、8、9、11、13、14、15、17、18、19、21、22、28、29、30、34、35、37、39、40、49、62	103.97			
	井原市	(計)	791.65			
	旧井原市	11、13、14、15、18、19、21、22、23、26、27、28、29、31、34、40、45、46、55、56、58、61、64、66、68、69、70、73、76、80	123.83			
	旧美星町	3、16、29、30、33、34、42、43、47、48、49、55、57、58、59、60、63、65、66、68、70	111.54			
	旧芳井町	4、5、7、8、14、16、17、18、19、20、21、24、25、26、27、28、29、30、31、34、35、36、39、45、46、47、48、52、54、55、57、61、63、64、65、68、72、73、74、75、76、79、83、84、86、89、91、92、96、97、98、101、102、103、105	556.28			
	総社市	(計)	264.00			
	旧総社市	35、36、37、82、85、86、87、88、97、98、99、120、122、123、127、128、131、136、137、146、160、161	158.06			
	旧山手村	3、6、7、9、10	24.51			
	旧清音村	2、3、4、6、7、8、9、10	81.43			
	高梁市	(計)	2,297.69			
	旧高梁市	1、3、4、5、9、10、11、12、16、17、18、20、21、22、27、28、30、31、32、34、37、39、45、46、48、49、50、51、53、57、58、59、60、61、63、64、72、73、74、85、88、95、99、125、126、127、128、129、130、131、132、133、137、139、157、158、159、160、163、164、165、166、170、174、176、177、178、179、180、181、185、187、188、189、190、212、213、214、215、216、217、218、219、221、225、233、234、235、236、237、238、239、240、241、244、246、248、249、250、251、254、255、263、268、270、272、273、274、275	974.59			
	旧有漢町	3、12、14、15、19、20、21、26、28、38	182.63			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
水源かん養保安林	旧成羽町	1、2、3、4、7、8、9、13、14、17、18、19、20、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、34、36、37、56、73、74、75、76、80、90、94、95、98、99、100、101、102、105	533.16	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びクスギ等の高木生広葉樹とする。	
	旧川上町	2、10、12、13、44、56、60、67、68、70、75、76、77、78、79、83、90、91、94、95、96、97、98、99、100、102、103、105、106、107、108、111、112、113、115、116、117	404.79			
	旧備中町	6、7、8、9、12、15、16、31、33、34、35、40、42、44、45、46、50、55、56、58、59、61、62、63、64、65、69、70、77、96、97、99、103、106、107、108、109、114、118、119、120、122、128、130、131、136	202.52			
	新見市	(計)	11,472.45			
	旧新見市	3、4、9、10、11、13、14、15、16、17、18、21、22、23、24、26、28、29、31、32、33、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、54、55、56、57、58、63、64、65、66、67、68、69、70、71、73、74、75、76、77、78、79、80、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、96、97、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、118、119、122、124、125、126、127、128、132、133、134、140、143、149、153、154、155、158、159、160、161、167、168、171、172、174、176、177、178、179、183、190、191、192、193、194、195、197、198、199、202、203、204、205、207、208、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、221、228、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、250、251、252、253、254、255、256、263、264、265、266、267、268、269、271、273、274、276、287、288、289、290、291、292、293、294、295、297、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、312、313、314、315、316、317、320、321、322、327、328、331、332、333、334、336、337、338、339、340、342、343、344、345、346、371、396、411、412、425、426、429、432、450	4,721.66			
	旧大佐町	1、2、3、4、6、7、8、9、10、16、17、23、24、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、40、41、42、44、56、58、62、65、70、78、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、98、102、107、108、112、113、114、115、117、118、119、120、121、125、126、127、128、130、131、132、136	1,202.59			
	旧神郷町	1、2、5、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、23、24、25、26、27、28、30、32、33、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、56、57、61、62、63、66、67、68、70、71、72、73、74、75、76、77、78、81、84、85、86、87、91、94、95、96、98、99、100、101、102、118、120、121、122、123、124、126、127、129、134、135、136、137、138	2,266.06			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
水源かん養保安林	旧哲多町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、12、13、15、16、17、25、27、28、29、31、32、34、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、50、51、52、53、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、86、87、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、103、106、108、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、121、122、123、125	2,108.16	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びクスギ等の高木生広葉樹とする。	
		1、2、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、24、25、26、28、30、31、33、34、35、38、39、43、44、45、47、50、51、52、58、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、73、74、75、76、77、78、79、82、84、85、86	1,173.98			
	浅口市	(計)	238.19			
	旧金光町	1、2、3、4、5、6、7、8、10、12、14、15、16	147.45			
	旧鴨方町	6、9、10、20、23、24、28、29、30、31、33	90.74			
	早島町	1	1.24			
	里庄町	1	1.97			
	矢掛町	1、2、15、17、18、19、20、21、25、34、35、36、37、39、40、43、44、45、46、47、54、56、57、58、59、60、61、72、76、85、89、98	363.39			
2 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	総 数		422.31	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	119.84			
	旧真備町	15、16、17、18	119.84			
	井原市	(計)	276.55			
	旧井原市	1、5、6、22、24、25、27、32、33、34、37、38、39、40、42、43、44、45、46、48、48、49、50、61、66、69、71、72、73、74、78、83、85、87、92、92	276.55			
	旧芳井町	72、83、86	0.95			
	高梁市	(計)	14.03			
	旧高梁市	128	14.03			
	浅口市	(計)	1.22			
	旧金光町	8	1.22			
	矢掛町	14	10.67			
3 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林	総 数		0.60	伐採種を指定しない制限林種1に同じ ただし、地域の景観の維持を考慮して施業を行う	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	井原市	(計)	0.60			
	旧井原市	48、92	0.60			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
4 水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林	総 数		2.65	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	新見市	(計)	2.65			
	旧大佐町	44	2.65			
5 水源かん養保安林 保健保安林	総 数		331.69	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	総社市	(計)	11.44			
	旧総社市	82、85、87	11.44			
	高梁市	(計)	96.68			
	旧高梁市	49、49、50、51、53、268、270	52.03			
	旧有漢町	12	1.85			
	旧成羽町	26、27、28	42.80			
	新見市	(計)	162.48			
	旧新見市	149	15.51			
	旧大佐町	53、83、84、85	28.75			
	旧哲多町	70、104、105	118.22			
	浅口市	(計)	61.09			
	旧金光町	5、7、8	58.29			
	旧鴨方町	23	2.80			
6 水源かん養保安林 砂防指定地 保健保安林	総 数		10.57	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ (岡山県砂防指定地等管理規制による)	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	高梁市	(計)	10.57			
	旧高梁市	49	10.57			
7 水源かん養保安林 県立自然公園特別地域 保健保安林	総 数		97.76	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ 岡山県自然公園条例による	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	高梁市	(計)	58.23			
	旧川上町	109、110	58.23			
	新見市	(計)	39.53			
	旧新見市	5、145、146、147	32.36			
	旧大佐町	82、91	7.17			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
8 県立自然公園普通地域 水源かん養保安林 保健保安林	総 数		188.01	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	新見市	(計)	188.01			
	旧新見市	147、148、226	138.28			
	旧大佐町	53、57、79、80	49.73			
9 県郷土自然特別保護地区 水源かん養保安林 保健保安林	総 数		2.40	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	新見市	(計)	2.40			
	旧哲多町	99	2.40			
10 県自然保護条例普通地域 水源かん養保安林 保健保安林	総 数		36.07	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	高梁市	(計)	18.31			
	旧有漢町	12	18.31			
	新見市	(計)	17.76			
	旧哲多町	100、101、103、104	17.76			
11 砂防指定地 水源かん養保安林	総 数		66.17	伐採種を指定しない制限林種1に同じ (岡山県砂防指定地等管理規制による)	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	1.34			
	旧倉敷市	18	1.34			
	高梁市	(計)	0.07			
	旧高梁市	49	0.07			
	新見市	(計)	64.76			
	旧新見市	125、132、221、222、242、243、244	58.40			
	旧哲西町	9	6.36			
12 県立自然公園普通地域 砂防指定地 水源かん養保安林	総 数		7.01	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	新見市	(計)	7.01			
	旧新見市	222	7.01			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
13 水源かん養保安林 県立自然公園特別地域	総 数		268.47	伐採種を指定しない制限林種1に同じ 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない制限林種1に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	井原市	(計)	21.70			
	旧芳井町	14、16、18	21.70			
	高梁市	(計)	9.47			
	旧成羽町	21、22、66	7.39			
	旧川上町	33、83、109	1.75			
	旧備中町	65	0.33			
	新見市	(計)	237.30			
	旧新見市	3、4、5、121、122、141、161、188、189、191、192、294、348、349、391、392、403、407	228.76			
	旧大佐町	82、91	8.54			
14 水源かん養保安林 県立自然公園普通地域	総 数		3,650.72	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	10.29			
	旧倉敷市	158、159、161	10.29			
	総社市	(計)	62.11			
	旧山手村	1、2、6、8、9、10	62.11			
	高梁市	(計)	107.71			
	旧高梁市	59、156	2.47			
	旧成羽町	73	1.45			
	旧川上町	75、76、77、78、79、92、98、99、108	57.76			
	旧備中町	4、67、102、103、106、108、124、136	45.93			
	新見市	(計)	3,470.61			
	旧新見市	121、122、125、126、127、128、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、141、142、143、144、145、146、149、157、158、159、160、161、162、163、164、166、167、168、170、172、173、174、175、176、178、179、180、181、182、183、184、185、187、188、222、223、224、225、226、227、300、348、349、350、353、354、358、361、363、364、365、366、367、370、371、372、373、374、375、377、379、380、381、382、383、385、386、388、390、396、397、398、399、400、402、408、409、413、415、416、417、418、419、421、425、429、432、435、436、438、439、441、443、446、447、448、450、451、452	2,386.85			
	旧大佐町	57、70、71、72、73、74、79、80、91、92、94、98、99、103、114、115、116、117、125、126、129、130、131、134、135	899.26			
	旧神郷町	110、111、112、117、118、130、132、134	184.50			
15 水源かん養保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		109.90	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	高梁市	(計)	109.31			
	旧高梁市	240、241	21.77			
	旧有漢町	12、14、15、19、20	87.54			
	新見市	(計)	0.59			
	旧哲多町	100、103	0.59			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
16 水源かん養保安林 鳥獣特別保護地区	総 数		0.49	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	矢掛町	90	0.49			
17 水源かん養保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		0.64	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ （文化財保護法による）	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	新見市	(計)	0.64			
	旧哲西町	13、14	0.64			
18 土砂流出防備保安林	総 数		14,372.79	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	倉敷市	(計)	1,482.50			
	旧倉敷市	9、12、13、14、15、16、18、19、23、24、25、26、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、46、47、48、49、50、51、53、54、55、60、67、68、69、73、76、77、78、79、84、85、87、88、90、91、93、94、95、96、97、98、100、101、102、108、109、112、113、114、115、116、117、118、120、123、124、125、127、130、131、132、134、139、140、142、143、144、145、146、147、148、152、153、154、155、156、157、158	1,104.62			
	旧船穂町	1、2、3	12.69			
	旧真備町	3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、20、21、22、23、24、25、30、31、32	365.19			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
土砂流出防備保安林	笠岡市	1、2、3、4、6、9、10、11、12、13、14、15、16、17、20、21、22、24、25、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、44、46、47、48、49、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、68、72、73、74、76、77、78、79、80、85	1,309.93	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	井原市	(計)	1,872.39			
	旧井原市	1、2、3、5、6、10、11、13、14、15、16、17、19、20、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、33、34、35、36、37、39、40、41、42、43、45、46、47、48、49、50、51、53、55、57、59、60、61、63、64、72、73、74、75、77、79、80、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93	653.65			
	旧美星町	1、2、3、4、5、7、8、9、11、12、13、15、16、17、18、19、20、21、22、25、26、27、28、30、31、32、33、40、41、44、46、47、49、50、51、53、54、59、61、62、63、65、66、67、68、70、71、72、73、74、75、77、78、82	766.23			
	旧芳井町	2、3、6、9、14、16、17、20、21、25、30、36、37、38、39、40、41、43、44、48、49、50、51、52、53、54、57、58、59、62、64、65、66、68、69、70、72、73、74、75、76、79、80、81、83、84、86、88、89、90、91、92、94、95、96、97、99、100、107、108	452.51			
	総社市	(計)	4,203.10	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	旧総社市	3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、40、41、42、43、44、46、47、48、49、50、51、52、53、54、56、57、58、59、63、69、70、71、72、73、74、75、77、78、79、81、82、84、85、86、87、88、90、91、92、93、94、95、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、122、123、124、127、129、132、133、134、135、138、144、148、151、152、154、155、156、159、161、162、163、164、165、166、167、168、169、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209	4,119.06			
	旧山手村	1、2、3、4、5、6、7、9、10	70.95			
	旧清音村	6、8、9、10	13.09			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
土砂流出防備保安林	高 梁 市	(計)	1,984.60	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	旧高梁市	2、4、5、6、8、9、10、12、13、16、20、23、25、26、27、28、30、31、32、33、34、35、39、40、44、52、53、54、57、58、64、68、75、77、78、79、80、81、82、86、87、89、90、92、93、97、98、99、100、101、102、106、108、111、112、113、118、120、121、125、126、128、132、133、138、139、146、147、148、149、152、153、154、155、160、163、175、178、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、215、216、217、218、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、234、235、239、241、242、246、247、248、250、251、252、253、254、255、256、257、260、263、267、279、280、281、282、283、284	1,521.72			
	旧有漢町	1、2、3、4、6、7、10、11、17、18、19、21、22、23、24、25、28、36、39、42、43、44、45、46、47、48、50	72.28			
	旧成羽町	1、2、3、4、5、6、8、11、12、18、19、20、27、28、29、30、31、32、33、34、35、38、40、41、42、43、44、45、46、47、53、54、58、59、63、64、65、76、80、83、85、87、88、89、101、105、106	150.36			
	旧川上町	2、3、4、5、8、9、12、13、15、17、20、22、23、24、27、32、38、41、42、43、44、46、47、48、49、50、53、54、55、56、57、59、60、61、62、63、64、65、67、68、69、70、72、73、80、88、91、103	143.69			
	旧備中町	6、7、21、38、48、50、51、77、87、101、104、111、112、114、130、132、133、134、135	64.05			
	新 見 市	(計)	358.76	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	旧新見市	1、8、12、17、19、46、88、89、92、93、124、152、153、185、188、194、201、204、247、255、262、263、273、276、294、319、320、322、345、411、413	153.57			
	旧大佐町	3、22、25、29、45、60、61、71、76、77、132	32.50			
	旧神郷町	13、20、21、24、25、27、40、71、122、126	109.76			
	旧哲多町	29、42、52、53、65、72、76、121、122	41.81			
	旧哲西町	25、33、37、47、85	21.12			
	浅 口 市	(計)	815.79	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	旧金光町	1、2、3、4、5、6、7、8、10、13、14、16	95.17			
	旧鴨方町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33	664.71			
	旧寄島町	3、4、5	55.91			
	早 島 町	3、6	19.05			
	里 庄 町	1、2、3、4、5、6、7	185.94			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
土砂流出防備保安林	矢掛町	1、2、3、4、5、6、10、11、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、42、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、60、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100	2,173.23			
19 土砂流出防備保安林	総 数		941.32	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	井原市	(計)	4.25			
	旧井原市	19	4.25			
	総社市	(計)	860.35			
	旧総社市	5、6、8、17、18、20、21、22、23、24、32、33、34、70、71、72、74、75、77、78、79、81、82、84、85、102、103、104	860.35			
	高梁市	(計)	57.50			
	旧高梁市	54、270、280	25.71			
	旧成羽町	29、30	31.79			
	浅口市	(計)	19.24			
	旧鴨方町	21、23	19.24			
20 土砂流出防備保安林	総 数		12.61	伐採種を指定しない制限林種3に同じ 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない制限林種1に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	高梁市	(計)	12.61			
	旧成羽町	72	12.61			
21 土砂流出防備保安林	総 数		95.37	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	総社市	(計)	20.03			
	旧総社市	54	20.03			
	高梁市	(計)	43.93			
	旧成羽町	72、74	43.93			
	新見市	(計)	31.41			
	旧新見市	453	31.41			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
22 土砂流出防備保安林 県自然保護条例普通地域 保健保安林	総 数		16.39	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	16.39			
	旧倉敷市	115	16.39			
23 土砂流出防備保安林 砂防指定地	総 数		76.47	伐採種を指定しない制限林種11に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	9.83			
	旧真備町	6、10	9.83			
	高梁市	(計)	65.21			
	旧高梁市	146、147、279	65.21			
	浅口市	(計)	1.43			
	旧寄島町	4	1.43			
24 土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域	総 数		3.13	伐採種を指定しない制限林種1に同じ ただし、全般的な風致の維持を考慮して施業する	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	笠岡市	93	3.13			
25 土砂流出防備保安林 国立公園普通地域	総 数		6.20	伐採種を指定しない制限林種19に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	笠岡市	92	5.50			
	浅口市	(計)	0.70			
	旧寄島町	1	0.70			
26 土砂流出防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		55.49	伐採種を指定しない制限林種3に同じ 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない制限林種1に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	井原市	(計)	12.63			
	旧芳井町	16、81	12.63			
	高梁市	(計)	10.98			
	旧成羽町	21、27、40	2.31			
	旧川上町	72、73、82	8.67			
	新見市	(計)	31.88			
	旧新見市	6、349、391、427	31.88			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
27 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		449.56	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	倉敷市	(計)	23.89			
	旧倉敷市	158、159	23.89			
	総社市	(計)	308.53			
	旧総社市	38、39、40、42、46、47、48、49、50、54、56、64、65、67	194.09			
	旧山手村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10	114.44			
	高梁市	(計)	70.02			
	旧高梁市	62、65、66	4.82			
	旧成羽町	38、49、50、66、67、71、74	50.94			
	旧川上町	28、31、61、69、80、89、92、103	6.31			
	旧備中町	23、86、101、104、108、109、135	7.95			
	新見市	(計)	47.15			
	旧新見市	397、413、414、423、424、426、452、453	38.67			
	旧神郷町	117	8.48			
28 土砂流出防備保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		30.29	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	倉敷市	(計)	30.29			
	旧倉敷市	31、115、118、146	30.29			
29 土砂流出防備保安林 鳥獣特別保護地区	総 数		17.05	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による)	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	矢掛町	90	17.05			
30 土砂流出防備保安林 都市計画法による風致地区	総 数		10.49	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	倉敷市	(計)	10.49			
	旧倉敷市	27、29、30	10.49			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
31 土砂流出防備保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		44.68	伐採種を指定しない制限林種17に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	笠岡市	59、60	25.18			
	井原市	(計)	4.54			
	旧美星町	71、72	4.54			
	総社市	(計)	14.96			
	旧総社市	13	14.96			
32 土砂崩壊防備保安林	総 数		12.35	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	笠岡市	5	0.87			
	井原市	(計)	0.86			
	旧芳井町	21	0.86			
	浅口市	(計)	0.04			
	旧鴨方町	26	0.04			
	高梁市	(計)	7.08			
	旧高梁市	77、284	2.20			
	旧備中町	134	4.88			
	新見市	(計)	3.50			
	旧新見市	42、116	0.58			
	旧大佐町	75	0.88			
	旧哲多町	48、49	1.22			
	旧哲西町	69	0.82			
33 土砂崩壊防備保安林 水害防備保安林	総 数		0.89	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	高梁市	(計)	0.89			
	旧成羽町	39	0.89			
34 干害防備保安林	総 数		19.51	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	8.38			
	旧倉敷市	34	8.38			
	井原市	(計)	11.13			
	旧井原市	59	11.13			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
35 なだれ防止保安林	総 数		3.59	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	新見市	(計)	3.59			
	旧大佐町	95、109	3.59			
36 魚付き保安林	総 数		11.59	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	倉敷市	(計)	9.80			
	旧倉敷市	90	9.80			
	笠岡市	86	1.72			
	浅口市	(計)	0.07			
	旧寄島町	1	0.07			
37 保健保安林	総 数		54.70	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	総社市	(計)	18.11			
	旧総社市	75、78、82、84、87、102、103、104	18.11			
	高梁市	(計)	3.67			
	旧高梁市	54、261	3.67			
	新見市	(計)	10.11			
	旧新見市	323、324	8.87			
	旧哲多町	104	1.24			
	浅口市	(計)	22.81			
	旧鴨方町	22、23	22.81			
38 保健保安林	総 数		0.86	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ 自然公園法による	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	0.86			
	旧倉敷市	136	0.86			
39 保健保安林	総 数		61.14	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	高梁市	(計)	57.79			
	旧成羽町	69、70、71、72	54.73			
	旧川上町	109	3.06			
	新見市	(計)	3.35			
	旧大佐町	82	3.35			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
40 保健保安林 県立自然公園普通地域	総 数		29.83	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	高 梁 市	(計)	22.39			
	旧成羽町	66、70、71	22.39			
	新 見 市	(計)	7.44			
	旧大佐町	80	7.44			
41 保健保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		3.95	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	新 見 市	(計)	3.95			
	旧哲多町	99	3.95			
42 風致保安林	総 数		0.03	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉 敷 市	(計)	0.03			
	旧真備町	29	0.03			
43 砂防指定地	総 数		223.40	岡山県砂防指定地等管理規制による		
	倉 敷 市	(計)	62.22			
	旧倉敷市	18、19、20、22、23	61.09			
	旧真備町	6、31	1.13			
	笠 岡 市	39、41、46、58	2.65			
	井 原 市	(計)	2.03			
	旧井原市	45	0.93			
	旧芳井町	26	1.10			
	総 社 市	(計)	0.04			
	旧総社市	1	0.04			
	高 梁 市	(計)	63.29			
	旧高梁市	49、69、72、86、87、146、279	47.87			
	旧川上町	27、28、47、89	15.42			
	新 見 市	(計)	74.36			
	旧新見市	126、127、128、129、131、132、221、222、242、243、244、278	51.35			
	旧大佐町	1	2.33			
	旧哲西町	9、10	20.68			
	浅 口 市	(計)	0.38			
	旧寄島町	4、5	0.38			
	矢 掛 町	65、71、72、73、81、97	18.43			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
44 砂防指定地 県立自然公園普通地域	総 数		0.05	伐採種を指定しない制限林種 6 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	新見市	(計)	0.05			
	旧新見市	222	0.05			
45 国立公園第 3 種特別地域	総 数		35.80	全般的な風致の維持を考慮した施業を行う 自然公園法による	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	笠岡市	93	35.80			
46 国立公園普通地域 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		0.07	全般的な風致の維持を考慮した施業を行う （文化財保護法による）	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	笠岡市	82	0.07			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
47 県立自然公園特別地域	総 数		1,723.09	全般的な風致の維持を考慮した施業を行う 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない制限林種1に同じ風致の維持等考慮して行う	
	井 原 市	(計)	128.02			
	旧芳井町	14、15、16、81、85	128.02			
	高 梁 市	(計)	1,108.11			
	旧高梁市	62、63、65	6.77			
	旧成羽町	21、22、26、27、38、39、40、62、65、67、68、69、71、72	226.38			
	旧川上町	31、32、33、37、71、72、73、80、81、82、83、84、101、109、110、111	221.18			
	旧備中町	24、25、54、55、64、65、66、67、73、74、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、90、91、93、94、114、115、118、119、120、121、125、126、130	653.77			
	新 見 市	(計)	486.47			
	旧新見市	3、5、6、7、27、141、161、162、348、349、383、384、387、389、391、392、393、403、405、406、407、422、427、429	467.63			
	旧大佐町	82	10.27			
	旧神郷町	110	8.57			
48 県立自然公園特別地域 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		39.89	伐採種を指定しない制限林種47に同じ岡山県立自然公園条例による （文化財保護法（条例）による）	伐採種を指定しない制限林種1に同じ風致の維持等考慮して行う	
	井 原 市	(計)	0.22			
	旧芳井町	15	0.22			
	総 社 市	(計)	1.51			
	旧総社市	65	1.51			
	高 梁 市	(計)	35.58			
	旧川上町	37、84	20.91			
	旧備中町	3、4	14.67			
	新 見 市	(計)	2.58			
	旧新見市	383、406、407、429	2.58			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
49 県立自然公園普通地域 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		4.24	文化財保護法による		
	総 社 市	(計)	0.26			
	旧総社市	66	0.26			
	高 梁 市	(計)	3.98			
	旧川上町	61、62	3.98			
50 県郷土自然特別保護地区	総 数		0.53	伐採種を指定しない制限林種17に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	井 原 市	(計)	0.53			
	旧芳井町	47	0.53			
51 鳥獣特別保護地区	総 数		41.90	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による		
	高 梁 市	(計)	0.15			
	旧備中町	64	0.15			
	新 見 市	(計)	33.97			
	旧新見市	249	33.97			
	矢 掛 町	90	7.78			
52 都市計画法による風致地区	総 数		17.63	県風致地区条例による		
	倉 敷 市	(計)	17.63			
	旧倉敷市	27	17.63			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
53 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		74.28	文化財保護法（条例）による		
	笠岡市	59、60	0.44			
	井原市	(計)	51.56			
	旧井原市	70	14.06			
	旧美星町	71、72、74、81、82	37.39			
	旧芳井町	15	0.11			
	高梁市	(計)	2.52			
	旧川上町	61	2.52			
	新見市	(計)	12.78			
	旧新見市	40	2.11			
	旧哲多町	76	2.92			
	旧哲西町	14、53	7.75			
	矢掛町	62、63、64	6.98			

イ 伐採種を択伐とするもの

単位 面積：ha

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
1 水源かん養保安林	総 数		11.46	1 主伐は択伐とする 2 主伐は当地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象に、その時の立木材積の2/10以内とする。 4 立木の伐採の限度 （ア）伐採年度毎に択伐による伐採をすることができる立木材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木に材積に択伐率（当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が3/10を超えるときは3/10とする）を乗じた材積とする。 （イ）伐採年度毎に間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の2/10を超えずかつその伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が、8/10を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が8/10以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。		
	倉敷市	(計)	4.82			
	旧倉敷市	31、135、136	4.82			
	高梁市	(計)	3.96			
	旧高梁市	72、73、156	3.96			
	新見市	(計)	2.46			
	旧新見市	42	0.33			
	旧神郷町	47	2.13			
	浅口市	(計)	0.22			
	旧金光町	15	0.22			
2 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	総 数		3.15	択伐による制限林種1に同じ		
	倉敷市	(計)	1.86			
	旧真備町	16	1.86			
	井原市	(計)	1.29			
	旧井原市	43、44	1.29			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
3 土砂流出防止保安林 水源かん養保安林	総 数		27.08	択伐による制限林種1に同じ ただし、地域の景観の維持を考慮して施業を行う		
	井 原 市	(計)	27.08			
	旧井原市	45、46、49	27.08			
4 水源かん養保安林 保健保安林	総 数		124.29	択伐による制限林種3に同じ		
	井 原 市	(計)	7.59			
	旧井原市	40、45	7.59			
	高 梁 市	(計)	74.60			
	旧高梁市	50、54、55	74.60			
	新 見 市	(計)	32.38			
	旧新見市	323、324	6.88			
	旧大佐町	55	13.23			
	旧哲西町	51、52	12.25			
	里 庄 町	2	3.43			
	矢 掛 町	89	6.31			
5 水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園特別地域	総 数		0.17	択伐による制限林種3に同じ 岡山県立自然公園条例による（岡山県砂防指定地等管理規制による）	風致の維持等考慮して行う	
	高 梁 市	(計)	0.17			
	旧川上町	110	0.17			
6 水源かん養保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		1.58	択伐による制限林種13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	倉 敷 市	(計)	1.58			
	旧倉敷市	134	1.58			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
7 水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園特別地域	総 数		49.58	択伐による制限林種3 に同じ 岡山県立自然公園条例 による	風致の維持等考慮 して行う	
	高 梁 市	(計)	47.66			
	旧成羽町	66、67、68、69、72	40.34			
	旧川上町	110	7.32			
	新 見 市	(計)	1.92			
	旧大佐町	57	1.92			
8 水源かん養保安林 保健保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		5.41	択伐による制限林種3 に同じ 岡山県立自然公園条例 による	風致の維持等考慮 して行う	
	高 梁 市	(計)	5.41			
	旧川上町	110	5.41			
9 水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園普通地域	総 数		35.78	択伐による制限林種3 に同じ		
	新 見 市	(計)	35.78			
	旧大佐町	55、57	35.78			
10 水源かん養保安林 保健保安林 県郷土自然特別保護地区	総 数		5.17	択伐による制限林種3 に同じ		
	新 見 市	(計)	5.17			
	旧哲多町	100	5.17			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
11 鳥獣特別保護地区 保健保安林 水源かん養保安林	総 数		26.65	択伐による制限林種3 に同じ (鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律によ る)		
	矢掛町	90	26.65			
12 文化財保護法(条例) による史跡・名勝・天然記念物 保健保安林 水源かん養保安林	総 数		75.50	択伐による制限林種3 に同じ (文化財保護法による)		
	新見市	(計)	75.50			
	旧哲西町	9、12、51、52、53	75.50			
13 国立公園第2種特別地域 水源かん養保安林	総 数		2.30	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による		
	倉敷市	(計)	2.30			
	旧倉敷市	135、136	2.30			
14 土砂流出防備保安林	総 数		1,363.44	択伐による制限林種1 に同じ		
	倉敷市	(計)	658.79			
	旧倉敷市	1、2、3、4、5、7、11、27、28、30、32、 74、75、85、86、90、91、92、95、96、97、 98、99、100、101、125、130、136、144、 145、149	462.13			
	旧真備町	2、7、8、9、10、19、20、21、24、31	196.66			
	笠岡市	2、23、46、73、74、77、79、80、83、88	66.07			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
土砂流出防備保安林	井 原 市	(計)	187.99	択伐による制限林種1に同じ		
	旧井原市	1、3、4、7、8、12、18、19、21、22、37、40、41、42、43、44、45、47、48、51	182.38			
	旧美星町	73、75	1.51			
	旧芳井町	1、15、16、48	4.10			
	総 社 市	(計)	306.72			
	旧総社市	1、2、3、4、8、9、38、50、54、58、59、63、100、101、107、154	306.72			
	高 梁 市	(計)	17.00			
	旧高梁市	218、221、280	0.79			
	旧有漢町	4、5、11、13、21、30	4.29			
	旧成羽町	19、73、80、81、89、101	10.42			
	旧川上町	2	0.23			
	旧備中町	37	1.27			
	新 見 市	(計)	6.30			
	旧新見市	89、262	2.97			
	旧哲西町	34	3.33			
	浅 口 市	(計)	50.88			
	旧金光町	1、2、4、5、14	28.26			
	旧鴨方町	4、5、15	21.61			
	旧寄島町	1、3、5	0.99			
	里 庄 町	2、3	43.34			
	矢 掛 町	21、22、63、64、65、91、99	26.35			
15 土砂流出防備保安林	総 数		0.89	択伐による制限林種1に同じ		
	高 梁 市	(計)	0.89			
	旧高梁市	77	0.82			
	旧備中町	23	0.07			
16 土砂流出防備保安林	総 数		0.86	択伐による制限林種1に同じ		
	倉 敷 市	(計)	0.86			
	旧倉敷市	13	0.86			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
17 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 保健保安林	総 数		2.62	択伐による制限林種1 に同じ		
	笠岡市	91	2.62			
18 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 国立公園普通地域	総 数		0.85	択伐による制限林種1 に同じ ただし、風致の保護並びに公園の利用を考慮して施業を行う		
	笠岡市	91	0.85			
19 土砂流出防備保安林 魚付き保安林	総 数		1.61	択伐による制限林種1 に同じ		
	笠岡市	88	1.61			
20 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 保健保安林	総 数		18.37	択伐による制限林種1 に同じ		
	倉敷市	(計)	18.37			
	旧倉敷市	151	18.37			
21 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		41.04	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	19.53			
	旧倉敷市	150、151	19.53			
	笠岡市	83、84	21.51			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
22 国立公園第2種特別地域 土砂流出防備保安林 魚付き保安林	総 数		5.14	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	倉敷市	(計)	3.84			
	旧倉敷市	151	3.84			
	笠岡市	81、83	1.30			
23 国立公園普通地域 土砂流出防備保安林 魚付き保安林	総 数		15.49	択伐による制限林種19 に同じ		
	笠岡市	82、91、92	15.49			
24 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 国立公園第2種特別地域 土砂流出防備保安林 魚付き保安林	総 数		6.52	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による（文化財保護法による）	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	81、83	6.52			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
25 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 土砂流出防備保安林 魚付き保安林	総 数		0.37	択伐による制限林種19に同じ		
	笠岡市	82	0.37			
26 保健保安林 土砂流出防備保安林	総 数		386.74	択伐による制限林種3に同じ		
	倉敷市	(計)	8.70			
	旧倉敷市	53、90	8.70			
	笠岡市	52、53	45.58			
	井原市	(計)	90.65			
	旧井原市	8、18、19、40、42、43、44、49	90.65			
	総社市	(計)	176.98			
	旧総社市	1、2、75、76	176.98			
	高梁市	(計)	16.78			
	旧高梁市	55、279	16.78			
	里庄町	2	4.35			
	矢掛町	88、89	43.70			
27 国立公園第2種特別地域 保健保安林 土砂流出防備保安林	総 数		14.69	択伐による制限林種13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	1.51			
	旧倉敷市	134、135	1.51			
	笠岡市	83	13.18			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
28 土砂流出防備保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		71.13	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	81、83、84	71.13			
29 土砂流出防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		11.79	択伐による制限林種3 に同じ 岡山県立自然公園条例 による	風致の維持等考慮 して行う	
	新見市	(計)	11.79			
	旧新見市	427	11.79			
30 土砂流出防備保安林 鳥獣特別保護地区	総 数		3.03	択伐による制限林種3 に同じ (鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律によ る)		
	矢掛町	90	3.03			
31 土砂流出防備保安林 保安施設地区	総 数		0.04	択伐による制限林種1 に同じ		
	総社市	(計)	0.04			
	旧総社市	37	0.04			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
32 土砂流出防備保安林 砂防指定地	総 数		2.00	択伐による制限林種1 に同じ (岡山県砂防指定地等管理規則による)		
	倉敷市	(計)	2.00			
	旧倉敷市	5	0.33			
	旧真備町	10	1.67			
33 土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		175.97	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	127.46			
	旧倉敷市	86、87、91、92、93、95、134、135、150	127.46			
	笠岡市	64、68、69、81	45.86			
	浅口市	(計)	2.65			
	旧寄島町	1	2.65			
34 土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		31.33	択伐による制限林種25 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	14.74			
	旧倉敷市	91	14.74			
	笠岡市	81、83	16.59			
35 土砂流出防備保安林 国立公園普通地域	総 数		7.53	択伐による制限林種19 に同じ		
	笠岡市	81、82、91、92	7.53			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
36 土砂流出防備保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		1.81	択伐による制限林種25 に同じ		
	笠岡市	81	1.81			
37 土砂流出防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		9.68	択伐による制限林種13 に同じ 岡山県立自然公園条例 による	風致の維持等考慮 して行う	
	井原市	(計)	8.51			
	旧芳井町	15	8.51			
	高梁市	(計)	0.85			
	旧川上町	80、84	0.85			
	新見市	(計)	0.32			
	旧新見市	427	0.32			
38 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		234.41	択伐による制限林種1 に同じ		
	総社市	(計)	221.50			
	旧総社市	39、49、50、54、55、56、65	220.20			
	旧山手村	6	1.30			
	高梁市	(計)	12.16			
	旧成羽町	38、72、73	10.07			
	旧川上町	89	0.10			
	旧備中町	23	1.99			
	新見市	(計)	0.75			
	旧新見市	357	0.75			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
39 土砂流出防備保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		0.03	択伐による制限林種1 に同じ		
	倉敷市	(計)	0.03			
	旧倉敷市	31	0.03			
40 土砂流出防備保安林 県文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		1.63	択伐による制限林種25 に同じ		
	総社市	(計)	1.63			
	旧総社市	67	1.63			
41 土砂流出防備保安林 都市計画法による風致地区	総 数		13.53	択伐による制限林種1 に同じ (県風致地区条例による)		
	倉敷市	(計)	13.53			
	旧倉敷市	27	13.53			
42 土砂流出防備保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		129.12	択伐による制限林種1 に同じ (文化財保護法（条例）による)		
	井原市	(計)	26.38			
	旧美星町	82	26.38			
	総社市	(計)	26.69			
	旧総社市	12、13	26.69			
	矢掛町	63、64、65	76.05			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
43 土砂崩壊防備保安林	総 数		68.33	択伐による制限林種1 に同じ		
	倉敷市	(計)	16.45			
	旧倉敷市	108、114	16.45			
	笠岡市	71	0.33			
	井原市	(計)	0.61			
	旧芳井町	9	0.61			
	総社市	(計)	0.31			
	旧総社市	105	0.31			
	高梁市	(計)	22.83			
	旧高梁市	21、27、32、77、97	21.85			
	旧有漢町	11、16、32、46、49	0.98			
	新見市	(計)	26.67			
	旧新見市	97、124、138、153、289、319、322	14.45			
	旧神郷町	20、68	4.17			
	旧哲多町	89、90	3.37			
	旧哲西町	6、22、33、53、69	4.68			
	浅口市	(計)	0.86			
	旧寄島町	2	0.86			
	早島町	6	0.27			
44 土砂崩壊防備保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		1.69	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	64	0.43			
	浅口市	(計)	1.26			
	旧寄島町	1	1.26			
45 土砂崩壊防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		1.48	択伐による制限林種3 に同じ 岡山県立自然公園条例 による	風致の維持等考慮 して行う	
	井原市	(計)	0.41			
	旧芳井町	85	0.41			
	高梁市	(計)	1.07			
	旧成羽町	39	1.07			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
46 土砂崩壊防備保安林	総 数		0.13	択伐による制限林種1 に同じ		
	新見市	(計)	0.13			
	旧新見市	27、450	0.13			
47 防風保安林	総 数		1.68	択伐による制限林種1 に同じ		
	笠岡市	16、89	1.68			
48 防風保安林	総 数		26.70	択伐による制限林種1 に同じ		
	笠岡市	76、88、89、90	26.70			
49 防風保安林	総 数		0.56	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	82	0.56			
50 防風保安林	総 数		1.50	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	82	1.50			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
51 防風保安林 魚付き保安林 国立公園第3種特別地域	総 数		3.92	択伐による制限林種13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	笠岡市	93	3.92			
52 防風保安林 魚付き保安林 国立公園普通地域	総 数		14.05	択伐による制限林種19に同じ		
	笠岡市	91、92	14.05			
53 防風保安林 国立公園普通地域	総 数		3.25	択伐による制限林種19に同じ		
	笠岡市	91、92	3.25			
54 水害防備保安林	総 数		9.58	択伐による制限林種1に同じ		
	総社市	(計)	9.33			
	旧総社市	118、119、159、160、190、191、194、195	9.33			
	高梁市	(計)	0.25			
	旧高梁市	84	0.25			
55 水害防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		1.57	択伐による制限林種1に同じ		
	高梁市	(計)	1.57			
	旧高梁市	59、277	1.57			
56 なだれ防止保安林	総 数		101.74	択伐による制限林種1に同じ		
	新見市	(計)	101.74			
	旧新見市	111、112、121、128、171	40.18			
	旧大佐町	107、109、111、112、133、136、137	57.11			
	旧神郷町	78、123	4.45			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
57 落石防止保安林	総 数		13.38	択伐による制限林種1 に同じ		
	高 梁 市	(計)	12.54			
	旧高梁市	170	12.54			
	新 見 市	(計)	0.84			
	旧新見市	42	0.84			
58 防火保安林	総 数		0.74	択伐による制限林種1 に同じ		
	新 見 市	(計)	0.74			
	旧大佐町	111、112	0.74			
59 魚付き保安林	総 数		37.76	択伐による制限林種1 に同じ		
	倉 敷 市	(計)	16.27			
	旧倉敷市	2、3、88、89、147	16.27			
	笠 岡 市	76、88、89	21.49			
60 魚付き保安林 国立公園第2種特別地域 保健保安林	総 数		9.02	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	倉 敷 市	(計)	9.02			
	旧倉敷市	151	9.02			
61 魚付き保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		40.53	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	倉 敷 市	(計)	27.41			
	旧倉敷市	7、8、90、150、151	27.41			
	笠 岡 市	64、84	9.15			
	浅 口 市	(計)	3.97			
	旧寄島町	1	3.97			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
62 魚付き保安林 国立公園第3種特別地域	総 数		7.94	択伐による制限林種19 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	93	7.94			
63 魚付き保安林 国立公園普通地域	総 数		22.56	択伐による制限林種19 に同じ		
	笠岡市	91、92	22.56			
64 保健保安林	総 数		5.81	択伐による制限林種3 に同じ		
	倉敷市	(計)	0.39			
	旧倉敷市	89	0.39			
	総社市	(計)	1.90			
	旧山手村	3、4	1.90			
	浅口市	(計)	3.52			
	旧鴨方町	23	3.52			
65 保健保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		2.34	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	倉敷市	(計)	2.34			
	旧倉敷市	134、136	2.34			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
66 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 保健保安林	総 数		1.52	択伐による制限林種25 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	83	1.52			
67 県立自然公園特別地域 保健保安林	総 数		59.29	択伐による制限林種3 に同じ 岡山県立自然公園条例 による	風致の維持等考慮 して行う	
	高梁市	(計)	59.29			
	旧成羽町	66、67、68、69	59.29			
68 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 保健保安林	総 数		18.92	択伐による制限林種3 に同じ 岡山県立自然公園条例 による	風致の維持等考慮 して行う	
	井原市	(計)	16.33			
	旧芳井町	15	16.33			
	高梁市	(計)	2.59			
	旧川上町	101	2.59			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
69 風致保安林	総 数		1.13	択伐による制限林種1 に同じ		
	笠岡市	14、15	0.21			
	井原市	(計)	0.62			
	旧美星町	79	0.62			
	新見市	(計)	0.19			
	旧新見市	338	0.19			
	里庄町	2	0.11			
70 保安施設地区	総 数		0.58	択伐による制限林種1 に同じ		
	矢掛町	39	0.58			
71 砂防指定地	総 数		0.42	原則として択伐とする (岡山県砂防指定地等管理規則による)		
	倉敷市	(計)	0.29			
	旧倉敷市	5	0.29			
	総社市	(計)	0.13			
	旧総社市	1	0.13			
72 国立公園第2種特別地域	総 数		290.42	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	倉敷市	(計)	94.86			
	旧倉敷市	87、90、91、92、95、134、135、136、150	94.86			
	笠岡市	64、65、67、68、69、81、82、83、84	179.58			
	浅口市	(計)	15.98			
	旧寄島町	1	15.98			
73 国立公園第2種特別地域 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		0.12	択伐による制限林種13 に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	82	0.12			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
74 県立自然公園特別地域	総 数		10.64	択伐による制限林種3 に同じ 岡山県立自然公園条例 による	風致の維持等考慮 して行う	
	高 梁 市	(計)	10.64			
	旧川上町	83	0.69			
	旧備中町	126	9.95			
75 県立自然公園特別地域 文化財保護法（条例） による史跡・名勝・天然記念物	総 数		4.83	択伐による制限林種3 に同じ 岡山県立自然公園条例 による（文化財保護法 （条例）による）	風致の維持等考慮 して行う	
	高 梁 市	(計)	4.83			
	旧川上町	84	4.83			
76 都市計画法による風致地区	総 数		6.20	県風致地区条例による		
	倉敷市	(計)	6.20			
	旧倉敷市	27、29	6.20			

ウ 伐採種を禁伐とするもの

単位 面積：ha

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
1 水源かん養保安林 落石防止保安林	総 数		0.19	禁伐とする		
	新見市	(計)	0.19			
	旧哲多町	60	0.19			
2 水源かん養保安林 防火保安林	総 数		1.82	禁伐とする		
	笠岡市	37、39、40	1.82			
3 水源かん養保安林 県郷土自然特別保護地区	総 数		2.57	禁伐とする		
	新見市	(計)	2.57			
	旧哲多町	101	2.57			
4 水源かん養保安林 県郷土自然特別保護地区	総 数		2.80	禁伐とする		
	高梁市	(計)	2.80			
	旧高梁市	240	2.80			
5 土砂流出防備保安林	総 数		2.69	禁伐とする		
	総社市	(計)	2.64			
	旧総社市	31、85、91	2.64			
	高梁市	(計)	0.05			
	旧成羽町	88	0.05			
6 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 国立公園第1種特別地域	総 数		3.58	禁伐とする 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	笠岡市	81	3.58			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
7 土砂流出防備保安林 なだれ防止保安林	総 数		1.95	禁伐とする		
	新見市	(計)	1.95			
	旧新見市	171	1.95			
8 土砂流出防備保安林 防火保安林	総 数		5.88	禁伐とする		
	笠岡市	36、37、39、44、46、47、48	5.88			
9 土砂流出防備保安林 保健保安林 防火保安林	総 数		6.65	禁伐とする		
	総社市	(計)	6.65			
	旧総社市	72、74、75、76	6.65			
10 土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域 魚付き保安林	総 数		0.50	禁伐による制限 林種6に同じ	風致の維持等考 慮して行う	
	笠岡市	81	0.50			
11 土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物 魚付き保安林	総 数		0.50	禁伐による制限 林種6に同じ (文化財保護法に よる)		
	笠岡市	83	0.50			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
12 土砂流出防備保安林 保健保安林	総 数		0.81	禁伐とする		
	総 社 市	(計)	0.81			
	旧総社市	75、85	0.81			
13 土砂流出防備保安林 保安施設地区	総 数		1.24	禁伐とする (森林法施行令による)		
	総 社 市	(計)	1.24			
	旧総社市	16、17、21、37	1.24			
14 土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域	総 数		8.25	禁伐による制限 林種6に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	2.62			
	旧倉敷市	87	2.62			
	笠岡市	81	5.63			
15 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		3.25	禁伐とする		
	総 社 市	(計)	3.25			
	旧総社市	56	3.25			
16 土砂崩壊防備保安林 落石防止保安林	総 数		2.37	禁伐とする		
	新見市	(計)	2.37			
	旧新見市	54	2.37			
17 土砂崩壊防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		0.44	禁伐とする		
	新見市	(計)	0.44			
	旧新見市	376	0.44			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
18 防風保安林 魚付き保安林 国立公園第1種特別地域	総 数		6.57	禁伐による制限 林種6に同じ	風致の維持等考 慮して行う	
	笠岡市	81、82、91	6.57			
19 防風保安林 魚付き保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 国立公園第1種特別地域	総 数		0.44	禁伐による制限 林種6に同じ	風致の維持等考 慮して行う	
	笠岡市	82	0.44			
20 なだれ防止保安林	総 数		2.05	禁伐とする		
	新見市	(計)	2.05			
	旧新見市	170	1.82			
	旧神郷町	85	0.23			
21 落石防止保安林	総 数		88.78	禁伐とする		
	高梁市	(計)	58.95			
	旧高梁市	80、84、170、196、258	58.95			
	新見市	(計)	29.83			
	旧新見市	28、29、30、31、34、35、37、54、61、 246、261、262、322、329、330	20.93			
	旧神郷町	34、122、139	8.90			
22 落石防止保安林 保健保安林 県立自然公園特別地域	総 数		61.08	禁伐とする 岡山県立自然公 園条例による	風致の維持等考 慮して行う	
	新見市	(計)	61.08			
	旧新見市	3、5、6	61.08			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
23 落石防止保安林	総 数		14.14	禁伐とする 岡山県立自然公園条例による	風致の維持等考慮して行う	
	新見市	(計)	14.14			
	旧新見市	3、5、6、389、391	14.14			
24 落石防止保安林	総 数		7.04	禁伐とする		
	新見市	(計)	7.04			
	旧新見市	384、389、394	7.04			
25 防火保安林	総 数		0.12	禁伐とする		
	笠岡市	39、46	0.12			
26 魚付き保安林	総 数		14.96	禁伐による制限 林種6に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	7.27			
	旧倉敷市	7、90	7.27			
	笠岡市	81、91	7.69			
27 保安施設地区	総 数		3.78	禁伐とする (森林法施行令による)		
	倉敷市	(計)	0.49			
	旧倉敷市	81	0.10			
	旧真備町	23	0.39			
	笠岡市	1	0.08			
	井原市	(計)	0.79			
	旧芳井町	43、79	0.79			
	総社市	(計)	0.33			
	旧総社市	13、158	0.33			
	高梁市	(計)	0.20			
	旧成羽町	6	0.08			
	旧備中町	6	0.12			
	新見市	(計)	0.51			
	旧大佐町	60	0.51			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
	浅口市	(計)	0.80			
	旧金光町	5、15	0.42			
	旧鴨方町	23	0.10			
	旧寄島町	5	0.28			
	矢掛町	93、95	0.58			
28 国立公園第1種特別地域	総 数		6.35	禁伐による制限 林種6に同じ	風致の維持等考 慮して行う	
	笠岡市	72、81、82、85、88、93	6.35			

2 その他必要な事項

なし

Ⅲ 附属資料

鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準

第1 目的

この基準は、地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画の対象となる民有林及び国有林において森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第2項第4号及び同法第10条の5第2項第9号に規定する鳥獣害防止森林区域（以下「区域」という。）を設定する際の必要事項を定めるものであり、伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図ることを目的とする。

第2 区域の対象とする鳥獣

区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカを基本とし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣（クマ等）を対象とすることができるものとする。

第3 区域の設定対象とする森林及び設定の単位

区域の設定対象とする森林は、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、対象鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林のうち、人工林であるものを基本とするが、地域における森林資源の状況に応じて、天然林も含めることができるものとする。

なお、区域は林班を単位として設定するものとする。また、区域は対象鳥獣の別に設定することとし、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとする。

第4 区域の設定方法

区域の設定は、以下の手順及び附録に基づき実施するものとする。

1 森林生態系多様性基礎調査の調査結果による区域候補地の抽出

- (1) 林野庁が全国の森林において約1万5千点の調査地点を設定し、各調査地点における森林の動態等を5年周期で調査する「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を区域設定の基礎データとして用いることとする。
- (2) 森林生態系多様性基礎調査の調査地点を中心とした4km四方の地域区画（以下「4kmメッシュ」という。）を作成した後、各調査地点の最新の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認された4kmメッシュ（以下「区域候補メッシュ」という。）を抽出するものとする。
- (3) 森林計画図その他の林班に関する情報を記した図面と、区域候補メッシュを重ね合わせることで、区域候補メッシュに全部又は一部が包含される林班を抽出し、当該抽出された林班を区域候補地とするものとする。

2 区域候補地の補正

- (1) 森林生態系多様性基礎調査の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認されない又は調査結果が存在しないため区域候補地に該当しない林班については、必要に応じて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条又は第7条の2に基づき都道府県知事により定められる第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画、研究論文等の文献、地方公共団体や森林管理局署による調査、森林組合や地域住民からの情報その他の対象鳥獣による森林被害又は対象鳥獣の生息に関する情報（以下「補完情報」という。）と突合

し、対象鳥獣による森林被害が確認された場合又は森林被害発生のおそれがある場合、区域候補地に加えるものとする。

- (2) 補完情報と突合した結果、対象鳥獣による森林被害が確認された又は森林被害発生のおそれのある4kmメッシュについては、区域候補メッシュとすることができ、区域候補地の抽出にあたっては1(3)により行うものとする。
- (3) 1により抽出された区域候補地の林班については、必要に応じて、補完情報と突合し、区域候補地から除外することができるものとする。

3 区域の確定

1及び2により得られた区域候補地については、市町村森林整備計画及び国有林の地域別の森林計画（以下「市町村森林整備計画等」という。）の樹立又は変更に係る所定の手続きを経て、区域として確定するものとする。

第5 その他区域設定に当たって考慮すべき事項

1 関係者等の意見の反映

区域の確定に当たっては、市町村森林整備計画等の作成に際して行う学識経験を有する者からの意見聴取及び当該計画案の公告・縦覧を通じて得られる地域住民を始めとする関係者の意見を踏まえ、必要に応じて修正を加えるものとする。

なお、学識経験を有する者からの意見聴取に当たっては、必要に応じて農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター（鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程細則（平成27年9月1日付け環自野発第1509091号）第1の2に規定する鳥獣保護管理捕獲コーディネーターをいう。）等の専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

2 区域の見直し

- (1) 市町村森林整備計画等において定められた区域については、森林生態系多様性基礎調査において調査地点ごとに新たな調査結果が得られた場合又は第4の2(1)に掲げる情報について新たな情報が得られた場合において、対象鳥獣による森林被害の状況又は対象鳥獣の生息状況に著しい変化があったことが確認される場合等にあつては、必要に応じて、市町村森林整備計画等の樹立又は変更により見直しを行うものとする。
- (2) (1)の区域の見直しに当たっては、第4の規定を準用するものとする。

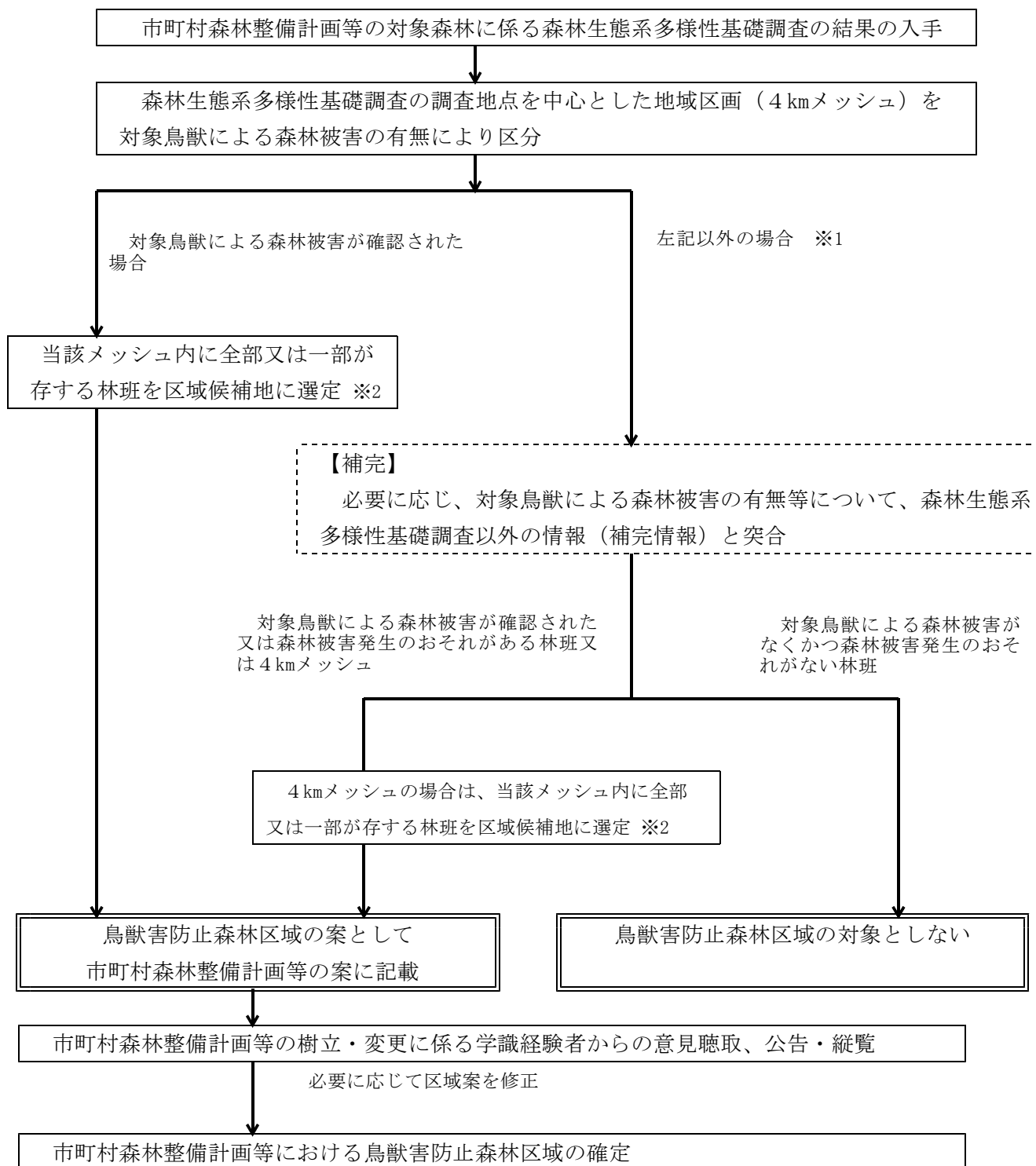
3 対象鳥獣による森林被害が確認されない等の場合の区域の設定

第4の1(1)及び2(1)に掲げる各種データ及び情報により市町村森林整備計画等の対象森林の全域において対象鳥獣による森林被害がなく、今後の被害発生のおそれもないと判断される場合は、市町村森林整備計画等における鳥獣害防止森林区域の設定については、「設定なし」と記載することとする。

4 民有林及び国有林の調整

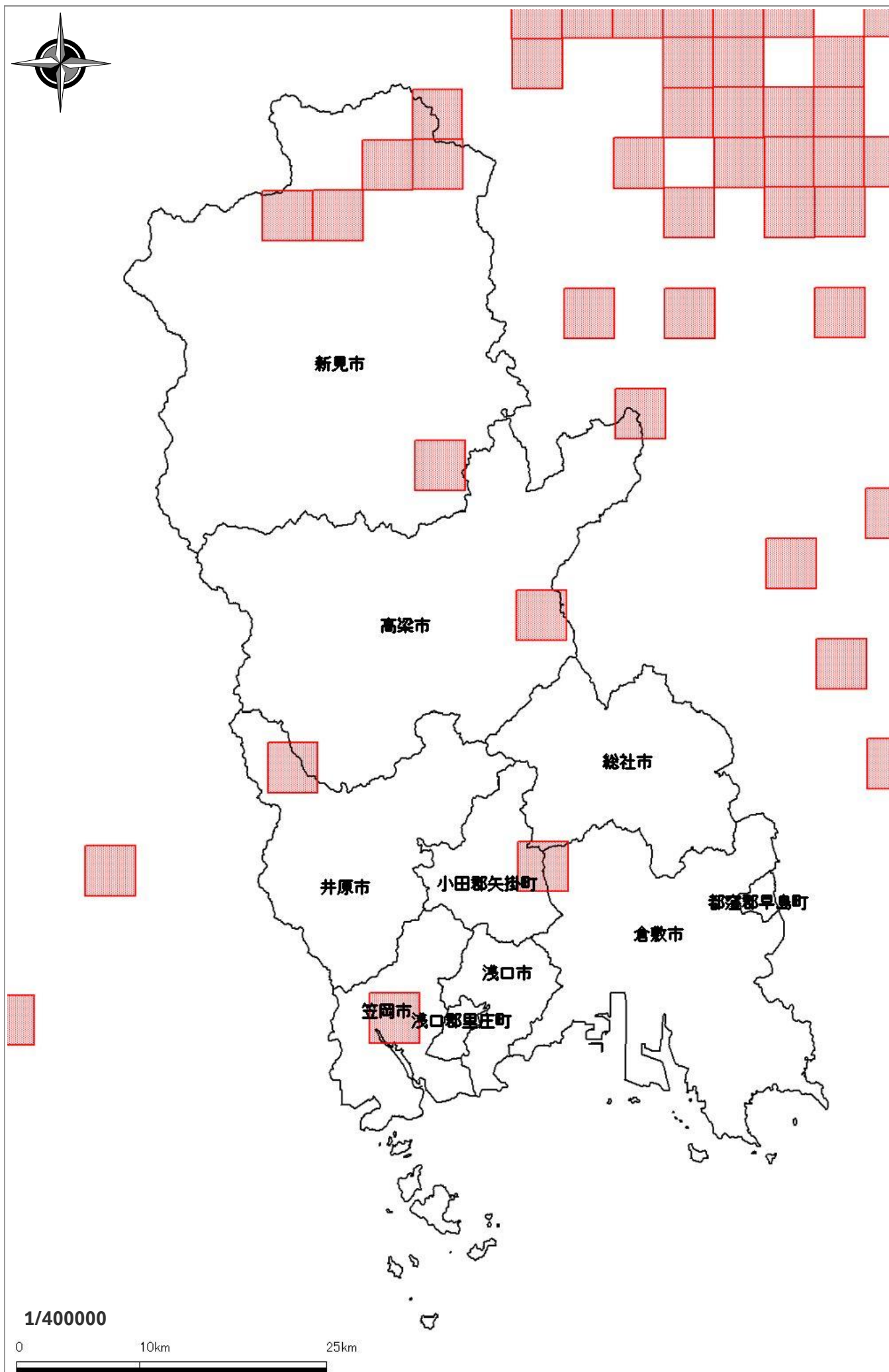
民有林と国有林が接する地域においては、当該地域の森林が所在する市町村と当該地域の国有林を管理する森林管理局が十分な時間的余裕を持って調整した上で、区域を適切に設定するものとする。

鳥獣害防止森林区域の設定に関するフローチャート



※1：森林生態系多様性基礎調査の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認されない又は調査結果が存在しないため
区域候補地に該当しない場合。

※2：必要に応じ、補完情報と突合し、区域候補地から除外することができるものとする。



参 考 資 料

1. 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：％

区 分		区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②／①×100
			総 数 ②	国 有 林	民 有 林	
県 全 体		710,742	484,409	37,181	447,227	68.2
総 数		246,479	164,631	10,621	154,010	66.8
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	35,607	9,900	85	9,816	27.8
	笠 岡 市	13,607	5,158	54	5,104	37.9
	井 原 市	24,354	15,846	0	15,846	65.1
	総 社 市	21,190	13,323	43	13,280	62.9
	高 梁 市	54,699	42,791	1,045	41,745	78.2
	新 見 市	79,329	68,421	9,251	59,169	86.2
	浅 口 市	6,646	2,927	67	2,859	44.0
	早 島 町	762	87	0	87	11.4
	里 庄 町	1,223	384	0	384	31.4
	矢 掛 町	9,062	5,796	76	5,720	64.0
局 別 内 訳	備中県民局 (地域事務所除く)	57,559	23,310	127	23,183	40.5
	備中県民局井笠地域	54,892	30,111	198	29,913	54.9
	備中県民局高梁地域	54,699	42,791	1,045	41,745	78.2
	備中県民局新見地域	79,329	68,421	9,251	59,169	86.2

(注) 1. 総数は、令和7年4月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）による。

2. 四捨五入のため総数が合わない場合がある。

2. 森林面積は、国有林の林野庁以外の官庁、民有林の森林計画対象外森林を含む。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地点	気温 (℃)			年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	備考
	最高	最低	年平均			
千屋	18.6	6.4	12.0	1,850	62	新見市千屋 標高525m
高梁	22.4	10.1	15.3	1,399		高梁市落合町近似 標高60m
倉敷	22.3	12.0	16.7	1,092		倉敷市中央 標高3m
笠岡	21.7	12.1	16.6	1,088		笠岡市カブト東町 標高0m

注1 国土交通省気象庁「気象データ」による。

2 数値は、令和2年～令和6年の平均値による。

イ 主要山岳

山岳名	標高 (m)	所属地名	山岳名	標高 (m)	所属地名
花見山	1,188	新見市、鳥取県	虫原山	908	新見市、広島県
雄山	1,153	新見市	三光山	878	新見市、広島県
三国山	1,129	新見市、鳥取県、広島県	京見山	854	新見市、真庭市
二子山	1,075	新見市	鷹の巣山	824	新見市
雌山	1,067	新見市	天神山	777	高梁市
剣森山	1,034	新見市	高畑山	776	新見市、鳥取県
大佐山	989	新見市	小吹山	773	高梁市
天銀山	980	新見市	荒戸山	762	新見市
剣山	962	新見市	猪辻山	731	高梁市、広島県
硯ヶ山	943	新見市、新庄村	妙見山	725	新見市、鳥取県

注1 令和5年岡山県統計年報による。

ウ 主要河川

河川名	上流端	下流端	経過 (市町村名)	備 考
高梁川	新見市	倉敷市	新見市、高梁市、総社市、倉敷市	
支 小田川	井原市	倉敷市	井原市、笠岡市、矢掛町、倉敷市	
美山川	井原市	矢掛町	井原市、矢掛町	
榎谷川	吉備中央町	総社市	吉備中央町、総社市	
成羽川	高梁市	高梁市	高梁市	
佐伏川	新見市	高梁市	新見市、高梁市	
小坂部川	新見市	新見市	新見市	
西川	新見市	新見市	新見市	
本郷川	新見市	新見市	新見市	
神代川	新見市	新見市	新見市	
熊谷川	新見市	新見市	新見市	
倉敷川	倉敷市	岡山市	倉敷市、岡山市	
笹ヶ瀬川	岡山市	岡山市	岡山市	
支 足守川	岡山市	岡山市	岡山市、総社市、倉敷市	

注1 令和5年岡山県統計年報による。

エ 地 質

単位 面積：h a

区 分	花崗岩類	流紋岩	石灰岩	中・古生	その他	計
総 数	39,734	37,748	7,575	18,086	50,471	153,614
倉敷市	5,872	2,815		677	271	9,635
笠岡市	2,393	1,425		675	545	5,039
井原市	1,240	621	192	2,226	11,525	15,804
総社市	8,969	1,209		12	3,080	13,270
高梁市	5,748	8,617	2,327	10,197	14,835	41,724
新見市	9,050	21,221	5,057	4,031	19,797	59,156
浅口市	1,908	825		13	75	2,821
早島町	3			67		70
里庄町	383					383
矢掛町	4,168	1,014		189	342	5,712

注1 面積は、民有林面積。四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

オ 土 壌

単位 面積：h a

区 分	乾性 褐色森林土	(弱)・適潤性 褐色森林土	黒色土	赤色土	未熟土等	計
総 数	73,019	52,140	8,416	686	19,353	153,614
倉敷市	2,968	781		41	5,845	9,635
笠岡市	2,159	633			2,247	5,039
井原市	12,470	1,933	28	107	1,266	15,804
総社市	5,795	1,191			6,284	13,270
高梁市	23,799	15,481	675	461	1,309	41,724
新見市	19,814	31,535	7,713	77	16	59,156
浅口市	1,405	304			1,111	2,821
早島町	69					70
里庄町	57	30			297	383
矢掛町	4,483	252			978	5,712

注1 面積は、民有林面積。四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分		総 数	森 林	農 地			その他	
				総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
県 全 体		710,742	484,409	57,205	44,042	13,163	169,129	37,066
総 数		246,479	164,631	16,697	11,030	5,667	65,151	16,128
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	35,607	9,900	3,472	2,690	782	22,235	8,770
	笠 岡 市	13,607	5,158	1,736	596	1,140	6,713	1,670
	井 原 市	24,354	15,846	2,048	1,080	968	6,460	1,022
	総 社 市	21,190	13,323	2,187	1,880	307	5,680	1,338
	高 梁 市	54,699	42,791	2,550	1,480	1,070	9,358	914
	新 見 市	79,329	68,421	2,624	1,960	664	8,285	781
	浅 口 市	6,646	2,927	790	402	388	2,929	720
	早 島 町	762	87	135	120	15	540	241
	里 庄 町	1,223	384	143	79	64	696	233
	矢 掛 町	9,062	5,796	1,012	743	269	2,254	438
局 別 内 訳	備中県民局 (地域事務所除く)	57,559	23,310	5,794	4,690	1,104	28,455	10,350
	備中県民局 井笠地域事務所	54,892	30,111	5,729	2,900	2,829	19,053	4,084
	備中県民局 高梁地域事務所	54,699	42,791	2,550	1,480	1,070	9,358	914
	備中県民局 新見地域事務所	79,329	68,421	2,624	1,960	664	8,285	781

- (注) 1 総数は、全国都道府県市区町村別面積調（令和7年1月1日時点）による。
 2 田畑の面積は、作物統計調査（令和6年）による。
 3 宅地面積は、岡山県統計年報（令和5年）による。
 4 四捨五入のため総数が合わない場合がある。

(4) 産業別生産額

単位 金額：千万円

区 分		総 数	第1次産業 (農業産出額)	第2次産業	第3次産業
県 全 体		1,506,791	17,520	969,651	519,620
総 数		855,182	7,914	690,629	156,639
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	686,842	1,529	583,247	102,066
	笠 岡 市	30,192	1,118	22,129	6,945
	井 原 市	20,741	1,366	15,565	3,810
	総 社 市	33,746	322	25,138	8,286
	高 梁 市	17,643	1,219	12,704	3,720
	新 見 市	14,772	1,947	9,517	3,308
	浅 口 市	10,179	104	6,488	3,587
	早 島 町	24,059	22	1,553	22,484
	里 庄 町	10,942	20	9,514	1,408
	矢 掛 町	6,066	267	4,774	1,025
局 別 内 訳	備中県民局 (地域事務所除く)	744,647	1,873	609,938	132,836
	備中県民局 井笠地域事務所	78,120	2,875	58,470	16,775
	備中県民局 高梁地域事務所	17,643	1,219	12,704	3,720
	備中県民局 新見地域事務所	14,772	1,947	9,517	3,308

(注) 1 第1次産業は、令和5年市町村別農業産出額(推計)による。

2 第2次産業は、2023年経済構造実態調査による。

3 第3次産業は、令和3年経済センサスによる。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分		総 数	第 1 次 産 業				第 2 次産業	第 3 次産業
			計	農 業	林 業	水産業		
県 全 体		867,759	35,699	33,398	1,232	1,069	227,154	577,858
総 数		340,916	11,862	11,173	312	377	109,175	324,040
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	209,494	3,627	3,433	23	171	69,148	245,491
	笠 岡 市	20,625	997	870	7	120	6,428	12,708
	井 原 市	18,727	1,147	1,135	11	1	6,763	9,898
	総 社 市	32,290	1,314	1,301	13	0	9,369	20,170
	高 梁 市	13,890	1,460	1,408	48	4	4,032	7,797
	新 見 市	13,719	1,969	1,760	201	8	3,662	8,033
	浅 口 市	14,962	589	522	0	67	4,623	9,031
	早 島 町	5,646	101	100	0	1	1,285	4,143
	里 庄 町	5,098	131	127	0	4	1,658	3,160
	矢 掛 町	6,465	527	517	9	1	2,207	3,609
局 別 内 訳	備中県民局 (地域事務所除く)	247,430	5,042	4,834	36	172	79,802	269,804
	備中県民局 井笠地域事務所	65,877	3,391	3,171	27	193	21,679	38,406
	備中県民局 高梁地域事務所	13,890	1,460	1,408	48	4	4,032	7,797
	備中県民局 新見地域事務所	13,719	1,969	1,760	201	8	3,662	8,033

(注) 令和2(2020)年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積、成長量：m3

区	分	総			数		1			2			3			級	
		面	積	材	積	成長量	面	積	材	積	成長量	面	積	材	積	成長量	材
立	総数	総数	149,321.16	23,645,562	185,971		285.72			307.99	1,104	447	268.18	6,966	1,565		
		針	56,115.46	16,449,873	171,628	256.51			246.32				192.16	5,137	1,372		
		広	93,205.70	7,195,690	14,343	29.21			61.67	1,104	447	76.02	1,830	193			
人	総数	総数	46,238.50	13,409,610	159,371	284.46			286.88	852	357	225.53	6,256	1,478			
		針	45,472.43	13,361,195	158,116	256.42			245.86			192.02	5,135	1,370			
		広	766.07	48,415	1,255	28.04			41.02	852	357	33.51	1,121	108			
工	育成層	総数	42,581.94	12,352,186	150,309	277.75			269.21	671	188	200.30	5,911	1,395			
		針	41,835.80	12,304,243	149,232	252.21			240.70			167.26	4,802	1,288			
		広	746.14	47,943	1,078	25.54			28.51	671	188	33.04	1,109	107			
木	育成層	総数	3,656.56	1,057,424	9,062	6.71			17.67	182	169	25.23	345	83			
		針	3,636.63	1,056,952	8,884	4.21			5.16			24.76	333	82			
		広	19.93	472	178	2.50			12.51	182	169	0.47	12	1			
天	総数	総数	103,082.66	10,235,953	26,600	1.26			21.11	252	90	42.65	711	87			
		針	10,643.03	3,088,678	13,512	0.09			0.46			0.14	2	2			
		広	92,439.63	7,147,275	13,088	1.17			20.65	252	90	42.51	709	85			
然	育成層	総数	2,841.53	261,703	480	0.09			0.05	2	0						
		針	2.78	607	2	0.09											
		広	2,838.75	261,096	478			0.05	2	0							
地	育成層	総数	1,170.41	123,247	263												
		針	142.26	43,571	180												
		広	1,028.15	79,676	83												
林	天然林	総数	99,070.72	9,851,003	25,856	1.17			21.06	250	89	42.65	711	87			
		針	10,497.99	3,044,500	13,330				0.46			0.14	2	2			
		広	88,572.73	6,806,503	12,527	1.17			20.60	250	89	42.51	709	85			
竹	林		1,997.26														
無	立	地	2,115.67														
合	計		153,434.09														

区 分		4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立	總 数	總 数	953.36	55,890	5,074	468.04	42,774	2,886	905.64	104,570	2,623.81	345,030	13,444
		針	724.24	45,554	4,485	373.93	36,676	2,676	745.83	95,235	1,750.54	291,211	12,608
		広	229.12	10,336	590	94.11	6,098	209	159.81	9,334	873.27	53,819	837
人	總 数	總 数	792.23	49,034	4,631	459.51	42,311	2,870	857.94	101,878	1,835.33	296,564	12,684
		針	714.69	45,036	4,430	373.93	36,676	2,676	745.51	95,204	1,747.09	290,826	12,592
		広	77.54	3,999	201	85.58	5,634	194	112.43	6,674	88.24	5,738	93
工	育 單 層	總 数	657.06	42,741	3,914	456.35	42,007	2,849	854.99	101,468	1,745.22	285,951	12,227
		針	581.29	38,828	3,717	371.52	36,419	2,657	742.84	94,815	1,657.53	280,247	12,135
		広	75.77	3,913	196	84.83	5,588	192	112.15	6,653	87.69	5,704	92
木	成 林	總 数	135.17	6,294	717	3.16	303	21	2.95	409	90.11	10,613	457
		針	133.40	6,208	713	2.41	257	19	2.67	389	89.56	10,579	457
		広	1.77	86	5	0.75	46	1	0.28	20	0.55	34	1
天	總 数	總 数	161.13	6,856	443	8.53	463	15	47.70	2,692	788.48	48,466	760
		針	9.55	519	55				0.32	31	3.45	385	16
		広	151.58	6,337	389	8.53	463	15	47.38	2,661	785.03	48,081	744
然	育 單 層	總 数	30.51	1,333	68						2.52	198	3
		針											
		広	30.51	1,333	68						2.52	198	3
地	成 林	總 数	9.32	338	30								
		針	1.22	68	7								
		広	8.10	270	22								
林	天 生	總 数	121.30	5,186	346	8.53	463	15	47.70	2,692	785.96	48,268	757
		針	8.33	451	47				0.32	31	3.45	385	16
		広	112.97	4,735	298	8.53	463	15	47.38	2,661	782.51	47,883	741

單位 面積：ha 材積，成長量：m3

區	分	8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級			11 齡 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立	總 數	總 數	4,324.12	698,598	21,158	6,034.51	1,274,259	26,779	7,678.48	1,752,451	10,192.17	2,282,995	22,791
		針	2,922.97	603,686	20,039	4,790.54	1,179,783	26,088	5,823.11	1,611,676	6,488.52	1,998,285	22,188
		広	1,401.15	94,913	1,119	1,243.97	94,475	691	1,855.37	140,775	3,703.65	284,710	604
人	總 數	總 數	2,881.65	592,592	19,512	4,868.41	1,186,447	26,131	5,838.99	1,612,780	6,479.33	1,995,750	22,147
		針	2,805.15	586,781	19,446	4,788.78	1,179,456	26,081	5,821.21	1,611,407	6,472.24	1,995,223	22,146
		広	76.50	5,811	66	79.63	6,991	50	17.78	1,374	7.09	527	1
工	育 單 層	總 數	2,709.82	561,845	18,375	4,853.98	1,182,219	26,042	5,806.54	1,602,808	6,443.38	1,984,557	22,030
		針	2,633.65	556,061	18,309	4,774.35	1,175,228	25,993	5,789.21	1,601,473	6,436.37	1,984,036	22,029
		広	76.17	5,785	66	79.63	6,991	50	17.33	1,335	7.01	521	1
木	育 複 層	總 數	171.83	30,747	1,137	14.43	4,227	89	32.45	9,972	35.95	11,193	117
		針	171.50	30,720	1,137	14.43	4,227	89	32.00	9,934	35.87	11,187	117
		広	0.33	27	0				0.45	39	0.08	6	
天	總 數	總 數	1,442.47	106,006	1,646	1,166.10	87,812	647	1,839.49	139,671	3,712.84	287,245	644
		針	117.82	16,905	593	1.76	327	6	1.90	269	16.28	3,062	42
		広	1,324.65	89,101	1,053	1,164.34	87,484	641	1,837.59	139,402	3,696.56	284,183	602
然	育 單 層	總 數	3.51	242	3	11.25	1,256	10	18.89	1,865	31.46	3,267	13
		針	0.05	7	0								
		広	3.46	235	3	11.25	1,256	10	18.89	1,865	31.46	3,267	13
地	育 複 層	總 數	19.06	1,738	37	0.76	64	0	2.80	244	8.58	721	2
		針	3.21	590	24								
		広	15.85	1,148	13	0.76	64	0	2.80	244	8.58	721	2
林	天 生	總 數	1,419.90	104,027	1,606	1,154.09	86,492	637	1,817.80	137,562	3,672.80	283,256	629
		針	114.56	16,308	569	1.76	327	6	1.90	269	16.28	3,062	42
		広	1,305.34	87,718	1,037	1,152.33	86,165	631	1,815.90	137,292	3,656.52	280,195	588

区 分		1 2 齡 級			1 3 齡 級			1 4 齡 級			1 5 齡 級			材 積，成長量：m3	
		面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	材 積	成長量
立	總 数	總 数	15,822.65	2,983,562	19,754	32,477.91	4,692,377	20,014	14,609.44	2,516,393	6,773	52,369.14	6,888,593	14,018	
		針	6,836.78	2,307,897	18,396	9,200.85	2,936,373	17,778	4,699.94	1,701,708	5,582	11,063.22	3,636,650	10,059	
		広	8,985.87	675,665	1,357	23,277.06	1,756,004	2,237	9,909.50	814,684	1,192	41,305.92	3,251,942	3,960	
人	總 数	總 数	6,834.95	2,305,023	18,365	4,374.46	1,501,599	8,754	4,676.40	1,696,038	5,555	5,542.43	2,022,485	6,358	
		針	6,809.71	2,303,189	18,362	4,351.14	1,499,647	8,751	4,645.88	1,693,544	5,554	5,502.80	2,019,072	6,355	
		広	25.24	1,834	4	23.32	1,953	2	30.52	2,494	2	39.63	3,413	3	
工	育 單 層	總 数	5,066.17	1,733,810	14,086	3,714.32	1,310,076	7,561	4,629.16	1,677,547	5,480	4,897.69	1,820,573	5,807	
		針	5,040.93	1,731,976	14,083	3,691.00	1,308,124	7,559	4,598.77	1,675,063	5,479	4,858.17	1,817,171	5,803	
		広	25.24	1,834	4	23.32	1,953	2	30.39	2,485	1	39.52	3,402	3	
木	育 複 層	總 数	1,768.78	571,213	4,279	660.14	191,523	1,192	47.24	18,491	75	644.74	201,912	551	
		針	1,768.78	571,213	4,279	660.14	191,523	1,192	47.11	18,481	75	644.63	201,901	551	
		広							0.13	10	0	0.11	11	0	
天	總 数	總 数	8,987.70	678,539	1,389	28,103.45	3,190,778	11,261	9,933.04	820,354	1,218	46,826.71	4,866,108	7,660	
		針	27.07	4,708	35	4,849.71	1,436,727	9,026	54.06	8,164	28	5,560.42	1,617,578	3,704	
		広	8,960.63	673,831	1,354	23,253.74	1,754,051	2,234	9,878.98	812,190	1,190	41,266.29	3,248,529	3,956	
然	育 單 層	總 数	40.91	4,411	11	187.03	18,175	25	258.97	28,451	40	2,256.34	202,502	292	
		針				0.88	161	1				1.76	438	1	
		広	40.91	4,411	11	186.15	18,014	25	258.97	28,451	40	2,254.58	202,064	291	
地	育 複 層	總 数	9.06	749	1	504.99	53,696	113	16.52	1,471	2	599.32	64,225	78	
		針				63.09	19,347	89				74.74	23,566	60	
		広	9.06	749	1	441.90	34,349	24	16.52	1,471	2	524.58	40,659	18	
林	天 生	總 数	8,937.73	673,379	1,376	27,411.43	3,118,906	11,122	9,657.55	790,432	1,175	43,971.05	4,599,380	7,291	
		針	27.07	4,708	35	4,785.74	1,417,219	8,936	54.06	8,164	28	5,483.92	1,593,574	3,643	
		広	8,910.66	668,671	1,341	22,625.69	1,701,688	2,186	9,603.49	782,268	1,147	38,487.13	3,005,806	3,648	

(2) 制限林・普通林別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m³

区分		立 木 地									
		人					工 林				
		数					層 林				
		総 数		針葉樹		広葉樹		針葉樹		広葉樹	
総 数	面積	153,434.09	149,321.16	56,115.46	93,205.70	46,238.50	45,472.43	766.07	42,581.94	41,835.80	746.14
	材積	23,645,562	23,645,562	16,449,873	7,195,690	13,409,610	13,361,195	48,415	12,352,186	12,304,243	47,943
	成長量	185,971	185,971	171,628	14,343	159,371	158,116	1,255	150,309	149,232	1,078
制限林	面積	44,038.28	43,353.33	19,272.87	24,080.46	14,967.96	14,648.52	319.44	13,333.35	13,028.02	305.33
	材積	7,309,202	7,309,202	5,541,281	1,767,920	4,354,976	4,335,888	19,087	3,866,855	3,847,945	18,911
	成長量	61,285	61,285	57,571	3,714	52,944	52,422	521	48,617	48,263	354
普通林	面積	109,395.81	105,967.83	36,842.59	69,125.24	31,270.54	30,823.91	446.63	29,248.59	28,807.78	440.81
	材積	16,336,361	16,336,361	10,908,591	5,427,769	9,054,634	9,025,307	29,327	8,485,331	8,456,299	29,032
	成長量	124,686	124,686	114,057	10,629	106,428	105,694	734	101,692	100,969	724

区分		立 木 地									
		天 然 林					竹 林				
		数					無 立 木 地				
		総 数		針葉樹		広葉樹		針葉樹		広葉樹	
総 数	面積	103,082.66	10,643.03	92,439.63	2,841.53	2.78	2,838.75	1,170.41	142.26	1,028.15	99,070.72
	材積	10,235,953	3,088,678	7,147,275	261,703	607	261,096	123,247	43,571	79,676	9,851,003
	成長量	26,600	13,512	13,088	480	2	478	263	180	83	25,857
制限林	面積	28,385.37	4,624.35	23,761.02	581.43	1.02	580.41	300.94	38.62	262.32	27,503.00
	材積	2,954,226	1,205,393	1,748,833	51,193	226	50,968	30,892	10,820	20,073	2,872,141
	成長量	8,342	5,149	3,193	144	1	143	63	36	27	8,134
普通林	面積	74,697.29	6,018.68	68,678.61	2,260.10	1.76	2,258.34	869.47	103.64	765.83	71,567.72
	材積	7,281,727	1,883,285	5,398,442	210,510	381	210,129	92,354	32,751	59,603	6,978,863
	成長量	18,258	8,363	9,895	336	1	334	200	144	56	17,722

1. 竹林の束数は不明、更新困難地は未立木地に含まれる。
2. 林政課資料による。

(3) 市町村別森林資源表

区 分	面 積	材 積	総 数	立 木 地			立 木 地					
				総 数			人 工 林					
				総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	面 積	153,434.09	149,321.16	56,115.46	93,205.70	46,238.50	45,472.43	766.07	42,581.94	41,835.80	746.14	
	材 積	23,645,562	23,645,562	16,449,873	7,195,690	13,409,610	13,361,195	48,415	12,352,186	12,304,243	47,943	
倉 敷 市	面 積	9,456.21	8,729.24	738.28	7,990.96	194.90	136.71	58.19	152.71	94.60	58.11	
	材 積	654,853	654,853	130,442	524,411	24,050	20,594	3,456	20,905	17,454	3,451	
旧倉敷市	面 積	7,508.39	6,977.80	539.94	6,437.86	137.20	80.61	56.59	105.32	48.81	56.51	
	材 積	508,787	508,787	90,275	418,512	14,427	11,112	3,315	12,352	9,042	3,310	
旧船穂町	面 積	106.68	90.59	2.57	88.02	0.31	0.31		0.31	0.31		
	材 積	7,046	7,046	820	6,225	64	64		64	64		
旧真備町	面 積	1,841.14	1,660.85	195.77	1,465.08	57.39	55.79	1.60	47.08	45.48	1.60	
	材 積	139,020	139,020	39,346	99,673	9,559	9,418	141	8,489	8,348	141	
笠 岡 市	面 積	5,038.57	4,866.06	1,293.33	3,572.73	250.98	167.61	83.37	208.18	124.81	83.37	
	材 積	492,763	492,763	251,412	241,351	38,233	33,336	4,898	30,317	25,419	4,898	
井 原 市	面 積	15,803.75	15,224.27	4,182.72	11,041.55	2,520.02	2,457.52	62.50	2,104.62	2,042.12	62.50	
	材 積	1,995,224	1,995,224	1,076,852	918,373	572,229	567,051	5,178	479,138	473,961	5,178	
旧井原市	面 積	4,784.34	4,624.33	724.77	3,899.56	424.43	417.19	7.24	347.96	340.72	7.24	
	材 積	515,877	515,877	179,167	336,710	97,863	97,324	540	78,985	78,446	540	
旧美星町	面 積	4,728.05	4,569.50	1,645.37	2,924.13	697.72	693.74	3.98	549.78	545.80	3.98	
	材 積	672,269	672,269	434,858	237,410	138,189	137,938	250	107,237	106,987	250	
旧芳井町	面 積	6,291.36	6,030.44	1,812.58	4,217.86	1,397.87	1,346.59	51.28	1,206.88	1,155.60	51.28	
	材 積	807,078	807,078	462,826	344,253	336,177	331,789	4,388	292,916	288,528	4,388	
総 社 市	面 積	13,270.37	12,841.99	2,889.43	9,952.56	1,330.27	1,265.89	64.38	1,294.42	1,230.06	64.36	
	材 積	1,197,946	1,197,946	549,754	648,192	237,295	233,281	4,014	230,982	226,969	4,013	
旧総社市	面 積	12,353.51	11,960.77	2,718.52	9,242.25	1,288.20	1,224.52	63.68	1,252.96	1,189.30	63.66	
	材 積	1,125,678	1,125,678	516,928	608,750	229,935	225,970	3,965	223,736	219,772	3,964	
旧山手村	面 積	499.21	482.73	119.56	363.17	10.47	10.47		9.86	9.86		
	材 積	43,670	43,670	24,129	19,541	1,787	1,787		1,673	1,673		
旧清音村	面 積	417.65	398.49	51.35	347.14	31.60	30.90	0.70	31,60	30,90	0.70	
	材 積	28,598	28,598	8,697	19,901	5,573	5,524	49	5,573	5,524	49	
高 梁 市	面 積	41,723.78	40,866.66	12,358.90	28,507.76	9,309.17	9,180.46	128.71	8,186.30	8,072.63	113.67	
	材 積	5,720,901	5,720,901	3,531,900	2,189,001	2,376,056	2,369,101	6,955	2,091,610	2,084,891	6,720	
旧高梁市	面 積	17,079.29	16,729.24	4,534.06	12,195.18	2,911.83	2,885.16	26.67	2,416.61	2,390.32	26.29	
	材 積	2,254,250	2,254,250	1,316,744	937,506	707,897	706,296	1,601	586,650	585,066	1,585	
旧有漢町	面 積	3,224.07	3,153.59	1,163.25	1,990.34	995.87	970.00	25.87	880.99	869.01	11.98	
	材 積	495,028	495,028	308,975	186,053	252,709	251,892	816	228,006	227,361	645	
旧成羽町	面 積	6,575.15	6,470.35	1,766.06	4,704.29	1,317.42	1,301.37	16.05	1,086.43	1,070.38	16.05	
	材 積	783,745	783,745	463,054	320,691	272,575	271,844	731	213,692	212,961	731	
旧川上町	面 積	7,077.97	6,945.88	2,378.79	4,567.09	1,917.72	1,895.01	22.71	1,724.23	1,701.52	22.71	
	材 積	1,012,644	1,012,644	664,843	347,802	490,489	488,923	1,566	436,313	434,747	1,566	
旧備中町	面 積	7,767.30	7,567.60	2,516.74	5,050.86	2,166.33	2,128.92	37.41	2,078.04	2,041.40	36.64	
	材 積	1,175,234	1,175,234	778,284	396,950	652,386	650,146	2,240	626,949	624,757	2,193	
新 見 市	面 積	59,155.65	58,094.70	32,644.24	25,450.46	31,749.10	31,416.30	332.80	29,905.55	29,577.30	328.25	
	材 積	12,662,116	12,662,116	10,477,040	2,185,076	10,007,827	9,986,193	21,634	9,369,870	9,348,462	21,408	
旧新見市	面 積	26,450.59	26,005.58	13,469.72	12,535.86	12,841.40	12,764.40	77.00	11,796.57	11,719.75	76.82	
	材 積	5,819,384	5,819,384	4,702,036	1,117,347	4,411,249	4,404,941	6,308	4,026,655	4,020,361	6,294	
旧大佐町	面 積	8,709.58	8,615.25	5,803.29	2,811.96	5,801.79	5,653.44	148.35	5,604.64	5,459.43	145.21	
	材 積	2,166,350	2,166,350	1,922,658	243,692	1,872,311	1,863,647	8,663	1,812,049	1,803,539	8,509	
旧神郷町	面 積	9,930.46	9,741.14	6,517.03	3,224.11	6,529.28	6,494.62	34.66	6,361.08	6,326.76	34.32	
	材 積	2,167,872	2,167,872	1,910,658	257,214	1,902,729	1,900,089	2,640	1,845,185	1,842,567	2,619	
旧哲多町	面 積	8,328.20	8,099.33	3,369.88	4,729.45	3,120.75	3,093.09	27.66	2,906.54	2,878.88	27.66	
	材 積	1,302,367	1,302,367	920,786	381,581	826,554	825,017	1,537	760,995	759,458	1,537	
旧哲西町	面 積	5,736.82	5,633.40	3,484.32	2,149.08	3,455.88	3,410.75	45.13	3,236.72	3,192.48	44.24	
	材 積	1,206,144	1,206,144	1,020,902	185,241	994,984	992,498	2,486	924,986	922,537	2,448	
浅 口 市	面 積	2,820.52	2,719.73	537.05	2,182.68	96.02	80.06	15.96	95.10	79.38	15.72	
	材 積	278,011	278,011	121,790	156,221	14,768	13,785	982	14,680	13,702	978	
旧金光町	面 積	760.72	732.83	175.60	557.23	17.09	12.35	4.74	16.60	11.86	4.74	
	材 積	77,915	77,915	37,426	40,489	2,531	2,217	314	2,465	2,152	314	
旧鴨方町	面 積	1,797.61	1,728.60	349.51	1,379.09	75.38	66.91	8.47	74.95	66.72	8.23	
	材 積	179,385	179,385	81,404	97,982	11,931	11,401	530	11,909	11,383	526	
旧寄島町	面 積	262.19	258.30	11.94	246.36	3.55	0.80	2.75	3.55	0.80	2.75	
	材 積	20,710	20,710	2,960	17,750	306	167	139	306	167	139	
早 島 町	面 積	69.67	61.20	2.38	58.82	4.75	0.05	4.70	4.75	0.05	4.70	
	材 積	4,788	4,788	642	4,146	215	11	204	215	11	204	
里 庄 町	面 積	383.35	375.56	125.80	249.76	12.68	9.07	3.61	5.99	2.38	3.61	
	材 積	45,435	45,435	28,381	17,054	1,826	1,600	225	694	469	225	
矢 掛 町	面 積	5,712.22	5,541.75	1,343.33	4,198.42	770.61	758.76	11.85	624.32	612.47	11.85	
	材 積	593,525	593,525	281,661	311,864	137,110	136,242	868	113,775	112,906	868	

立 木 地											
人 工 林			天 燃 林								
育 成 複 層 林			総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
3,656.56	3,636.63	19.93	103,082.66	10,643.03	92,439.63	2,841.53	2.78	2,838.75	1,170.41	142.26	1,028.15
1,057,424	1,056,952	472	10,235,953	3,088,678	7,147,275	261,703	607	261,096	123,247	43,571	79,676
42.19	42.11	0.08	8,534.34	601.57	7,932.77	235.21	1.92	233.29	1.11		1.11
3,145	3,140	6	630,803	109,847	520,955	17,359	373	16,986	74		74
31.88	31.80	0.08	6,840.60	459.33	6,381.27	123.57	1.05	122.52	0.50		0.50
2,075	2,070	6	494,360	79,163	415,197	8,932	182	8,750	31		31
			90.28	2.26	88.02	3.83		3.83			
			6,982	756	6,225	272		272			
10.31	10.31		1,603.46	139.98	1,463.48	107.81	0.87	106.94	0.61		0.61
1,070	1,070		129,461	29,928	99,533	8,155	191	7,964	43		43
42.80	42.80		4,615.08	1,125.72	3,489.36	55.15		55.15	33.14	2.59	30.55
7,917	7,917		454,530	218,076	236,453	3,533		3,533	2,638	514	2,124
415.40	415.40		12,704.25	1,725.20	10,979.05	146.44	0.37	146.07	663.14	74.02	589.12
93,091	93,091		1,422,996	509,800	913,195	12,553	107	12,445	67,259	21,777	45,482
76.47	76.47		4,199.90	307.58	3,892.32	51.76		51.76	95.59	9.46	86.13
18,878	18,878		418,014	81,844	336,170	4,668		4,668	10,055	2,544	7,511
147.94	147.94		3,871.78	951.63	2,920.15	35.89	0.32	35.57	121.13	31.56	89.57
30,952	30,952		534,080	296,920	237,160	2,837	93	2,744	17,153	9,985	7,168
190.99	190.99		4,632.57	465.99	4,166.58	58.79	0.05	58.74	446.42	33.00	413.42
43,261	43,261		470,901	131,037	339,865	5,048	14	5,034	40,051	9,248	30,803
35.85	35.83	0.02	11,511.72	1,623.54	9,888.18	87.66		87.66	1.01		1.01
6,313	6,312	1	960,651	316,473	644,178	5,818		5,818	67		67
35.24	35.22	0.02	10,672.57	1,494.00	9,178.57	85.03		85.03	0.95		0.95
6,199	6,198	1	895,743	290,958	604,785	5,676		5,676	64		64
0.61	0.61		472.26	109.09	363.17	0.22		0.22	0.06		0.06
114	114		41,883	22,342	19,541	12		12	3		3
			366.89	20.45	346.44	2.41		2.41			
			23,025	3,173	19,852	130		130			
1,122.87	1,107.83	15.04	31,557.49	3,178.44	28,379.05	912.50	0.22	912.28	239.55	48.41	191.14
284,446	284,211	235	3,344,845	1,162,798	2,182,046	84,826	55	84,770	31,764	17,251	14,513
495.22	494.84	0.38	13,817.41	1,648.90	12,168.51	581.12	0.22	580.90	6.91	0.44	6.47
121,247	121,230	17	1,546,353	610,448	935,905	55,732	55	55,677	663	136	527
114.88	100.99	13.89	2,157.72	193.25	1,964.47	104.83		104.83	1.20		1.20
24,703	24,531	172	242,320	57,083	185,237	10,791		10,791	105		105
230.99	230.99		5,152.93	464.69	4,688.24	43.38		43.38	7.21		7.21
58,883	58,883		511,170	191,210	319,960	2,974		2,974	448		448
193.49	193.49		5,028.16	483.78	4,544.38	34.30		34.30	156.21	31.22	124.99
54,176	54,176		522,155	175,920	346,235	2,685		2,685	20,762	11,302	9,460
88.29	87.52	0.77	5,401.27	387.82	5,013.45	148.87		148.87	68.02	16.75	51.27
25,436	25,389	47	522,848	128,138	394,710	12,643		12,643	9,786	5,813	3,974
1,843.55	1,839.00	4.55	26,345.60	1,227.94	25,117.66	1,372.17	0.27	1,371.90	71.43		71.43
637,957	637,731	226	2,654,289	490,847	2,163,442	135,186	71	135,115	6,642		6,642
1,044.83	1,044.65	0.18	13,164.18	705.32	12,458.86	797.20	0.18	797.02	42.74		42.74
384,594	384,580	14	1,408,135	297,096	1,111,039	84,787	71	84,716	4,151		4,151
197.15	194.01	3.14	2,813.46	149.85	2,663.61	146.26		146.26	10.70		10.70
60,262	60,108	154	294,039	59,011	235,029	13,136		13,136	890		890
168.20	167.86	0.34	3,211.86	22.41	3,189.45	203.56		203.56	9.19		9.19
57,544	57,523	21	265,142	10,568	254,574	16,862		16,862	811		811
214.21	214.21		4,978.58	276.79	4,701.79	130.66		130.66	4.70		4.70
65,559	65,559		475,813	95,768	380,044	10,671		10,671	402		402
219.16	218.27	0.89	2,177.52	73.57	2,103.95	94.49	0.09	94.40	4.10		4.10
69,998	69,961	37	211,160	28,404	182,756	9,730		9,730	388		388
0.92	0.68	0.24	2,623.71	456.99	2,166.72	13.22		13.22	0.49		0.49
88	84	4	263,243	108,004	155,239	984		984	25		25
0.49	0.49		715.74	163.25	552.49	0.67		0.67			
66	66		75,384	35,209	40,176	48		48			
0.43	0.19	0.24	1,653.22	282.60	1,370.62	9.91		9.91	0.49		0.49
22	18	4	167,454	70,003	97,451	735		735	25		25
			254.75	11.14	243.61	2.64		2.64			
			20,404	2,793	17,612	201		201			
			56.45	2.33	54.12	0.31		0.31			
			4,573	631	3,942	24		24			
6.69	6.69		362.88	116.73	246.15	2.12		2.12	0.91	0.53	0.38
1,132	1,132		43,609	26,781	16,829	151		151	166	139	27
146.29	146.29		4,771.14	584.57	4,186.57	16.75		16.75	159.63	16.71	142.92
23,336	23,336		456,415	145,419	310,996	1,269		1,269	14,611	3,890	10,721

単位 面積：ha 材積：m3

区 分		立 木 地			竹 林	無 立 木 地		
		天 然 林				総 数	伐採跡地	未立木地
		天 然 生 林						
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹				
総 数	面 積	99,070.72	10,497.99	88,572.73	1,997.26	2,115.67	987.20	1,128.47
	材 積	9,851,003	3,044,500	6,806,503				
倉 敷 市	面 積	8,298.02	599.65	7,698.37	344.29	382.68	25.11	357.57
	材 積	613,370	109,475	503,895				
旧倉敷市	面 積	6,716.53	458.28	6,258.25	213.35	317.24	16.84	300.40
	材 積	485,397	78,981	406,416				
旧船穂町	面 積	86.45	2.26	84.19	8.50	7.59	1.65	5.94
	材 積	6,710	756	5,954				
旧真備町	面 積	1,495.04	139.11	1,355.93	122.44	57.85	6.62	51.23
	材 積	121,263	29,737	91,526				
笠 岡 市	面 積	4,526.79	1,123.13	3,403.66	101.26	71.25	5.82	65.43
	材 積	448,358	217,562	230,796				
井 原 市	面 積	11,894.67	1,650.81	10,243.86	359.32	220.16	95.30	124.86
	材 積	1,343,184	487,916	855,268				
旧井原市	面 積	4,052.55	298.12	3,754.43	102.89	57.12	20.33	36.79
	材 積	403,290	79,300	323,990				
旧美星町	面 積	3,714.76	919.75	2,795.01	55.57	102.98	41.81	61.17
	材 積	514,091	286,842	227,249				
旧芳井町	面 積	4,127.36	432.94	3,694.42	200.86	60.06	33.16	26.90
	材 積	425,803	121,774	304,028				
総 社 市	面 積	11,423.05	1,623.54	9,799.51	290.82	137.56	77.48	60.08
	材 積	954,765	316,473	638,292				
旧総社市	面 積	10,586.59	1,494.00	9,092.59	263.95	128.79	77.22	51.57
	材 積	890,002	290,958	599,044				
旧山手村	面 積	471.98	109.09	362.89	9.95	6.53	0.09	6.44
	材 積	41,868	22,342	19,526				
旧清音村	面 積	364.48	20.45	344.03	16.92	2.24	0.17	2.07
	材 積	22,895	3,173	19,723				
高 梁 市	面 積	30,405.44	3,129.81	27,275.63	504.60	352.52	195.97	156.55
	材 積	3,228,255	1,145,492	2,082,763				
旧高梁市	面 積	13,229.38	1,648.24	11,581.14	251.33	98.72	36.74	61.98
	材 積	1,489,957	610,257	879,701				
旧有漢町	面 積	2,051.69	193.25	1,858.44	35.45	35.03	18.76	16.27
	材 積	231,424	57,083	174,341				
旧成羽町	面 積	5,102.34	464.69	4,637.65	58.86	45.94	17.06	28.88
	材 積	507,748	191,210	316,538				
旧川上町	面 積	4,837.65	452.56	4,385.09	87.35	44.74	16.52	28.22
	材 積	498,708	164,618	334,090				
旧備中町	面 積	5,184.38	371.07	4,813.31	71.61	128.09	106.89	21.20
	材 積	500,418	122,325	378,093				
新 見 市	面 積	24,902.00	1,227.67	23,674.33	272.73	788.22	522.75	265.47
	材 積	2,512,461	490,776	2,021,685				
旧新見市	面 積	12,324.24	705.14	11,619.10	116.61	328.40	156.55	171.85
	材 積	1,319,197	297,025	1,022,173				
旧大佐町	面 積	2,656.50	149.85	2,506.65	21.16	73.17	34.66	38.51
	材 積	280,014	59,011	221,003				
旧神郷町	面 積	2,999.11	22.41	2,976.70	42.06	147.26	128.96	18.30
	材 積	247,469	10,568	236,901				
旧哲多町	面 積	4,843.22	276.79	4,566.43	40.86	188.01	157.02	30.99
	材 積	464,739	95,768	368,971				
旧哲西町	面 積	2,078.93	73.48	2,005.45	52.04	51.38	45.56	5.82
	材 積	201,042	28,404	172,638				
浅 口 市	面 積	2,610.00	456.99	2,153.01	53.81	46.98	22.71	24.27
	材 積	262,234	108,004	154,230				
旧金光町	面 積	715.07	163.25	551.82	21.32	6.57	2.00	4.57
	材 積	75,337	35,209	40,128				
旧鴨方町	面 積	1,642.82	282.60	1,360.22	30.51	38.50	20.71	17.79
	材 積	166,694	70,003	96,691				
旧寄島町	面 積	252.11	11.14	240.97	1.98	1.91		1.91
	材 積	20,203	2,793	17,410				
早 島 町	面 積	56.14	2.33	53.81	5.60	2.87	0.42	2.45
	材 積	4,550	631	3,918				
里 庄 町	面 積	359.85	116.20	243.65	4.08	3.71	0.42	3.29
	材 積	43,293	26,642	16,651				
矢 掛 町	面 積	4,594.76	567.86	4,026.90	60.75	109.72	41.22	68.50
	材 積	440,534	141,529	299,006				

(注) 林政課資料による

更新困難地は未立木地を含む

(4) 所有形態別森林資源表

区分		立木地											
		人						工					
		数						林					
		総数	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	針葉樹	針葉樹	針葉樹	針葉樹	針葉樹	針葉樹
総数	面積	153,434.09	149,321.16	56,115.46	93,205.70	46,238.50	45,472.43	766.07	42,581.94	41,835.80	746.14	3,636.63	19.93
	材積	23,645,562	23,645,562	16,449,873	7,195,690	13,409,610	13,361,195	48,415	12,352,186	12,304,243	47,943	1,056,952	472
国有林	面積	762.74	744.93	551.66	193.27	558.98	540.06	18.92	535.47	528.41	7.06	11.65	11.86
	材積	183,054	183,054	169,015	14,039	165,402	165,051	351	161,735	161,551	185	3,500	167
市町村有林	面積	6,940.92	6,829.47	3,210.09	3,619.38	2,535.45	2,443.07	92.38	2,153.37	2,061.23	92.14	381.84	0.24
	材積	1,203,438	1,203,438	936,661	266,777	724,636	718,644	5,992	624,127	618,139	5,988	100,509	4
財産区有林	面積	4,962.26	4,849.87	1,469.76	3,380.11	795.61	740.45	55.16	615.32	562.02	53.30	178.43	1.86
	材積	562,065	562,065	328,803	233,262	139,406	135,972	3,434	108,201	104,767	3,434	31,205	
私有林	面積	140,768.17	136,896.89	50,883.95	86,012.94	42,348.46	41,748.85	599.61	39,277.78	38,684.14	593.64	3,064.71	5.97
	材積	21,697,005	21,697,005	15,015,393	6,681,612	12,380,165	12,341,528	38,637	11,458,123	11,419,787	38,336	921,741	301

区分		立木地											
		天然林						竹					
		天						林					
		総数	針葉樹	針葉樹	針葉樹	針葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	針葉樹	針葉樹	針葉樹	針葉樹
総数	面積	103,082.66	10,643.03	92,439.63	2,841.53	2,78	2,838.75	1,170.41	142.26	1,028.15	99,070.72	10,497.99	88,572.73
	材積	10,235,953	3,088,678	7,147,275	261,703	607	261,096	123,247	43,571	79,676	9,851,003	3,044,500	6,806,503
国有林	面積	185.95	11.60	174.35	4.00		4.00	3.45	1.66	1.79	178.50	9.94	168.56
	材積	17,652	3,964	13,687	340		340	1,057	849	208	16,255	3,115	13,140
市町村有林	面積	4,294.02	767.02	3,527.00	55.76	0.05	55.71	58.60	8.85	49.75	4,179.66	758.12	3,421.54
	材積	478,802	218,017	260,785	4,431	14	4,417	6,903	2,643	4,261	467,468	215,360	252,107
財産区有林	面積	4,054.26	729.31	3,324.95	8.03		8.03	53.97	12.66	41.31	3,992.26	716.65	3,275.61
	材積	422,659	192,832	229,828	607		607	6,598	3,488	3,110	415,454	189,343	226,111
私有林	面積	94,548.43	9,135.10	85,413.33	2,773.74	2.73	2,771.01	1,054.39	119.09	935.30	90,720.30	9,013.28	81,707.02
	材積	9,316,840	2,673,865	6,642,975	256,325	592	255,732	108,688	36,591	72,097	8,951,827	2,636,681	6,315,146

(注) 林政課資料による。

(5) 制限林の種類別面積

単位 面積:ha

区 分	保安林					保安施設地区	砂防指定地	自然公園						計
	保水源 安かん 林養	備土砂 保流出 安防林	備土砂 崩壊 安防林	保その 安他の 林の	計			国立公園		国定公園		県立自然公園		
								特別地域	普通地域	小計	特別地域	普通地域	小計	
総数	22,951	17,743	107	1,083	41,884	6	374	1,226	556	1,782	3,413	19,200	22,613	24,395
倉敷市	776	1,932	9	82	2,799	0	76	575		575		278	278	853
笠岡市	92	1,491	3	191	1,777	0	3	604	545	1,149				1,149
井原市	772	2,152	10	74	3,008	1	2				202		202	202
総社市	475	5,294	1	18	5,788	2	0				163	1,451	1,614	1,614
高梁市	3,392	2,381	29	441	6,243	0	128				1,777	3,464	5,241	5,241
新見市	16,672	815	51	228	17,766	1	146				1,271	14,007	15,278	15,278
浅口市	359	954	3	5	1,321	1	2	47	11	58				58
早島町	2	34	1		37									
里庄町	25	214		1	240									
矢掛町	386	2,476		43	2,905	1	18							

単位 面積:ha

区分	保安林と林地開発規制						合
	よる市緑地保全法に	よる市緑地保全法に	風都市計画による	特別林業母樹林による	地記る文 念史化 物跡財 に名保 係勝護 る、法 指天に 定然よ	特別岡 別に山 保護る目 地郷然 区土保 自然条	
	よる市緑地保全法に	よる市緑地保全法に	風都市計画による	特別林業母樹林による	地記る文 念史化 物跡財 に名保 係勝護 る、法 指天に 定然よ	特別岡 別に山 保護る目 地郷然 区土保 自然条	
総数	127		131		534	11	67,462
倉敷市			131		16		3,875
笠岡市					126		3,055
井原市					103	1	3,316
総社市					57		7,461
高梁市	35				57	2	11,706
新見市	37				92	8	33,327
浅口市							1,382
早島町							37
里庄町							240
矢掛町	55				83		3,063

(注)保安林面積は「岡山県の保安林と林地開発規制」(令和2年3月)による。
自然公園面積は自然環境課調べ。

(6) 樹種別材積表

単位 材積：m3

	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
総数	3,978,318	9,087,008	3,128,057	267,748	122,050	7,080,725
人工林	3,977,922	9,087,008	304,889	1,787	8,968	40,771
天然林	397		2,823,168	265,960	113,082	7,039,954

(7) 危険地等の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地	荒廃危険地	海岸砂地	せき悪林地
総数	30.01	7.38		171.68
市町村別内訳	倉敷市	11.74		1.53
	旧倉敷市	11.28		
	旧船穂町	0.46		
	旧真備町			1.53
	笠岡市	0.84	6.52	
	井原市	0.22		
	旧井原市			
	旧美星町	0.22		
	旧芳井町			
	総社市	0.71		170.15
	旧総社市	0.62		170.15
	旧山手村	0.09		
	旧清音村			
	高梁市	9.05	0.70	
	旧高梁市	6.69	0.70	
	旧有漢町			
	旧成羽町	1.17		
	旧川上町	0.12		
	旧備中町	1.07		
	新見市	2.80	0.16	
	旧新見市	0.09		
	旧大佐町			
	旧神郷町			
	旧哲多町	0.19		
	旧哲西町	2.52	0.16	
	早島町			
	浅口市			
	旧金光町			
	旧鴨方町			
	旧寄島町			
	里庄町	0.07		
	矢掛町	4.58		

(注) 荒廃地には崩壊地、はげ山、地すべり地を、荒廃危険地にははげ山移行地、崩壊危険地をそれぞれ含む。
林政課資料による。

(8) 森林の被害

単位 面積：h

種 類		山火事			松くい虫			カシノナガキクイムシ			その他病虫獣害		
年 度		R3	R4	R5	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
総 数		4.35	6.79	9.96	3.09	3.25	3.36	0.86	1.23	7.66	3.88	0.78	0.76
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	0.91	0.56	1.13	1.42	1.48	1.41	0.14	0.16	0.49	3.26	0.14	0.14
	笠 岡 市	0.65	0.31	0.25	0.36	0.35	0.24		0.03	0.00			
	井 原 市	0.59	0.16	1.80	0.13	0.12	0.18			0.01			
	総 社 市	0.10	0.66	2.80	0.38	0.51	0.41	0.02	0.03	0.10			
	高 梁 市	1.07	1.79	1.98	0.25	0.22	0.69	0.21	0.35	1.70			
	新 見 市	0.15	3.14	1.00	0.20	0.23	0.15	0.48	0.64	5.33	0.62	0.64	0.62
	浅 口 市	0.30	0.06	0.88	0.10	0.09	0.10						
	早 島 町	0.00				0.00		0.01	0.02	0.03			
	里 庄 町	0.00		0.02	0.21	0.21	0.17						
	矢 掛 町	0.58	0.11	0.10	0.04	0.04	0.01						
県 民 局 内 訳	備中県民局 (地域事務所除く)	1.01	1.22	3.93	1.80	1.99	1.82	0.17	0.21	0.62	3.26	0.14	0.14
	備中県民局 井笠地域	2.12	0.64	3.05	0.84	0.81	0.70	0.00	0.03	0.01	0.00	0.00	0.00
	備中県民局 高梁地域	1.07	1.79	1.98	0.25	0.22	0.69	0.21	0.35	1.70	0.00	0.00	0.00
	備中県民局 新見地域	0.15	3.14	1.00	0.20	0.23	0.15	0.48	0.64	5.33	0.62	0.64	0.62

(注) 1 山火事は岡山県林野火災の状況と対策(令和7年3月)による。

2 松くい虫、カシノナガキクイムシ、その他病虫獣害は、実損面積(治山課調べ：令和5～令和7年度森林被害報告(民有林のみ))。

(9) 防火線等の整備状況

市 町 村 (実施地域)	年 度	実 施 内 容	規 模
倉敷市	S55	防火管理道	W=2.9m L=820m
〃	S60	防火林造成	1.00ha
〃 (児 島)	H7	防火水槽 1基 防火標識 2基	100m ³ /基
〃 (児 島)	H8	山火事予防表示燈 1基 防火水槽 1基 防火標識 3基	100m ³ /基
〃	H10	ドラム缶式簡易防火水槽 10基	
倉敷市	H16	防火水槽 1基 防火標識 1基	60m ³ /基
〃	H18	防火水槽 1基 防火標識 1基	60m ³ /基
笠岡市	S47	防火林造成	1.64ha
〃	S48	防火林造成	1.38ha
〃	S49	防火林造成	1.29ha
〃	S50	防火林造成	1.17ha
〃	S51	防火林造成	0.80ha
〃	S52	防火林造成	0.78ha
〃	S53	防火林造成	1.32ha
〃 (白石島)	S53	防火水槽 1基	20m ³ /基
〃	S54	防火林造成	1.60ha
〃	S61	防火管理道	W=2.9m L=502m
〃	H3	防火管理道	W=2.8m L=860m
〃 (神 島)	H5	防火水槽 1基 防火標識 1基	40m ³ /基
〃	H15	防火水槽 1基 防火標識 2基	40m ³ /基
笠岡市	H17	防火水槽 1基 防火標識 1基	40m ³ /基
井原市(旧井原市) (笹 賀)	S57	防火水槽 1基	29m ³ /基
井原市(旧芳井町) (東三原・宇戸川)	R元	防火水槽 2基 防火標識 2基	60m ³ /基
井原市(旧芳井町) (下鴨・天神山・宇戸川)	H4	防火水槽 3基 防火標識 3基	20m ³ /基
井原市(旧芳井町) (宇戸川・花滝)	H6	防火水槽 3基 防火標識 3基	20m ³ /基
総社市	S50	防火林造成	1.30ha
〃	S52	防火林造成	0.92ha
〃	S53	防火林造成	0.63ha

市町村 (実施地域)	年 度	実 施 内 容	規 模
総社市	S55	防火林造成	1.40ha
〃	S56	防火林造成	0.68ha
〃	S57	防火林造成	0.97ha
〃	S59	防火管理道	W=2.0~2.9m L=540m
〃	S60	防火林造成	1.00ha
〃 (新 本)	S60	防火水槽 1基	40m ³ /基
〃	R元	防火管理道	W=2.9m L=540m
〃 (奥 坂)	R元	防火水槽 1基 防火標識 5基	60m ³ /基
〃 (種 井)	H2	防火水槽 2基 防火標識 3基	40m ³ /基
〃 (新 本)	H3	防火水槽 2基 防火標識 2基	40m ³ /基
〃 (見 延)	H4	防火水槽 2基 防火標識 2基	40m ³ /基
〃 (秦)	H5	防火水槽 2基 防火標識 2基	30m ³ /基
〃 (黒 尾)	H6	防火水槽 1基 防火標識 4基	60m ³ /基
〃 (黒尾・長良)	H9	山火事予防表示燈 1基 防火水槽 1基 防火標識 2基	40m ³ /基
総社市	H10	ドラム缶式簡易防火水槽 6基	
〃	H11	防火水槽 1基 防火標識 1基	40m ³ /基
〃	H12	防火水槽 1基 防火標識 1基	60m ³ /基
〃	H14	防火水槽 1基	60m ³ /基
〃	H16	防火水槽 1基 防火標識 1基	60m ³ /基
金光町	S58	防火管理道	W=2.9m L=557m
鴨方町	S56	防火管理道	W=2.9m L=641m
〃 (益 坂)	H2	防火管理道 1路線 防火標識 1基	L=384m
寄島町 (東安倉)	H7	防火水槽 1基 防火標識 1基	40m ³ /基
矢掛町	H10	ドラム缶式簡易防火水槽 17基 防火管理道 防火標識 1基	L=1,020m
矢掛町 (羽 無)	H3	防火水槽 2基 防火標識 2基	40m ³ /基

(注) 岡山県林野火災の状況と対策(令和7年3月)による。

3. 林業の動向

(1) 保有山林規模別経営体数

単位 経営体

区 分		総 数	保有 山林 なし	3ha 未満	3～ 5ha	5～ 10ha	10～ 20ha	20～ 30ha	30～ 50ha	50～ 100ha	100ha 以上
総 数		238	8	2	36	51	77	18	22	15	7
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	4	－	－	2	－	－	－	－	2	－
	笠 岡 市	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	井 原 市	3	－	1	－	－	1	－	－	－	1
	総 社 市	4	－	－	1	2	－	－	1	－	－
	高 梁 市	19	1	－	4	4	8	－	1	－	1
	新 見 市	203	6	1	28	45	68	18	20	12	5
	浅 口 市	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	早 島 町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	里 庄 町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	矢 掛 町	3	1	－	1	－	－	－	－	1	－
県 民 局 内 訳	備中県民局 (地域事務所除く)	8			3	2			1	2	
	備中県民局 井笠地域	6	1	1	1		1			1	1
	備中県民局 高梁地域	19	1		4	4	8		1		1
	備中県民局 新見地域	203	6	1	28	45	68	18	20	12	5

(資料) 2020年農林業センサスによる。

(注) 秘匿処理が含まれるため、規模別の内訳の合計と計が一致しない場合がある。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区 分		総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
		人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
総 数		16	17,062	5	2,268	11	14,794	
市 町 村 別 内 訳	倉敷市							
	笠岡市							
	井原市	(1) 1	(257) 257			(1) 1	(257) 257	
	総社市	(3) 3	(269) 269	(1) 1	(4) 4	(2) 2	(264) 264	
	高梁市	(4) 6	(1,396) 3,891	(2) 2	(151) 151	(2) 4	(1,246) 3,740	
	新見市	(4) 5	(12,308) 12,451	(2) 2	(2,113) 2,113	(2) 3	(10,195) 10,338	
	浅口市							
	早島町							
	里庄町							
	矢掛町	(1) 1	(195) 195			(1) 1	(195) 195	

(注) 1 人数欄は森林経営計画の認定森林所有者等の数

2 人数欄の上段 () 書きは、該当市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数

3 市町村別の面積欄は1の人数に対応する面積で、上段の () 書きは2に対応する面積

4 総数欄の人数は市町村別内訳の合計ではなく、当該森林計画区の認定森林所有者等の数

5 調査時点：令和7年4月1日

6 国有林森林計画は未記載

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：ha

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	79	110.15	0	0	
倉敷市					
笠岡市	2	6.70			
井原市					
総社市	37	68.80			
高梁市					
新見市					
浅口市	18	8.74			
早島町					
里庄町					
矢掛町	22	25.91			

(注) 令和7年3月31日現在の数値である。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構 成

単位 千円、h a

市 町 村 別		組 合 名	組合員数	専 従 職員数	出資金 総 額	組合員所有 (又は組合経営) 森 林 面 積	備 考
森 林 組 合	総 数		15,790	35	259,984	105,813	
	井原市	井 原 市 森 林 組 合	2,786	4	28,872	6,686	
	矢掛町	備 中 南 森 林 組 合	1,284	7	37,213	11,233	
	高梁市	び ほ く 森 林 組 合	7,544	10	59,134	45,608	
	新見市	新 見 市 森 林 組 合	4,176	14	134,765	42,286	
生 産 森 林 組 合	総 数		149		73,874	264	
	井原市	五万原生産森林組合	50		714	6	
	新見市	田 淵 生 産 森 林 組 合	26		2,160	97	
		大佐山生産森林組合	73		71,000	161	

(注) 1 令和5年度森林組合統計による。

2 市町村名及び森林組合名は、令和7年4月現在の市町村名を明記している。

イ 事業内容及び活動状況等

・森林組合

区 分 組 合 名	作 業 班 員 数	主 要 事 業 取 扱 高							主 要 事 業 取 扱 高								
		販 売 千円	林 産 千円	加 工 製 造 千円	購 買 千円	樹 苗 千円	森 林 整 備 千円	利 用 及 び 福 利 厚 生 千円	未 期 貸 付 残 高 千円	木 材 m ³	乾しいたけ kg	生しいたけ kg	山行苗木 千本	樹 苗 千本	肥 料 kg	新 植 ha	保 育 ha
総 数	78	500,174	137,724	23,686	70,439		434,302	412,416	8,306	48,015	1,004	0	274		320	26	452
井原市森林組合	5	933	2,133		4,063		39,630	21,710		154	83				40		52
備中南森林組合	17	1,550	374		8,211		88,118	173,497	5,149	30	23		1		140	5	126
びほく森林組合	16	54,367	20,615		7,412		164,892	25,416	408	5,153	117		14		140	14	162
新見市森林組合	40	443,324	114,602	23,686	50,753		141,662	191,793	2,749	42,678	781		259			7	112

(注) 令和5年度森林組合統計による。

・生産森林組合

区 分 組 合 名	新植、保育及び種間伐面積 (ha)			立 木		販 売 実 績			
	新 植	保 育	間 伐	主 伐	数 量 (m ³)	金 額 (千円)	数 量 (m ³)	金 額 (千円)	合 計 金 額 (千円)
総 数	0	2	11	6	0	0	2,164	36,643	36,643
五 万 原 生 産 森 林 組 合									0
田 生 産 森 林 組 合				6			1,493	26,250	26,250
大 生 産 森 林 組 合		2	11				671	10,393	10,393

(注) 令和5年度森林組合統計による。

(4) 林業事業体等の現況

単位 経営体

区 分		林業作業の受託を行 った経営体数 (経営体数)	素材生産を行っ た経営体数 (経営体数)	木材・竹材 卸売業 (商店数)	木材・木製品 製造業 (事務所数)	その他
総 数		21	69		19	
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	1	2		9	
	笠 岡 市				4	
	井 原 市	1	1		1	
	総 社 市				1	
	高 梁 市	2	4			
	新 見 市	16	62		4	
	浅 口 市					
	早 島 町					
	里 庄 町					
	矢 掛 町	1				
県 民 局 内 訳	備中県民局 (地域事務所除く)	1	2		10	
	備中県民局 井笠地域	2	1		5	
	備中県民局 高梁地域	2	4			
	備中県民局 新見地域	16	62		4	

- (注) 1. 林業作業の受託及び素材生産を行っ
た経営体数は2020年農林業センサスによる。
2. 木材・竹材卸売業は統計がないため未入力。
3. 木材・木製品製造業は2020年工業統計調査結果表による。

(6) 林業労働力の概況

単位 人

区 分	総 数	男 性	女 性
平 成 7 年	486	396	90
平 成 1 2 年	378	317	61
平 成 1 7 年	209	176	33
平 成 2 7 年	181	132	49
令 和 2 年	158	116	42

(注) 国勢調査報告による。

(7) 林業機械化の概況

単位 台

機 種 名	総 数	地方公共 団体	森林組合	会 社	個 人	その他
フェラーバンチャ	0	0	0	0	0	0
ハ ー ベ ス タ	7	0	2	5	0	0
プ ロ セ ッ サ	17	0	5	11	1	0
ス キ ッ ダ	0	0	0	0	0	0
フ ォ ワ ー ダ	53	0	12	38	2	1
タ ワ ー ヤ ー ダ	1	0	0	1	0	0
ス イ ン グ ヤ ー ダ	10	0	7	3	0	0
グラップルバケッ ト	58	0	9	46	2	1
そ の 他	0	0	0	0	0	
計	146	0	35	104	5	2

(注) 令和5年度林業機械の保有状況調査による。

(8) 作業路網等の整備の概況

本計画区の森林作業道は、各種事業により令和元年度から令和6年度までに654路線、327,458mが開設されている。

単位 延長：m

	路線数	延 長
令和元年度	85	43,399
令和2年度	163	55,752
令和3年度	130	71,589
令和4年度	115	71,225
令和5年度	91	42,165
令和6年度	70	43,328
合 計	654	327,458

(注) 治山課調べ。(令和元年度～令和6年度作業道等現況調査)

4 前期計画の実行状況

(1) 主伐、間伐立木材積

単位 材積：千 m^3 ， 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	527	694	1,221	402	223	625	76%	32%	51%
針葉樹	499	694	1,193	376	223	599	75%	32%	50%
広葉樹	28	0	28	26	0	26	93%	0%	93%

(2) 間伐面積

単位 面積：ha， 実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
8,964	3,908	44%

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha， 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,807	1,166	65%	1,322	460	35%	485	706	146%

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：m，箇所 実行歩合：%

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	2,500	1,421	57%	67	12	18%
うち林業専用道	2,500	1,421	57%	-	-	-

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha, 実行歩合：％

区 分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水 源 涵 養 の た め の 保 安 林	617	159	26%	10	0	0%
災 害 防 備 の た め の 保 安 林	385	110	29%	20	4	20%
保 健 ・ 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	30	0	0%	2	0	0%

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha, 実行歩合：％

面 積		
計 画	実 行	実行歩合
該当なし	—	—

ウ 治山事業の数量

単位 地区数：箇所, 実行歩合：％

種 類	計 画	実 行	実行歩合
治 山 事 業 施 行 地 区 数	157	74	47%

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

ア 計画と実行状況

単位 面積：ha, 実行歩合：％

施 業 区 分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	—	—	—
	人工造林	—	—	—
	天然更新	—	—	—
保 育		—	—	—
伐 採	総 数	—	—	—
	主 伐	—	—	—
	間 伐	20	13	65%
その他		—	—	—

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（１） 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷地及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
-11.10	-2.16	-10.24	-3.46	-71.48	-98.44

（２） 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
0.00	0.39	41.29	41.68

6 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安
289.8

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：％ 材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	289.8	94.6	384.4
90	260.8		355.4
80	231.8		326.4
70	202.9		297.5
60	173.9		268.5
50	144.9		239.5
40	115.9		210.5
30	86.9		181.5
20	58.0		152.6
10	29.0		123.6